

其他特務艦船等、數運に亘りて、連綿航績するを爪に認むるを得たり。是に於て全軍に戦闘開始を令し、同時五十五分、視界内に在る我全艦隊に對し、皇國の輿廢此の一戦に在り、各員一層奮勵努力せよの信號を掲揚せり。而して主戰艦隊は少時南西に向首し、敵と反航通過すると見せしが、午後二時五分急に東に折れ、其正面を變して、斜に敵の先頭を壓迫し、裝甲巡洋艦隊も續航して其後に連り、出羽戰隊瓜生戰隊、巡洋艦隊及東郷正路戰隊は、豫定戰策に準し、孰れも南下して、敵の後尾を衝けり、之を當日戦闘開始の際に於ける、彼我の對勢とす。

### 主力隊の戰況

敵の先頭部隊は、主戰艦隊の壓迫を受け、稍々其右舷に轉舵し、午後二時八分彼より砲火を開始せしか、我は暫く之に耐へて、射距離六千米突に入るに及び猛烈に敵の兩先頭艦に砲火を集中せり、敵は之が爲、益々東南に撃壓せらるゝもの如く、其左右兩列共に、漸次東方に變針し、自然に不規則なる單縱陣を形成して、我と並航の姿勢を執り、其左翼列の先頭艦たりし、オスラビヤの如きは、須臾にして撃破せられ、大火災を起して戦列より脱せり。此時に當り、裝甲巡洋艦隊も、既に盡く、主戰艦隊の後方に列し、我全隊の掩

別し能はざりしに由り本職之を明言するを得ず、本職は屢々北方に逃れんとするを企てしも、累次の敵の攻撃は本職をして南方に逃るゝの止むを得ざるに至らしめたり。廿八日朝本職は我主力艦隊の所在を失し、敵の全艦隊の攻撃を受くるの危険に瀕し、我巡洋艦は既に多大の損害を蒙り加ふるに石炭の缺乏を來したるを以て遂にマニラに向ふことに一決せり。本職麾下水兵の行動は稱賛に餘りあり。

又驅逐艦ホドリ一號艦長の報告に曰く、  
 戦争は廿七日午後一時に始まり、午後七時頃驅逐艦アイメイ號は旗艦クニヤズスワロフの艦側に赴き、頭部に負傷したるロケエストウエンスキー提督を引取れり。  
 我艦隊は當日左記の順序に於て北進せり。  
 ニコラス一世、ホロゲノ、アレキサンドル三世、アブラキシン、セニヤウイン、ウシヤコフ、シゾイウエリキ、ナワリン、ナヒモフは右翼隊にスクエトラナ、アルマツ、オレク、オリロフ、ドミトリドンスコイ、モノマフは左翼隊に運送船及び水雷艇は右翼隊の間に位置せり、而して午後七時半巡洋艦は左方に轉向せり。若干時の後ドミトリドンスコイ、モノマフ、イグムルード、アルマツ、スクエトラナは更に北方に轉じ、オリロフ、オレク、セムチエウクは南方に驅逐艦ホドリ及アレクサチヤスチーも亦十節の速力にて之に従へり。廿八日午前一時少し過ぎ此等南向諸艦は對馬海峡を通過せしも、アレクサチヤスチー

は午前五時沈没し、其乗組將校四名下士卒七十五名はホドリ一之を救助收容せり。ホドリ一は南方に航行を繼續せしも、遂に巡洋艦を見失ひ加ふるに石炭及艦體の木製部分を焚き盡し、遂に進退谷まるに到りしが、英國汽船は之を發見し上海迄引き行きたり。  
 清國官憲はホドリ一號に對し二十四時間内に出港せんことを求めし、同夕上村艦隊はサツドル島に到着し加ふるに同艦は大洋を航行するためには不十分なるを以て其出發は即ち同艦を失ふに至るの外なきを以て本職は同艦を上海に止むることに決定したり。

在浦壇港のノークオエ、ウレミヤ通信員が同港に逃竄の巡洋艦アルマツ水雷驅逐艦ホロズマイ及びブライウイ乗組の將校より聞き取りたる海戰報なりとて同紙に打電したるもの左の如し。

五月二十七日午前十一時艦隊は十分戦闘隊列を整へ左の順序にて對馬の東水道に近づきたり。即ち左方には戦闘艦單縱陣を作り三列に分れて進み、第一列はクニヤシスワロフ、アレキサンドル三世、ホロゲノ、及びアール第二列はオスラビヤ、ヤシノイ、ウエリキ、ナワリン、及びアドミラル、ナヒモフ、第三列はニコライ一世、ゲネラル、アドミラル、アブラキシン、アドミラル、セニヤウイン、及びアドミラルウシヤコフなり。き次に航進したるは裝甲巡洋艦オレク、アウロラ、ドミ

撃砲火は射距離の短縮と共に、益々顯著なる効果を呈し、敵の旗艦クニヤーズ、スワロフ二番艦、皇帝アレキサンドル三世も大火災に罹り、戦列を離れ、敵の陣形愈亂れ、後続の諸艦亦火災に罹れるもの多く、其騰烟西風に襲きて忽ち海上一面を蔽ひ、濛氣共に全く敵影を包み、主戦艦隊の如きは爲に一時射撃を中止せるの状況なり。又我軍に於ても各艦多少の損害を蒙り、淺間の如きは後部水線に近く三弾を受けて、舵機を損し、且つ浸水甚しく、一時止むを得ず、列外に落伍せしが、幾もなく應急修理して再び戦列に入れり。是れ午後二時四十五分前後に於ける彼

トワイ、ドンスコイにして其の右方には巡洋艦の縦列あり其の又右方には偵察艦隊スクエトラナアルマーゾワラル及ウラジミル、モノマフあり其後方と右方に水雷艦隊を隨へたり戦艦第一列の左にはセムテュークあり右にはイズムルドありて各水雷艦隊二隻宛を隨へたり同時刻の頃後方左側より巡洋艦四隻より成れる日本の偵察艦隊現はれ並航して近づき來りしが十一時頃之に向て我より砲火を開始したるに敵艦隊は忽ち視線外に去りたり時に天候荒れ烈風起りて波高く濃霧加はりたり十二時三十分頃戦艦隊の第一列は右方に廻轉しつづつ二縦隊を作り航進したりしが午後一時に至り日本艦隊は左方より現はれたるを以て第一列は全速力を以て左方に廻轉し從來の位置を占めんとしたり此時スワロフ艦上に「運送船及び巡洋艦は右方に進航せよ」との信號を掲げられたりしが之と同時に日本艦隊より砲火を開きたり日本艦隊は單縦隊を作り左に戦艦隊及び装甲巡洋艦を置き右に五隻の巡洋艦を進め同艦より我が運送船巡洋艦水雷艦隊等に向て砲撃し我をして左方に廻轉するの已むを得ざるに至らしめたり我が艦隊に砲火の集中すること夥しく砲彈雨下したりしが此時オスラビヤ沈没スワロフは火災を起し上甲板に大なる損害を蒙りて後又沈没したり此時ウラル號より端艇を下したれば運送船は人々を救助せんとて同號に近づきたり我が艦隊は集中せる船艦を掩護せ

我主力の戦況にして、勝敗は既に此間に決せり。我主力隊は如此敵を南方に撃壓し、煙霧の中敵影を發見する毎に、緩徐に之を砲撃しつゝ、午後三時頃には既に敵の前路に出で、約南東に向針しありしが、敵は俄に北方に向首し、我後尾を回りと北走せんとするが如きを以て、主戦艦隊は急に左十六點に、一齊回頭し、日進を嚮導として、北西に向ひ装甲巡洋艦隊も其通路を過ぎたる後正面を變じて之に續き再び敵を南方に撃壓し、之を猛射し午後三時七分敵艦ゼムテューグは装甲巡洋艦隊の後方に突進し來りしも、遂に我砲火に因り、多大の損害を蒙り、既に戦

んとして環状を作りたりしが此時カムチャツトカは三箇の彈孔を受けて沈没シソイ、ウエリキイ艦上には大火災起りたり敵艦隊は我が混亂に乗じて頻りに砲火を集中し此の如き情態にて航進すること約一時間なり午後六七時の間夕陽の没せんとする頃我が艦隊は單縦隊を作りボロチノ、アリヨール、ニコライ一世（三提督此三艦に在りき）ナツリン、シソイウエリキイ及びウラヂミルモノマフの順序を以て北に向て航進したりしが此時後れたるアレキサンドル三世は損傷を修繕し全速力を出して前進艦隊を追ひアリヨールに次て自己の舊位置を占めたり左にはウラルの外各巡洋艦とカムチャツトカの外各運送船及水雷艦隊ありき日本艦隊は右に戦艦隊を控へ左に巡洋艦を進めたりしが此時アイヌイは後れたるスワロフより離れて「司令長官はボヤガトフに司令權を委ぬ」との信號を爲したり艦隊に後れたるアレキサンドル三世は日本艦隊より益々烈しく砲火を浴せ掛けられ遂に傾斜して沈没したり時に日本戦艦隊は我が前進艦隊と相接し我に向て砲火を集中したりしが我等は此時前面の水平線上一帯に日本水雷艦隊にて敵はるゝを見たりしがボロチノは僅々二分間に特別着目すべき理由なくして沈没したり此後我軍艦は悉く南方に廻轉し巡洋艦その前面に立て航進せしが日暮れて最早戦況を注視するに由なく只後方に砲聲の段々たるを聞くのみ水雷艦隊の攻

闘力を失ひたるオスラビヤも同時十分

撃の始まりたるものと知られたり

三七八

に沈没し、孤立せしクニヤージ、スワロフは益々大破して、其一橋二煙突を失ひ、全艦煙焔に包まれて操縦する能はず。混乱せる爾餘の諸敵艦も、更に多大の損害を受けつゝ、又其針路を東方に採れり。是に於て主戦艦隊も、亦一齊に右十六點に回頭し、装甲巡洋艦隊之に次ぎ、遁るを追て益々敗敵を掩撃し、時々機を見て水雷發射をも試み、午後四時四十五分頃に至るまで、主隊の戦闘に就ては別に著しき現象なく、終始敵を南方に壓して砲撃を繼續したるに過ぎず。此間壯烈の事蹟として、特記すべきは、千早及廣瀬(順太郎)驅逐隊が午後三時四十分の頃、敵の廢艦、スワロフに對し、勇敢なる水雷攻撃を決行したることにて、前者の奏効は確實ならざりしも、後者より發せし一水雷の左舷後部に命中し、須臾にして艦體十度許傾斜するを見たり。此兩回の襲撃中、廣瀬驅逐隊の不知火及鈴木驅逐隊の朝潮は附近敵艦より猛射せられ、共に一彈を受けて一時危殆に陥りしも、幸にして遂に無事なるを得たり。午後四時四十分の頃に至り、敵は北方に血路を開くを斷念せしにや、漸次南方に向て遁走するものゝ如く、依て我主隊は装甲巡洋艦隊を先頭とし、之を追撃せしが、少

時にして遂に敵影を煙霧の中に失し、南下すること約八海里、行く行く我右方に離散彷徨せる、敵の二等巡洋艦以下特務艦船等を緩射し、午後五時三十分主力艦隊は再び針路を北方に執りて、敵の主力を索め、装甲巡洋艦隊は、南西方に折れて敵の巡洋艦に迫り、爾後日没に至るまで、此兩戦隊は、分離して、各別の行動を執り、又相見る能はざりし。

主戦艦隊は午後五後四十分頃、其左方近距離に在りし、敵の特務艦ウラルに一撃を加へて、直に之を撃沈し、尙ほ北方に索敵し、進航せる際、左舷艦首に當り敵主力の殘艦約六隻の一群が、北東に向ひ遁走しつゝ、あるを發見し、直に近きて之と並航戦を再始し、漸次敵の前方に出て、其先頭を撃壓せしかば、敵は、初め北東の針路を採りしも、次第に西方に屈折し、遂には北西に向斜するに至れり。此並航戦は午後六時より日没まで連續し、敵は大破の餘、其砲力減少せるに反し、我沈着なる射撃は、益々其威力を逞ふしアレキサンドル三世と見えたる敵艦は、早く列外に出て、後方に落伍し、先頭に占位せし、ポロヂノ型戦艦は、午後六時四十分頃より、大火災を起し、七時二十三分に至り、俄然爆煙に包まれて瞬時に沈没せり。蓋し火災の彈藥庫に及

びしならんか、又當時南方に在りて敵の巡洋艦隊を北方に追撃しつゝありし、裝甲巡洋艦隊の諸艦は、已に傾斜して進退自由ならざるボロデノ型戦艦一隻が、午後七時七分敵艦ナヒモフの側に來り、遂に顛覆沈没せるを目撃せり。後日捕虜の言に依り之れ即ちアレキサンドル三世にして、主戦艦隊の見たるものはボロデノなりしを知るを得たり。

此時夕陽已に暮き、我が驅逐隊水雷艇隊は東南北の三面より漸次に敵に迫り、已に襲撃準備の威勢を執れるを以て、主戦艦隊は次第に敵に對する壓迫を弛めて、日没(午後七時二十八分)と共に、東方に變針し、同時に本職は龍田をして、全軍北航して明朝露陵島に集合すべしと傳令せしめ、並に當日の盡戦を結了せり。

#### 出羽、瓜生戦隊巡洋艦隊及東郷(正路)戦隊の狀況

午後二時、戦闘開始の令下に出羽、瓜生戦隊巡洋艦隊及東郷戦隊は孰も我主力艦隊と分離し、敵を左舷に見て反航南下し、豫定戦策に準じて、敵の後尾に占位せる特務部隊及オレグ、アウロラ、スウィートラナ、アルマーズ、ドミトリドンスコイ、ウラジミール、モノマフ等の巡洋艦を脅威迫撃せり。出羽、瓜生戦隊は、終始共同連繫して午

後二時四十五分より、先づ敵の巡洋艦隊に對して、反航戦を開始し、漸次敵の後尾を旋撃して、其右方に出て、更に並航戦を試み、爾後優速力を利用して、機宜我正面を變じて、或は敵の左に顯れ、又は其右に廻り、攻撃を持続すること、約三十分にして、敵の後方部隊は、漸次に動搖潰亂し、其特務艦船の如きは、遂に左往右往して、爲す所を知らざるの情態に陥れり。此間午後三時過ぐるの頃アウロラと見えたる敵艦、單獨敵中より突進し來りしも、我が猛射に多大の損傷を負ふて撃退せられ。又午後三時四十分頃突撃し來りたる敵の驅逐艦三隻も、爲す所なくして撃攘せられたり。

出羽、瓜生戦隊協力攻撃の効果は、午後四時の交に及んで、著しく發展し、敵の後方部隊は、全く潰亂して、箇々分裂し、其諸艦船皆多少の損害を受けたるものゝ如く、特務艦船中には、既に操縦の自在を缺くるものあるを見るに至れり。

瓜生戦隊は午後四時二十分頃、三橋二烟突を有する敵の特務艦船一隻(或はアナジールならんか)一方に孤立するを認め、直に近きて之を撃沈し、尋て四橋一烟突の特務艦船(或はイルチツシユならん)を猛射して殆ど之を撃破せり。此頃より巡洋艦隊東郷艦隊も來り加り出羽、瓜生戦隊と協同して潰亂せる敵の巡洋艦及特務艦船

を掩撃しつゝありしが午後四時四十分の比、北方より我が主隊に撃壓せられたる。敵の戦艦或は海防艦四隻南下し來りて、其巡洋艦に合力せしかば、瓜生戦隊巡洋艦隊の如きは、少時近距離に之と對戦するの苦境に陥り、孰も多少の損害を受けしも、幸に大ならざることを得たり。

是より先き、出羽戦隊の旗艦笠置は其左舷炭庫水線下に一弾を蒙りしが、爾來浸水漸く増加し、其應急修理のため波靜なる所に行くの止むを得ざるに至り。出羽司令官は自ら笠置千歳を率ひ、麾下の他艦は之を一時瓜生司令官の指揮下に屬せしめ、午後六時油谷灣に赴き、其將旗を千歳に移し、夜に入りて出港北行せしも、笠置は修理に時間を要し、遂に翌日の追撃に参加する能はざりし。

又瓜生戦隊の旗艦浪速も、後部水線に敵弾を蒙り、爲に午後五時十分頃同戦隊は一時避戦して、其損所の應急修理を爲せり。

此時に當り、敵は南北兩方面共に、既に全軍潰亂滅裂の悲境に在りしを以て、午後五時卅分の比、裝甲巡洋艦隊が我主隊と分離して、此方面に來り、南方より敵の巡洋艦を迫撃すると同時に、敵は群を爲して悉く北方に遁走し、瓜生戦隊巡洋艦隊及東郷

戦隊も共に之を追撃せしが、其途上に於て既に進退の自由を失せる敵の廢艦クニヤージ、スワロフ及工作船ガムチャトカを發見し、巡洋艦隊東郷戦隊は直に其撃滅に轉じて、午後七時十分カムチャトカを撃沈し、尋て巡洋艦隊に隨伴せる富士本水雷艇隊は突進してクニヤージ、スワロフを襲撃し、同艦は尙艦尾の小砲一門を以て最終の抵抗を試みしも、遂に我が水雷二發の下に沈没せり。時に午後七時二十分なり。幾もなく此等の諸戦隊は、爵陵島集合の電令に接し、孰も戦を止めて北東に向針せり。

### 各驅逐隊及水雷艇隊の戦況

二十七日の夜戦は、畫戰の終結後直に各驅逐隊及水雷艇隊に依り、猛烈果敢に開始せられたり。

此日朝來南西の強風浪を揚ぐるこ高く、小艇の操縦大に困難なるを認め、本職が直率せし水雷艇隊の如きは、畫戰開始に先ち盡く三浦灣に避泊せし程にて、夕刻に至りて風較々和ぎしも、浪尙ほ靜らず、洋中の水雷攻撃は我に不利尠からざるの狀況なりしも、然も各驅逐隊及艇隊は此一遇の時機を失するを恐れ、皆風濤を冒して

日没前に來り會し、各々先を争ふて敵に當り、藤本驅逐隊は、北方より矢島驅逐隊及河瀬艇隊は北東方向より、敵主力の先頭を壓し、吉島驅逐隊は東方より廣瀬順太郎驅逐隊は南東より、其後尾に迫り福田昌輝大瀧近藤常松青山河田の艇隊等は南方より、敵の主力部隊及其左後に併行せる、巡洋艦の一群に追尾し、日没の頃次第に三面包圍の形勢を爲せり。敵は此勢威に屈したるにや、日没後倉皇南西に避け、更に東方に變針したるもの、如く、午後八時十五分、矢島驅逐隊が第一撃を敵主力艦隊の先頭に加へたるを始めとして、各驅逐隊、水雷艇隊一時に突進して、敵の周圍に蟻集し、午後十一時頃に至るまで、連續激烈なる肉薄襲撃を決行したり。敵は日没より探照砲火を以て、極力防戦せしも遂に此攻撃に耐へず。其僚艦相失して、四分五裂の情態と爲り、各々血路を求めて、任意に運動せしかば、我襲撃隊の追躡と共に、茲に一場の大混戦を現出し。少くも敵の戦艦シナイベリキ裝甲巡洋艦アドミラルナヒモフ及モノマフの三隻は、此間我水雷に罹りて、全く其戦闘航海力を失ひ。又我軍に於ても、福田艇隊の第六十九號艇司令艇青山艇隊の第三十四號艇司令艇及河田艇隊の第三十五艇の三隻は、襲撃の際敵砲の爲め撃沈せられ、驅逐艦春雨、曉雷

夕霧茲に水雷艇隊第六十八號第三十三號艇等は、敵砲又は衝觸等のために、多少の損害を被り、爾後一時戦闘に参加し難く、死傷も亦比較的尠しとせず。就中福田青山及河田艇隊の死傷最も多し。但し沈没水雷艇三隻の乗員は、友艇雁第三十一號第六十一號艇等に依り救助收容せられたり。

後日捕虜の言を聞くに、當夜水雷攻撃の猛烈なりしは殆んど言語に絶し、我艇隊連續肉薄し來りしを以て、其應接に暇なく、且其距離餘り近き爲め、備砲俯角の度を過ぎ照準する能はざりしと云ふ。

前記のもの外、鈴木貫太郎驅逐隊及自餘の水雷艇隊は、當夜他方面に索敵せしが、鈴木驅逐隊は二十八日午前二時の比、韓崎の北東微東約二十七海里の地點にて、敵艦二隻の北走するを發見して、直に之を襲撃し、其一隻を轟沈せり。後日生存捕虜の言に依れば、轟沈されたる此敵艦は、戰艦ナワリンにして、同艦は兩舷に連續二發宛の水雷命中し、少時にして沈没せりと云ふ。自餘の諸艇隊は、終夜各方面を搜索せしも遂に獲る所なかりし。

### 二十八日の一般戦況

第三編 第四章 敵浮動力の撃破 第二節 日本海を戦本記

二十八日黎明、昨日來の濃氣拭ふが如く、主戰艦隊、裝甲巡洋艦隊は既に鬱陵島の南方約二十海里に達し、爾餘の戰隊並に前夜の襲撃を果したる各驅逐隊等も、各航路を異にし、順次後方より集合の途上に在り、午前五時廿分、本職は敵の退路を遮斷する爲め、麾下巡洋艦隊を以て、東西に搜索列を張らしめんとする際、後方約六十海里に占位して北進しつゝありし巡洋艦隊は早くも敵影を發見して、東方に當り艦隊の煤煙數條あるを警報す。如何もなく同戰隊は敵に近づき、復た報じて曰く、敵は戰艦四隻後に至り二隻は海防艦たるを知る。巡洋艦二隻より成り、今北東に向針すと是れ間はずして殘敵の主力たるや瞭かなり。此に於て、主戰艦隊、裝甲巡洋艦隊は其針路を反轉し、漸次東方に向ひて敵の前路を扼し、東郷瓜生戰隊も亦巡洋艦隊に合して、敵の後方を抑へ、午前十時三十分の頃、南方約十八海里の地點に於て、全く此敵を包圍せり、敵は即ち戰艦ニコライ一世、アリヨール、海防艦ゲネラル、アドミラル、アブラキシン、アドミラル、セニヤウキン及巡洋艦イズムルードの五隻にして、他の一隻の巡洋艦は遙に南方に後れて、當時其影を失す。固より敗餘の敵艦已に多大の損傷を負へるのみならず、我優勢に抵抗し得べきにあらざれば、主戰艦隊、裝甲

巡洋艦隊が先、砲火を開くや、須臾にして敵艦隊司令官、ネボカトフ少將は其部下と共に降意を表し、本職は特に其將校以上に帶劍を許して之を受たり。然るに敵艦イズムルードのみは降伏に先ち、其快速力を以て南方に遁れ、我東郷戰隊に遮られて復東方に走れり、此時油谷灣より歸港したる千歳も其朝途上に於て、敵の驅逐艦一隻を撃沈したる後、此地に來り會し、直に轉じてイズムルードに追尾せしが、遂に及ばずして之を北方に逸せり。是より先き、瓜生戰隊が北航の途上に在るとき、午前七時の頃、西方に一隻の敵影を發見し、音羽新高の一小隊を右馬音羽艦長の指揮下に、之が撃滅のため分派せしが、同隊は午前九時に至りて、漸く敵に近接し、其敵艦スウェトラーナが驅逐艦を伴へるものなるを知り、益々之を迫窮し、戰鬪約一時間の後、午前十一時六分、竹邊灣沖に於て全くスウェトラーナを撃沈し、尙ほ新高は其時來會したる、驅逐艦叢雲も共に残れる敵の驅逐艦ブイスト、リドを追撃し、午前十一時五十分、遂に之を竹邊灣の北方約五海里の無名灣に擱岸破滅せしめたり。而して右二敵艦の生存乗員は、我特務艦、亞米利加丸及春日丸に依り悉く救助收容せられたり。

敵の降伏を受けたる聯合艦隊の大部は、爾後尙ほ其地附近に漂泊して、敵艦四隻の捕獲處分に従事しつゝありしが、午後三時頃、南方より敵艦アドミラルウシャークの來るを發見し、磐手八雲の一隊は直に之に向ひ、午後五時過其南走するを追及して、先づ降伏を勸告せしも、之に應ぜず、反て彼より砲火を開きしかば、止を得ず砲撃して、遂に之を撃沈し、其生存者約三百餘名を救助收容せり。又驅逐艦漣、陽炎は午後三時三十分の頃、鬱陵島の南西約四十海里に於て、東方より遁走し來る敵の驅逐艦二隻を發見し、極力之を北西に追蹙し、午後四時四十五分追及して、戦闘を開始せしに、敵の後續驅逐艦は白旗を掲げて、降意を表せり、依て漣は直に之を捕獲せしに、此驅逐艦はビエードウイにして、敵艦隊司令長官ロゼストウエンスキー中將及其幕僚の移乘し居るを知り、其乗員と共に之を捕虜と爲せり。尙ほ陽炎は他の驅逐艦を追撃して、午後六時三十分及びし、遂に之を北方に逸せり。又午後五時頃、西方に索敵したる瓜生戰隊、及矢島驅逐隊は、敵艦ドミトリ、ドンスコイの北走するを發見し、之を追尾して、午後七時鬱陵島の南約卅海里に至りし頃、恰も好し竹邊灣方向より來會しつゝありし音羽、新高の一隊、並に驅逐艦朝霧、白雲、吹雪等が既に

西方より敵に迫りて、砲撃を開始し、瓜生戰隊と共に之を猛撃し、殆ど敵を撃破し得たるも、未だ撃沈するに至らずして、遂に夜に入り、其影を失せり、此攻撃中止と共に吹雪及矢島驅逐隊等連續之を襲撃し、其効果不明なりしも、翌朝に至りドミトリ、ドンスコイは鬱陵島の東南岸に漂ひ、遂に沈没したるを發見せり。而して同島に上陸したる其生存者は、春日、吹雪等にて救助收容せられたり。

聯合艦隊の大部が、北方追撃の戦果を收むるに汲々たる際、南方前日の戰場に於ても、亦相應の殘獲ありたり。此日早朝戰場掃除の任務を持って出發したる、特務艦信濃丸、臺南丸、及八幡丸は、韓崎の北東約三十海里の地點に於て、敵艦ソノイベリキが前夜の水雷攻撃に傷き、將に沈没せんとするを發見し、之が捕獲の手續を了して、其乗員を救助收容せり、而して該艦は、午前十一時零五分終に沈没せり。又驅逐艦不知火、特務艦佐渡丸も、午前五時三十分頃、對馬琴崎の東方約五海里に於て、敵艦アドミラル、ナヒモフが沈没に垂んとせるに會し、續て又た敵艦ウラジミル、モノマフが著しく傾斜して、其附近に來るを發見し、孰も佐渡丸にて、捕獲處分をなせしが、二艦共に大破して、浸水甚しく、遂に其乗員を救助し得たる後、午前十時の交、相前後



して沈没せり其時又敵の驅逐艦グロムキも此附近に來りしが遂に北方に遁逃せしを以て不知火は直に之を追撃して蔚山沖に至り午前十一時三十分頃水雷艇六十三號と協力攻撃し敵砲の沈黙せるに及んで之を捕獲し其生存乗員を捕虜とせり。該艦も亦大破して遂に午後零時四十三分に沈没したり。其他麾下砲艦特務艦等にて戦後戰場附近の沿岸等を搜索して救助收容し得たる撃沈敵艦の乗員尠からず戦利艦五隻の捕虜を合して其數殆ど六千に達す。

以上は五月二十七日午後より二十八日午後に至れる海戦の經過にして其後當隊の一部は尙ほ遠く南方に敵を搜索せしも遂に又其隻影を見ず。日本海を通過せんとせし敵艦隊約三十八隻にして我撃滅又は捕獲に洩れたりと認むるものは巡洋艦驅逐艦及特務艦各數隻に過ぎず。而して此二日間の戦闘に於て我艦隊の失ひたる所は水雷艇三隻のみにして其他多少の損害を蒙りたるものあるも一として今後の役務に支障あるものなし。又死傷は全軍を通し將校以下戦死百十六名負傷五百三十八名にして其細別は別に報告せるが如し。

此對戦に於る敵の兵力我と大差あるにあらず敵の將卒も亦其祖國のために極力

奮闘したるを認む而も我聯合艦隊が克く勝を制して前記の如き奇績を收め得たるものは一に天皇陛下の御稜威の致す所にして固より人爲の能くすべきにあらず殊に我軍の損失死傷の僅少なりしは歴代神靈の加護に依るものと信仰するの外なく嚮に敵に對し勇進敢戦したる麾下將卒も皆此成果を見たるに及んで唯々感激の極言ふ所を知らざるものゝ如し。と

森嚴正大の文字予輩此れ以上に記述するの必要を認めざるなり又恐らく何人と雖も試むるを欲せざる可し唯其經過に就き更に其要趣を概説すれば日本海

第三編 第四章 敵浮動力の撃破 第二節 日本海々戦本記

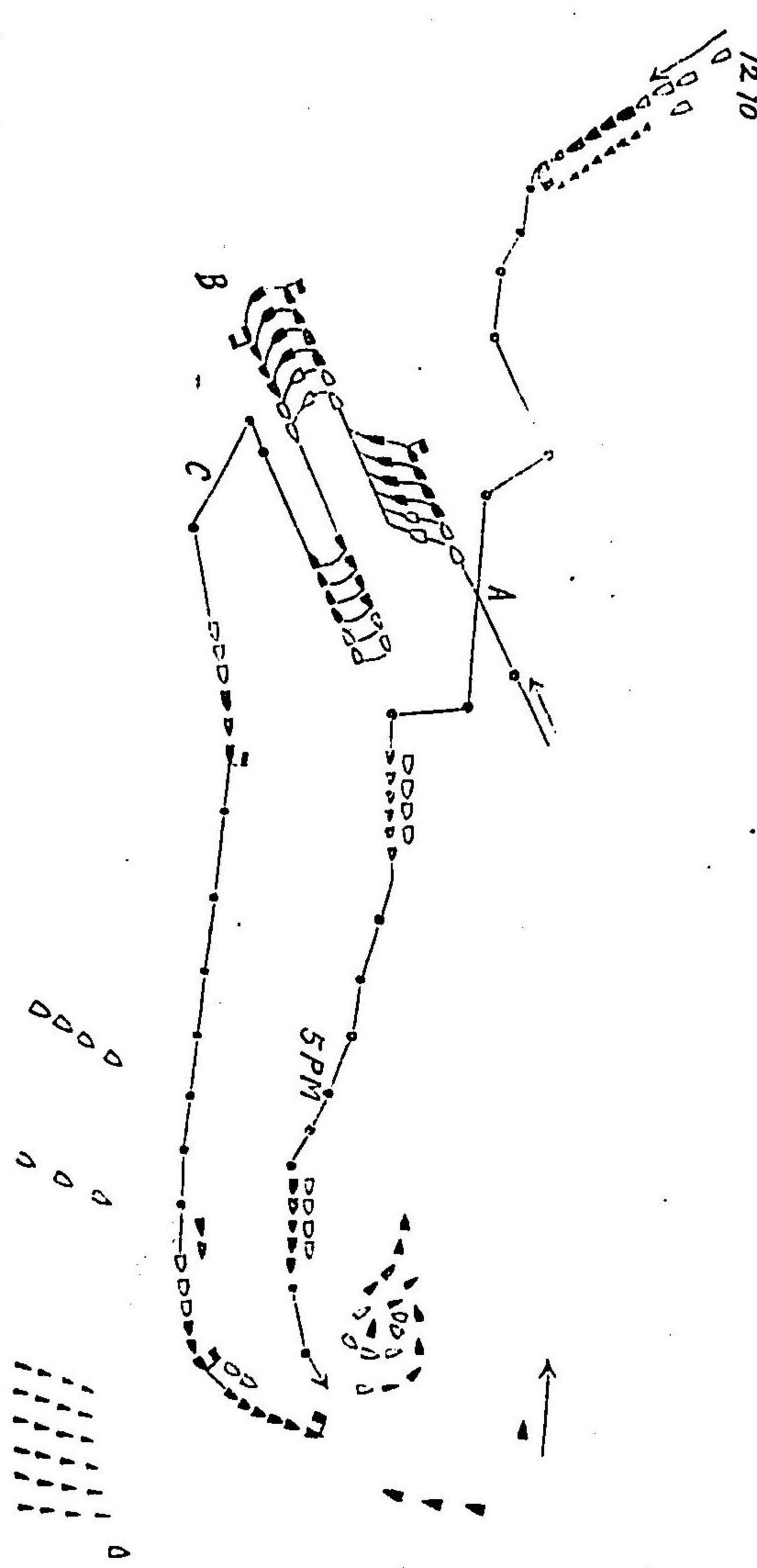
戰場に現はれたる敵艦船

- 戦艦八隻
  - 六隻撃沈 「クニヤーズ、スワロフ、アレキサン、ドル三世、ボロジノ、オストラビヤ」
  - 二隻捕獲 「アリオール、ニコライ」
- 巡洋艦九隻
  - 四隻撃沈 「アドミラル、ナヒモフ、ドリトリイ、スクエ、ライナ」
  - 三隻 「馬尼刺へ逃走抑留、アコロフ、ク、ビムチユイカ」
  - 一隻 「捕虜、馬尼刺へ進入、アルマーズ、ウラザネミール、ワグネル、逃走、馬尼刺へ進入、イスマムルード」
- 海防艦三隻
  - 二隻捕獲 「アブラキミン、セニヤウイン」
  - 一隻撃沈 「ウシトコフ」
  - 一隻捕獲 「ビエドヴィ」
- 驅逐艦九隻
  - 四隻撃沈 「アイメイ、アイストルイ、ゲロム、スチヤースチ」
  - 一隻上海へ進入、武装解除、ボドレイ
  - 一隻上海へ進入、途損、結果沈没、アン
  - 一隻不明
  - 一隻 浦鹽へ進入、アラウイ
- 假裝巡洋艦一隻
  - 撃沈 「ワラール」
- 特務船六隻
  - 四隻撃沈 「カムチャットカ、イルテツシユ、アナスイリ、ルツシ」
  - 二隻 上海へ進入、武装解除、コレヤ、スヴェリ
- 病院船二隻
  - 押留 「アリオール、カスツロマー」
  - 内「カスツロ」
  - 解放

々戦の効果は、二十七日に於て其大勢定まり、二十八日の追撃戦に於て多大の收功を見たるものなり。始め東郷大將の攻撃計畫は、四晝夜に亘り、濟州島附近より、浦鹽の前面に及び、之を七段に區別せり。其第一及第二段は、天候不良の爲め、實行に及ばず、第三段より實行し、第四第五之に續行せられ。第六第七段は、實行の必要なくして、戦闘は終結せられたり。所謂第三段の攻撃とは、即ち二十七日の晝間に於て、我艦隊全力を擧げて、正攻の本攻撃を行ひたるもの是なり。同日日没に及び、本攻撃終結に續き、驅逐艇隊水雷艇隊の奇襲攻撃に移れり。是即ち其第四段なり、第五段は、聯合艦隊の大部を以て、廿八日早朝より、鬱陵島の東線に向ひ、敵に先じて、之を扼し、其殘敵を撃破するものなり。公報に示す如く、二十七日の攻撃は、敵と遭會したる當時の情勢に依りて、午後二時より、沖の島附近に於て、開戦せられたり。我艦隊が何故に能く敵と出會し得たるやと云ふに、是れ實に、連日連夜に亘れる風雨波濤と戦ひ、其の監視を遂げたる哨艦の功用にして、第二第五第六戦隊の如き、巡洋艦隊の敵を發見するや、之れと觸接を

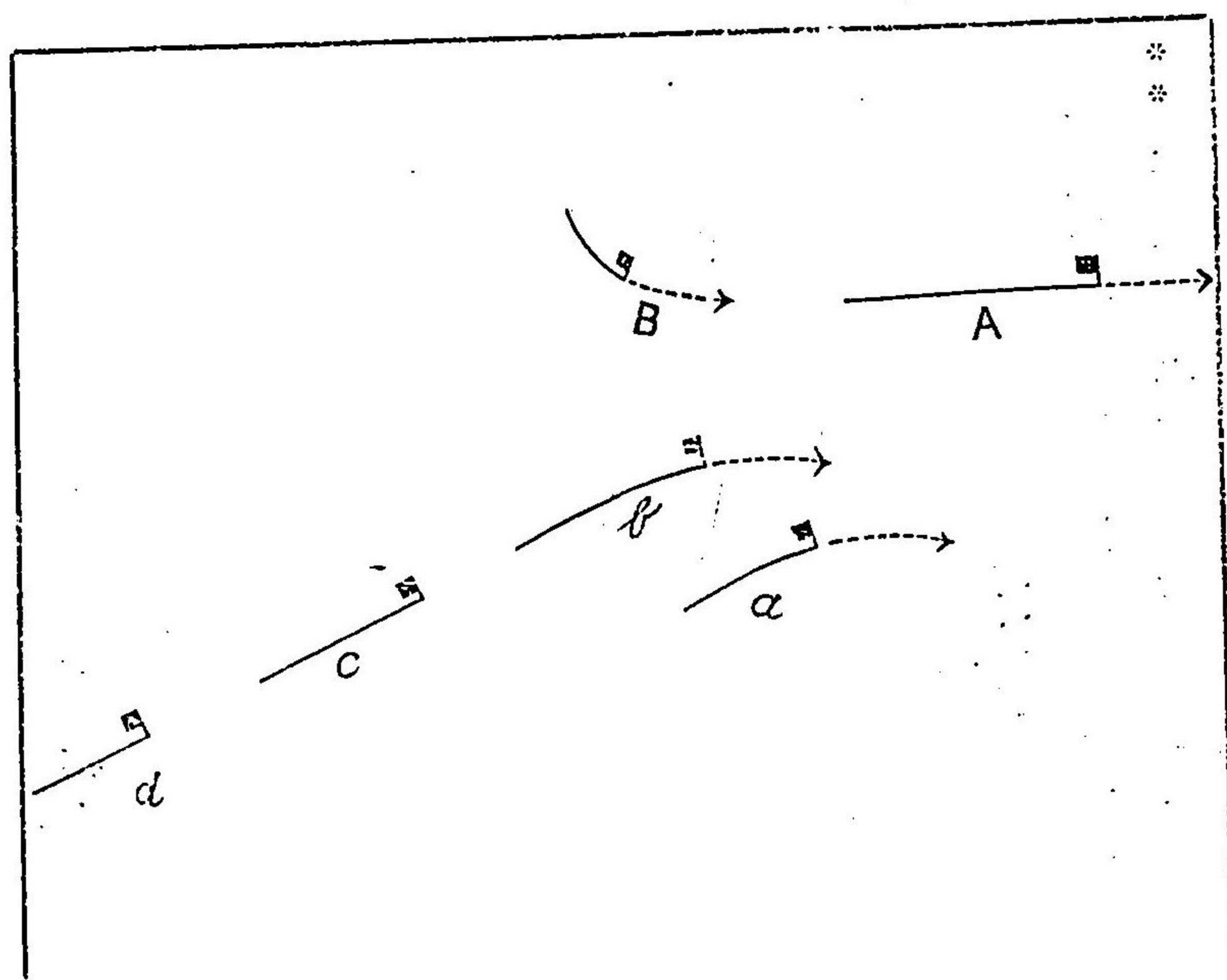
合計
内 八十三隻
二二一六二五
隻隻隻隻隻隻隻隻
擊沈 捕獲 逃走 不逃 抑留
沈没 破損 後留 若クハ武裝解除
(二隻解放)

保持して失はず、無線電信は時々刻々敵情を東郷大將の手中に投じ、名手の棋上を保持して失はず、無線電信は時々刻々敵情を東郷大將の手中に投じ、名手の棋上を



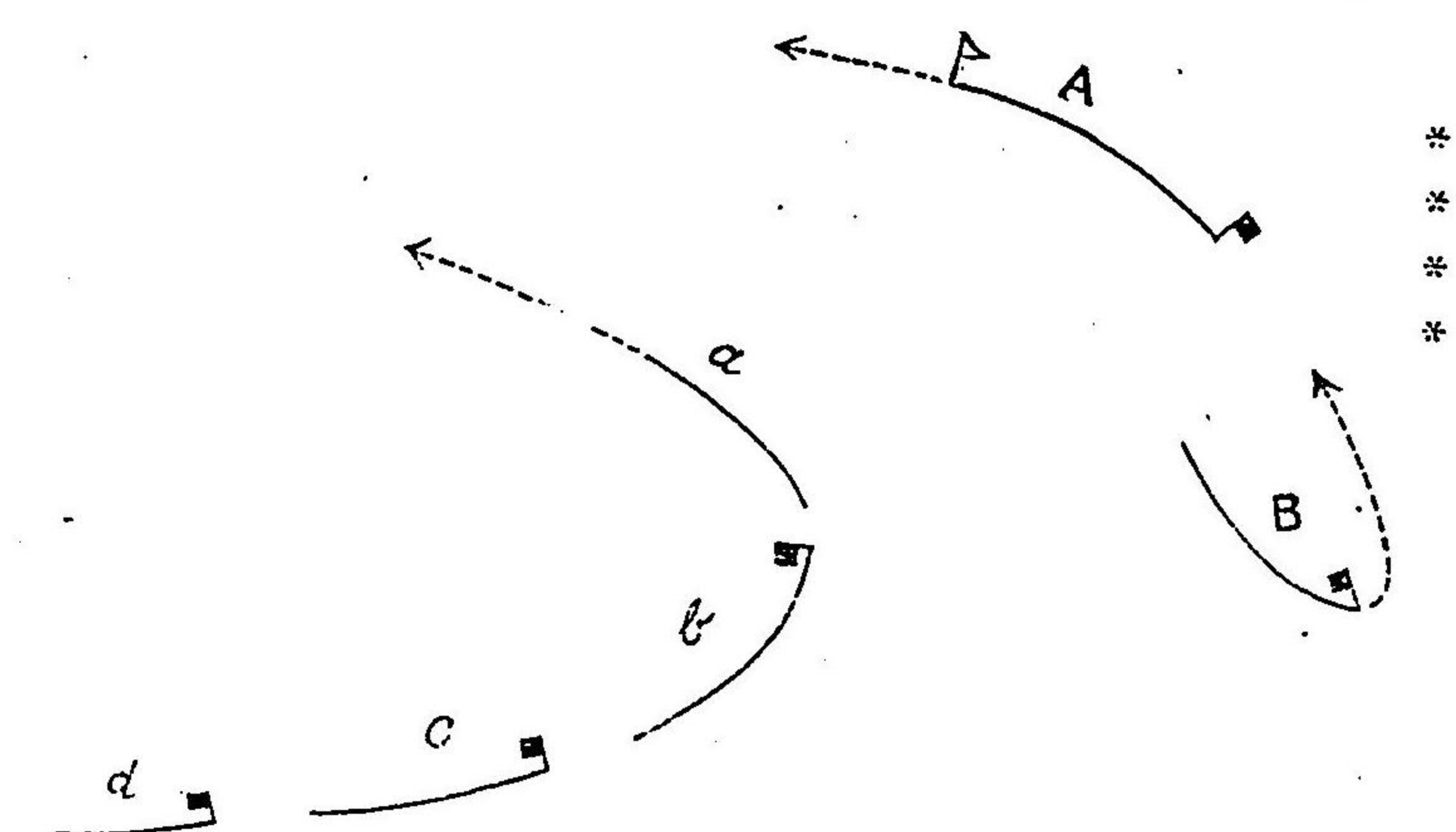
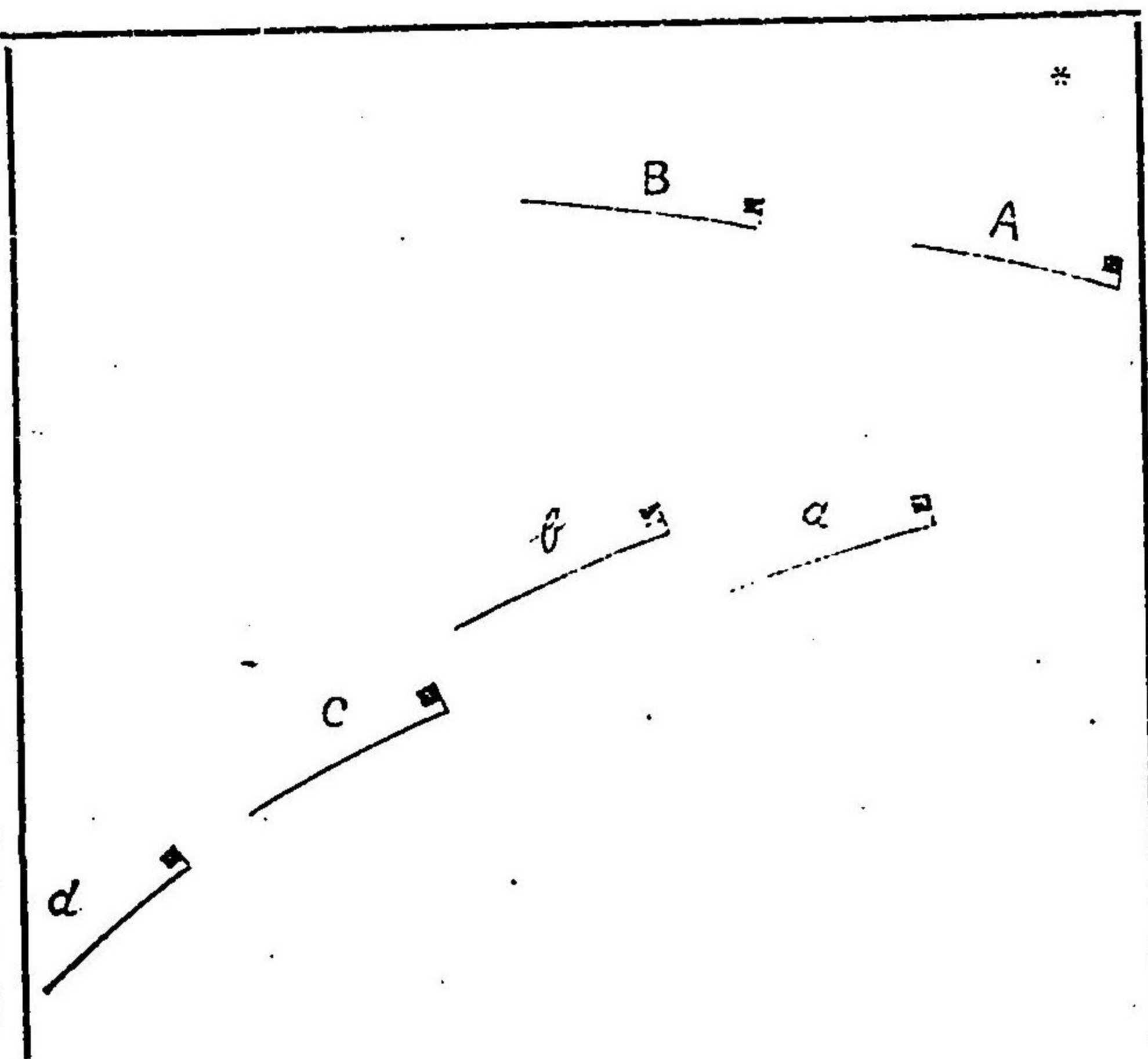
見るが如く、即ち其艦隊を沖の島決勝地點に集合し、邀撃の初戦を開始するを得たるものなり。已に彼我相會するに及びては、我れ其勝算を必せしも、世上往々敵艦

隊の數字上の優勢に依り、其勝敗を危懼せしものなきにあらず。假令我戰艦を有する四隻なりと雖も、戰艦と其勞力を軒輊せる裝甲巡洋艦八隻ありしのみならず、其實體以上に於て、戰術上の優勢は其數字の比例を變ずるものたることを知らざるべからず。例せば砲術に於て、我は十發四中を準とするに對し、彼は十發二中を準としたり。事實は尙ほ之に及ばず、十發一中にも達せざることありしなり。四中と一中との差は、實力の差敗を示すものにして、我一隻は敵の四隻に對するを得るを示すものなり。我砲術は其一端のみ、東郷司令長官より片岡



上村、出羽、瓜生、司令官に亘り、各部の指揮官に及び、其戰術の優良なるを記せざるべからず、單に砲術の巧妙は、直に戰勝を意味せず、之をして其効力を發揮せしむるは、即ち各指揮官の戰術にして、戰勝の一大要因はこゝに存在するものなり。東郷大將の策定せられありし戰術は、丁字戰法、乙字戰法と稱せらるゝものにして、丁字戰法とは敵列に對し、敵の先頭を壓するを謂ふものにして、之を既往一九〇四年八月十日、黄海々戰にも、同一の狀況ありしは、ブラッセー海軍年鑑の圖示に依るも明かなり。敵の後續艦の未だ戰闘距離に進入せざるときに當り、敵の先頭は我全線の砲火を集中せられざるべからず。(午後二時十分の對勢第一圖)已に我れの四中に對し、彼れは僅に一中の比例なるが故に、我十餘隻より猛射する砲弾は敵の先頭に占位せるスワッフ、オスラビヤの二隻に集中したるものなるを以て、此の如き狀況に處しては、如何なる堅艦も撃破を被らざるを得ず。故に集彈を被むれること少時にして、乍ち其戰闘力を喪失し、大火災を起して、戰線を脱するに至り、敵は我が砲撃に堪えず、陣形を不規則なる單縱陣に變じ、午後二時四十五分頃の狀況第二圖たるも、時機已に後れ、我主力は其優速力を利用し、依然として敵の先頭を壓し、十字形を保

持して失はず。故に我全線の砲火は、尙  
 ほ敵の先頭部隊を壓し、ロ提督の率ゆる  
 ポロチノ型四隻は、非常の打撃を受け、已  
 に勝敗の數は明白となれり。其後敵は  
 其不利の地位を一變せんとして、其方向  
 を轉じたるを以て我艦隊之に應じて隊  
 形を變じ、第一戰隊は十六點、一齊回頭を  
 以て、第三圖參照之に向ひ、其間第二戰隊  
 は、依然其砲火を繼續して、敵の側面を猛  
 射し、是に於て自ら乙字戦法を應用する  
 の對勢と爲り、敵の位置は益不利と爲り、  
 十字火下に(第四圖參照)陥れり、午後三時  
 十分頃の對勢已にしてフェルケルザム少將旗艦、オスラビヤは沈没し、ロ提督の旗  
 艦スワロフは廢艦と爲りて孤立し、爾餘の諸戰艦、皆大損傷を受けて、唯戰を避くる



第三編 第四章 敵浮動力の撃破 第二節 日本海々

の一事あるのみ。出羽、瓜生、兩中將の率ゆる、第三  
 第四、兩戰隊が敵の後續部隊を撃破したる戦況も、  
 主力戰隊の取りたるものと異なる所なし。二十  
 七日の海戦に於ては、スワロフ、オスラビヤ、アレキ  
 サダー三世、ポロチノ四戰艦は沈没し、爾餘の諸艦  
 も大損傷を被ひらざるはなく、其戰鬥力の半數以  
 上を喪失せる者も、亦少なからず。二三の特務船  
 は此戰鬥中に撃沈せられたり。世上或種の論者  
 は、戰鬥艦が砲彈の爲めに撃  
 沈せられたるを見て、之を怪  
 しめ、機械水雷を撒布したる  
 にあらざるかと疑ひ、或は潜  
 航水雷艇を用ひしにあらざ  
 るかを訝れり。當時海峽に

は一潜航艇あることなく、又我艦隊の縦横に馳驅する水面に、水雷を撒敷するが如きは、到底爲し得べからざる所なり。又精妙なる砲射の技能は、日本海々戦に至りて俄かに進歩したるにもあらず、其砲彈の破壊力も爰に増大せしにもあらず、旅順黄海、蔚山沖に於ける既往の場合と同一なれども、唯日本海海戦に在りては、天候に依り波浪高く、且つ戦艦の石炭積量の過重なりし爲め、其甲鐵部を水線下に沈めありしと、ボロヂノ型戦艦の造船計畫其宜しきを得ず、數多の彈孔より浸水し、遂に其排水量を減じて沈没するに至りたるものなり。甲鐵の防禦力の強大なるは、依然として戦隊の中堅たるは、毫も輕減したるにあらざるなり。廿七日晝戦に於ける、敵艦隊首腦の四隻の沈没したるは、敵の爲め大打撃たりしは、争ふべからず。其總司令官は負傷して、旗艦より驅逐艦に移乗し、フェルケルザム少將も戦死し、或は戦前に病死したりと謂ふ、クラード中佐の所論には、全く其戦場に於ては、旗艦に其將旗あるのみにして、少將は已に死して在らずと云へり、是に於て、艦隊の指揮統一を失ひ、支離滅裂亦如何ともすべからざる状況に陥りたり。此統一なき艦隊に對し、日没より我強烈なる驅逐艦隊、水雷艦隊は、奮進、又突進、殘艦に肉薄し、シンイペリ

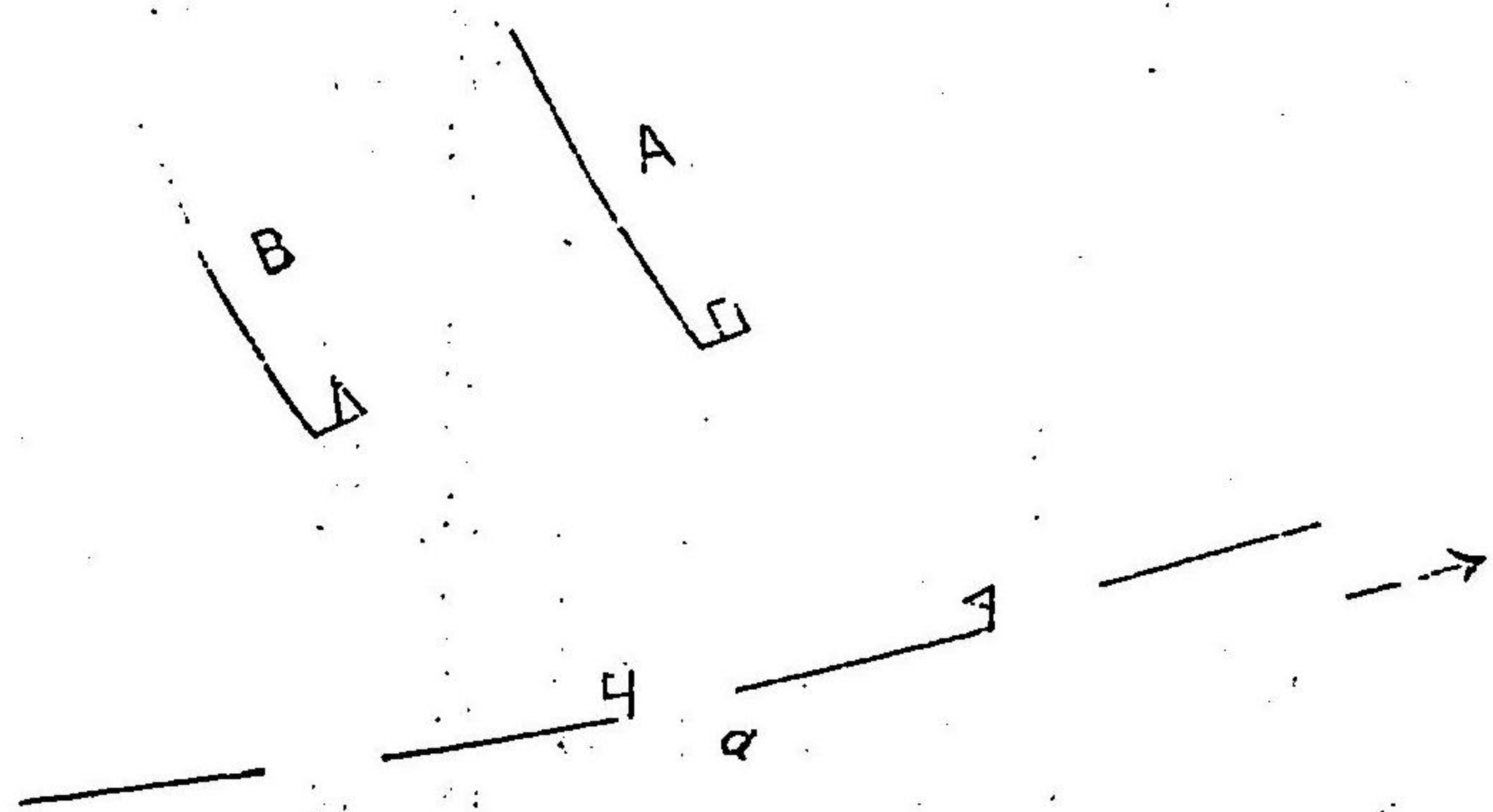
キ、ナワリン、ナヒモフ、モノマツク等、之れが爲めに大打撃を受けたり。此夜風浪高く、水雷艇攻撃の爲めに、天候不利なりしも、猶且つ此効果を收む、若し天候適良ならんか、翌日に於ける追撃を待たずして、全敵を殲滅せしならん。要するに、此夜に於ける、水雷攻撃は、直接に敵の兵力を滅殺し得たるのみならず、間接に於ても、作戰上の利益致したるもの少からず。翌二十八日に於ける、蔚山島附近の扼撃の効果を馴致し、敵の第二第三艦隊をして、奔て浦鹽に入らざらしめんとする、我聯合艦隊が戰略上の目的は、其一部を達するに至りたるものなり。二十八日より追撃戦に付き、戰略上より之を見れば、戦果を收むるは、正に追撃戦にあると、陸戦と異なる所なし。如何なる場合と雖も、已に追撃に移る以上、疲勞を忍び、更に果敢に之を決行せざれば、戦果を收むると能はざるものなり。二十八日海上濃氣なく、風浪稍穏かなるを以て、天明と共に、第五戦艦はニコライ一世以下四隻より成る敵の一群を發見し、其無線電信は頻々として達し、午前十時之を竹島南方に包圍するに至れり。我優勢なる艦隊已に之を包圍す、ネボカトフ提督、如何に勇敢なりと雖も、脱るゝに途なく、降服の外なき場合にして、東郷提督の戦はずして敵を屈すべき心略の有効を

示したるものなり。而して此際に於ける敵將の心事亦一掬の涙なきを得んや。此四隻の捕獲の外、音羽、新高はスウェトラーナを撃沈し、磐手、八雲はウシヤコッフを撃沈し、ドンスコイ及二三の驅逐艦は、瓜生艦隊に撃沈せられ、追撃の効果は、此日の午後に入り、益加はり、連陽炎の二驅逐艇が敵の驅逐艇ベードウキを捕獲し、之にロ提督の移乗しありしを生擒せる等、ロ、ネ、南提督は我政府の許可を得て露國皇帝に奏狀を呈したり附録参照、敵の全艦隊は茲に其一二の小艇の逃失を除して、悉く殄滅に歸するに至りたり。海戰史上實に空前の大勝にして、殆ど人力以上の成功と謂はざるべからず、之を要するに、其戰法上一の興味を感ぜざるを得ざるものあり。トラファルガーの海戰に於て、敗戦を取りし陣形は、日本海に於て勝者の取れる所にして、彼の勝者の取りし陣形は、今の敗者によりて破れたり、即ちトラファルガー海戰圖に見よ、ロ提督艦隊は、ネルソン<sup>A</sup>艦隊の陣形を取りて敗れ、東郷艦隊は佛西聯合艦隊の陣形を取りて勝てり。而して既往に於ける其結果は佛西聯合艦隊破れてネルソン艦隊の勝利に歸せり。こゝに知る、砲術及び精神の二要素は正に明に勝利を分つの主因なることを、然れども大體に於て、數理上より東郷提督の戰

法を以て適良なりと謂ふべからず。之を戰陣の結果に徴すれば、自ら明白なり、トラファルガーの役には、英國艦隊の損害頗る多大にして、殊に主將ネルソンの戦死を見るに至り、日本海の時戦には、我艦隊の損害比較的少數輕微なりしに見れば、其原因、戰法の適否に依るものと云ふべし。ネルソンが一氣呵成に其全勝を制せんとし、東郷大將が功を一時に收むるに取らず、數段の大規畫に依りて漸次其勝果を收めたるとに見齊しく、其功業を成し、同じく其勝者たる曠古の偉勳に於て、毫も徑庭なきも、戰勝の適否は、損害の多少を分つ所以を知らざるべからず。此勝利の結果の偉大なるや、從て其世界に反響する所以のもの亦大なり。

### 第三節 大海戰結論

第三編 第四章 敵浮動力の撃破 第三節 大海戰結論



空前の大勝、人力以上の戦績は實に世界を驚破せり。タイムスは其贊評の聲を大いにして曰く、海戦史上此の無比の大破壊は、抑如何なる方法と力とに依りて行はれたるやを斷言すべき正確なる資料を得ずと雖も、事實に就て之を推論すれば、ロ提督は其全力を擧げて、對馬海峡の通過を企てたるや明なり。若し彼をして成効せしめば、其驚くべき海軍上の技倆は曠古の聲名を博すべきも、不幸にして彼は失敗せり。其失敗たるや、部分の失敗にあらずして、全部の失敗なり。他に執るべきの道あらんか此海峡を強行するは決して可なるものにあらず。對馬ありて以て朝鮮海峡を扼し、東郷提督の計畫に對し、其至便たる論を俟たず。西水道よりせんか、港の位置恰も之を迎撃するに適良なり。東水道よりせんか、水雷艇は運河より突出し來りて、之を邀ふべし。如何なる方法を以てするも、砲火の手を借らずして通過し得べからざるや明かなり。若し晝間こゝに航進せんか、主力と會せざるべからず、夜間に於てせんか、水雷艇に會せざるべからず。彼れ豈に其始めに於て、之を商量せざらんや。彼は五月二十七日の朝を以て、敵哨艇の接觸を期しつゝ、航進せり。此時に方り、東郷提督の主力は、何れに存在せしや、之を確知し難しと雖も、其敵

が水道の何れを取るも、其日に於て、直に交戦し得べき位置に在りしを知るに足れり。彼が會戦の目的は、達せられ、日没には、已にロ提督の旗艦、及最優艦二隻を沈没せしめ、爾餘の諸艦は、非常の損傷を受けたり。此第一次の打撃は、終に露艦隊をして恢復すべからざる形勢に陥り、支離滅裂遁走の外術なく、而も假借なき追撃は、全部を擧げて破壊に歸せしめたり。此第一回の打撃は如何なる武器に依りて加へられたるや、如何なる方法に依り行れたるや。砲火か將た水雷か、戦争初期に於て、水雷破壊の豫期の如くならざりし爲め、其効用の價値は失墜しありたりしが、此一打撃に於て、豫期以上に奏功せしものなりや、又未だ確報を手にせずして、妄りに此至重なる問題を論究せんことは、頗る無謀に屬す、若し是等の結果砲力に依りたりとせば、攻撃艦隊は危険なる位置に立つとなく、從て被攻撃艦隊の砲術著しく拙劣なりとの推定を下すを得べし。同時に、砲の威力として、豫期せられ、又戦闘の經驗に徴せられたるよりも、以上に其威力を揮ひ、装甲堅固なる戦艦を破壊し得たりとせざるべからず。若し又特に風波荒き海面に、日中水雷を以て、此破壊を奏したるものとせば、平時の演習ありて以上の効果を示したるものと謂はざるべからず。

其何れたるを問はず、此日午後に於ける露艦隊の運命は、已に決せられたるを知るべし。日本公報には、水雷攻撃は日没前には行はれざりしを稱す。果して然らば、砲火の奏功なりと断言せざるべからず。又夜間水雷攻撃の前提となりたるものなり。而して照準正確なる砲火の威力の露艦隊に加へたる損害は、水雷艇攻撃に對する防禦力、即ち装甲を缺ける高處に置かれたる武器を破壊したり。此日の戰場は實に東水道の中心にして、兩對岸の中央均等の地點に在り。東郷提督は早くも敵艦隊の夜間水雷艇攻撃に耐ゆるに足らざるものなることを知悉せしならん。滿を持して其機會に渴しつゝある、水雷艇隊は、一令の下、其必用の地點に蔭到するを得べし。其費す所二時間を出てず、之に對する露艦隊は、已に盡戦に於て重大なる損傷を負ひ、意氣は阻喪し、困頓疲憊せる上に夜間一瞬も休止すること能はざる防戦に力めざるべからず、此間日本の主力艦隊は、唯遠く其困踏せる敵に對すれば足れり。翌曉日本艦隊は敵の殘片を捨ひ、弱船の投降を收めたり。」と云へり。

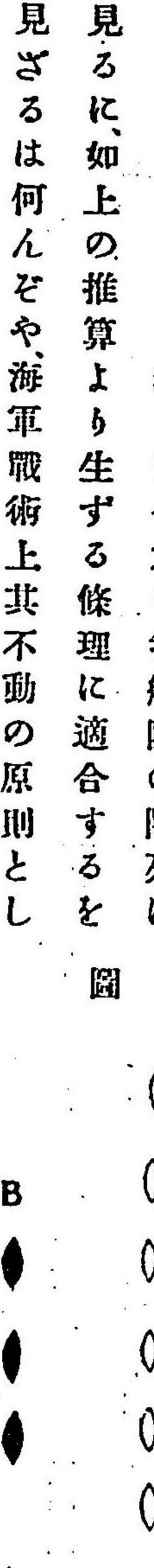
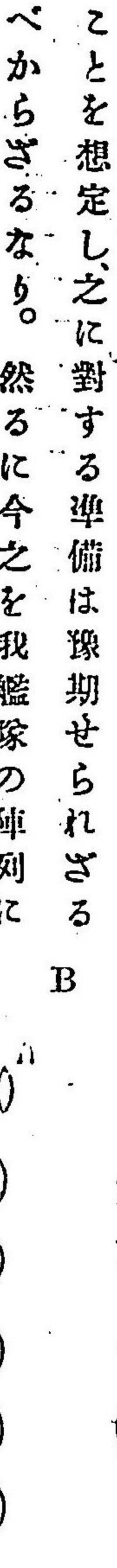
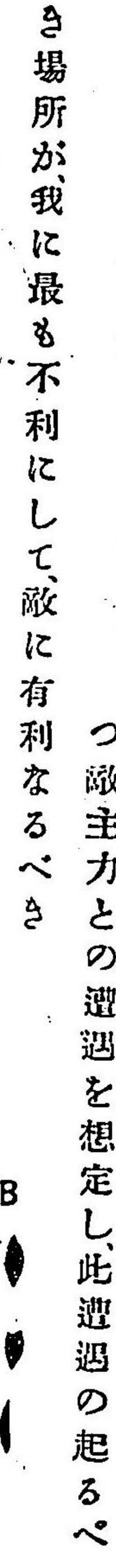
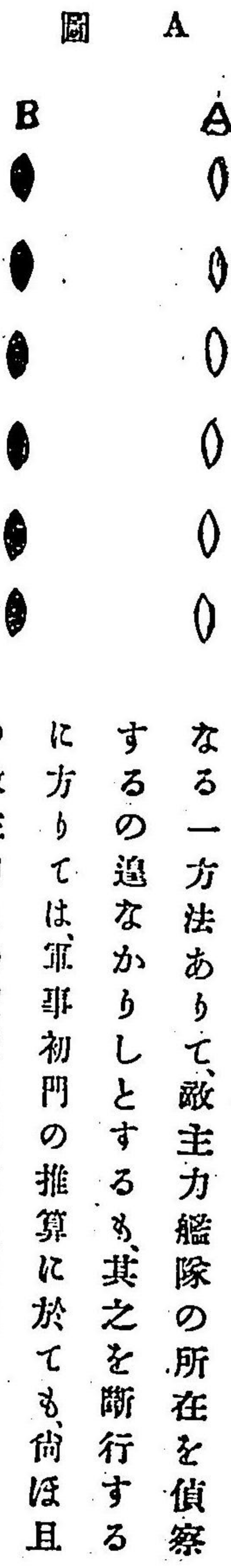
此敗戦の露國の國論殊に戦局上の議論に及ぼせるもの幾何ぞ著名なるクラード中佐は精細なる論評を試みて曰く「假令完全なる資料に乏しと雖も、こゝに不明確

なる公報を取り、之に基きて戰術的攻究を下さんとす。先づ第一に予輩の驚訝すべきは、日本艦隊と逢着するは、我艦隊の豫想に出で、不意の襲撃を受けたるが如き事これなり。此の如き狀況を以て、事實なりとせば、其偵察の缺けし所あるは免るべからず。提督の率ゆる巡洋艦隊は、敵日本の巡洋艦に比すれば、素より其勢力劣弱なりと雖も、已に馬鞍群島を出たる艦隊が、其偵察隊を放て、海峡を伺ひ近距離に在りて、本隊と分合自在なるを以て、日本艦隊主力の所在、海峡兩側の狀況を偵知するを得べく、勿論此偵察は、幾分詭道なるに相違なしと雖も、之に由りて其幾分を損失するも、此喪失に於て、偵察を爲さざる不合理に比すれば、其狀報を得る上に於て、寧ろ合理なりと謂はざるべからず。依て以て、少なくとも之が狀報を得たりしならん。戰闘記録を見るに、我艦隊の序列は、側面に巡洋艦を排列し、航進したるもの如し、他語以て之を云ば、我艦隊は戰闘艦も、巡洋艦も、同時に海峡に進入したるものなり。此の一事は、明に巡洋艦は、其任務として艦隊の耳目として、利用せられざりしを知る可し。若し是等の巡洋艦にして、能く本隊と通信を保持して、哨艦隊列を有し、最高速力のもので、以て、之れが前衛と爲し、本隊と相距りつゝ、約二〇〇海里

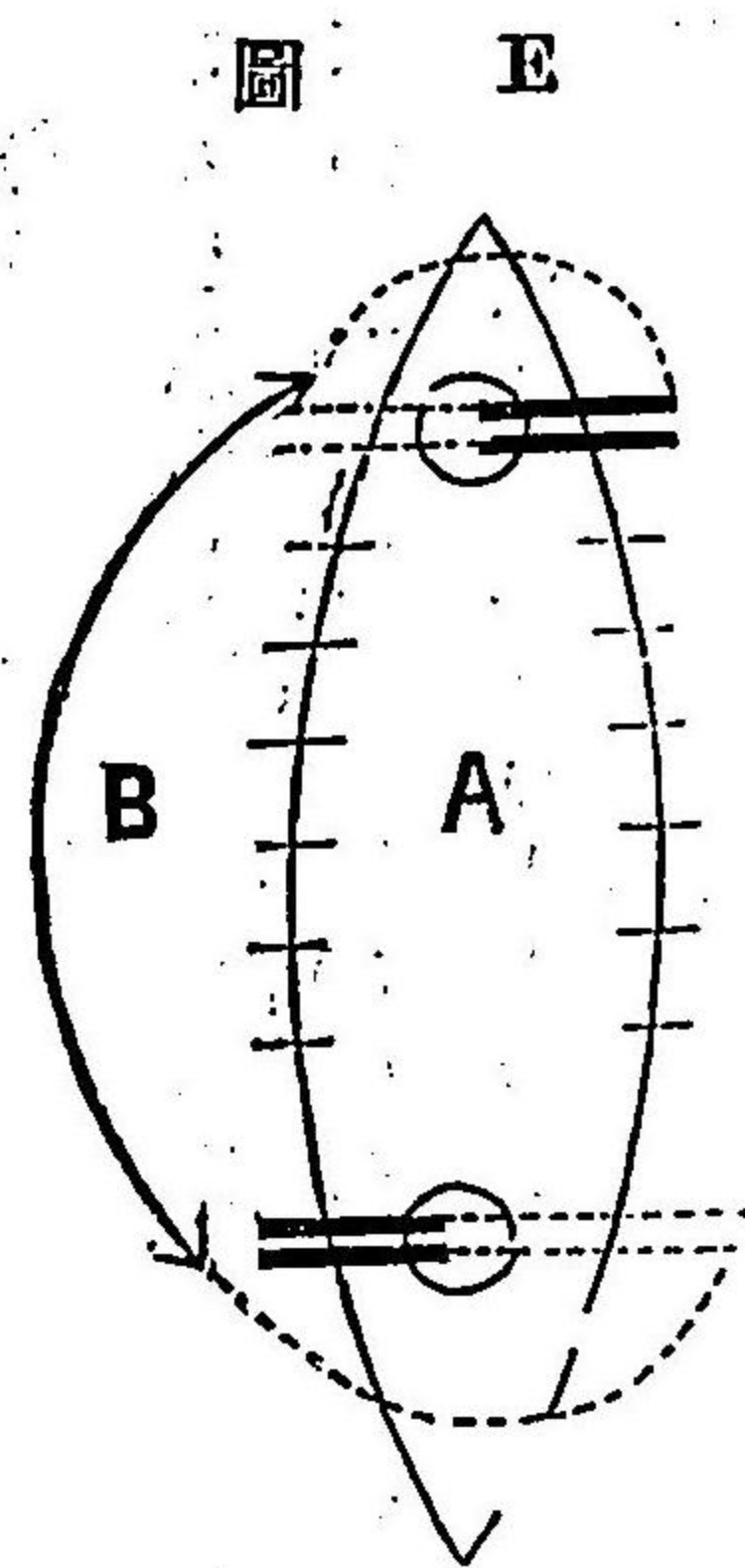


一晝夜航程に於ける前方敵情を偵知するを得可し、此場合に於ては、水雷艇襲撃を顧慮するの要なし。其砲煩速力運用皆完全自在なるを得ば、水雷艇をして其襲撃の機会を得せしむること少ければなり。今回の海戦明に之を立證す、之を五月二十四日より二十八日に亘れる戦闘に照せよ、第一に沈没したるを砲弾に依る損傷と爲し、第二を隊列を離れたる戦艦にして、運用の自由を拘束せられたるものとなすにあらずや。多數の巡洋艦は、此激烈なる砲火の酣戦に入らず、損害著大ならずして、翌二十八日に至り、其一艦の如きは近距離に於ける日本驅逐艦より十七發の水雷を發射せられたりと云へり。若し艦隊主力に先だちて巡洋艦隊を以て一晝夜、艦隊前に海峡に進ませば、必らずや敵巡洋艦の勢力を誘出し、依て以て其主力の存在も測知し得可かりしなり。我艦隊は何故に、巡洋艦隊をして前進せしめざりしや、辯ずるものは曰く、日本艦隊の我を發見するの以前、已に此に達し、遮断に會することなく、海峡を通過して其目的を達し得べきの希望ありたるなり。又其巡洋艦を前進せしむるは、反て我企圖を敵に暴露するものなりと云ふに歸す。然かれとも、日本の優勢なる巡洋艦隊が、必ずしも我前進艦隊の出現を待つゝの要なかるべ

きなり。已に若し敵の主力艦隊が、海峡に存在するを偵知するを得ば、引返したる上、更に機会を待ち、諸種の伴動を以て、日本艦隊を牽制し、其機隙に乗じて、迂回行動を取るの策に出づべかりしなり。今若し一步を譲り、海峡に進航すべき一の至好なる一方法ありて、敵主力艦隊の所在を偵察するの途なかりしとするも、其之を斷行するに方りては、軍事初門の推算に於ても、尙ほ且つ敵主力との遭遇を想定し、此遭遇の起るべき場所が、我に最も不利にして、敵に有利なるべきことを想定し、之に對する準備は豫期せられざるべからざるなり。然るに今之を我艦隊の陣列に見るに、如上の推算より生ずる條理に適合するを見ざるは何んぞや、海軍戰術上其不動の原則として、戦闘中は單縦陣形を取るべく、他の複雑陣形は不理なりとは海戦の實驗、演習の結果、海軍兵學者の所見として、一致する所なり。今之を圖上に論明せん、今若し、



彼我其艦數戰鬪力同一なりとし、彼我共に單縱陣形に排列する者とすれば、A圖參照Aを我としB部を敵とす其砲戰に於ては、發射砲數等一にして、我よりは其舷砲

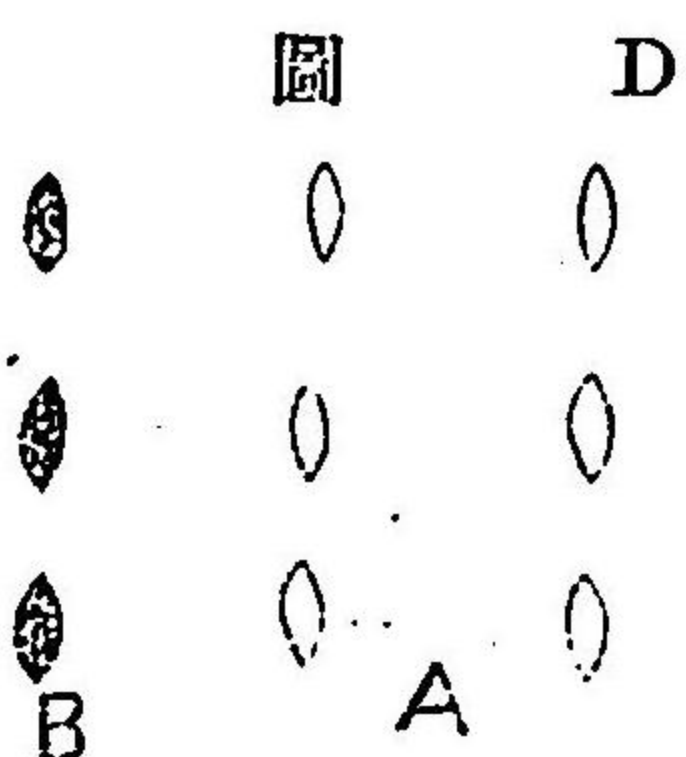


を以てし、各其全數を用ゐ、其砲煩の多數は、一方の舷に用らるゝも、船艙に於ける大口徑砲（戰鬪艦は一、二吋及一〇吋日本裝甲巡洋艦は八吋なり）は、兩舷に用ゆるを得可し。若し敵（B圖參照）其兩舷の砲火を以て、我單縱陣形を

夾撃せる場合に、敵の砲火は、其首尾の大口徑砲と、側砲の半舷を用ゆるに過ぎざるも、我は全砲を擧げて、之を用ゆるを得るが故に、我發射は敵に二倍するを得べし。又敵彈我上を飛過して、其味方を打つの危険あり、唯敵の爲め一の有利なる點は、我先頭及殿艦が其射撃を行ふに遠距離なることこれなり。然れども此の利益を得んとする場合は、縱陣の延長度の大距離なるときに在るのみ。C及D兩圖は我にして二列を

取らば、同一の状態の下に不利に陥るものなり。即ちC圖に在りては、敵に減ずること二倍少なり、其飛過砲彈は、自家相撃つの場合を生ず。D圖は砲數同一なりと雖ども、其の命中算出は敵の我に優勝なるを見るなり。此の場合に於て、一列の各艦より他列の艦隙に向ひ、敵列に射撃を加へ得べしと爲すべからず、何となれば、是れ僥倖の命中彈を望むものにして、極めて不規則にして、且つ酣戰なるの時、自家の危険を生ずるものなればなり。之に加ふるに、二列縱陣の不利なる點は、陣形變換の難きに在り、戰鬪殊に海戰に於て、其運動は些の間斷なきものにして、單縱陣は猶ほ長蛇の如く、變轉自在、其尾艦の前航路を變ぜざるに方り、更に自在に方向を變ずるを得るも、二列縱陣に在りては、之を爲さんこと甚だ危険なり。若し急激に之を行はんとせば、殊に激烈なる酣戰中に在りて、突然之を行はんか、衝突の危険甚しきものあり。例せば司令官、正に右翼列に在りて、左正面に變換せんとせば、左翼列の速力を減せざるべからず。又自ら右に回轉せんとし、其速力を減せざるときは、左翼列は甚しく距離を失ふことゝな

取らば、同一の状態の下に不利に陥るものなり。即ちC圖に在りては、敵に減ずること二倍少なり、其飛過砲彈は、自家相撃つの場合を生ず。D圖は砲數同一なりと雖ども、其の命中算出は敵の我に優勝なるを見るなり。此の場合に於て、一列の各艦より他列の艦隙に向ひ、敵列に射撃を加へ得べしと爲すべからず、何となれば、是れ僥倖の命中彈を望むものにして、極めて不規則にして、且つ酣戰なるの時、自家の危険を生ずるものなればなり。之に加ふるに、二列縱陣の不利なる點は、陣形變換の難きに在り、戰鬪殊に海戰に於て、其運動は些の間斷なきものにして、單縱陣は猶ほ長蛇の如く、變轉自在、其尾艦の前航路を變ぜざるに方り、更に自在に方向を變ずるを得るも、二列縱陣に在りては、之を爲さんこと甚だ危険なり。若し急激に之を行はんとせば、殊に激烈なる酣戰中に在りて、突然之を行はんか、衝突の危険甚しきものあり。例せば司令官、正に右翼列に在りて、左正面に變換せんとせば、左翼列の速力を減せざるべからず。又自ら右に回轉せんとし、其速力を減せざるときは、左翼列は甚しく距離を失ふことゝな



取らば、同一の状態の下に不利に陥るものなり。即ちC圖に在りては、敵に減ずること二倍少なり、其飛過砲彈は、自家相撃つの場合を生ず。D圖は砲數同一なりと雖ども、其の命中算出は敵の我に優勝なるを見るなり。此の場合に於て、一列の各艦より他列の艦隙に向ひ、敵列に射撃を加へ得べしと爲すべからず、何となれば、是れ僥倖の命中彈を望むものにして、極めて不規則にして、且つ酣戰なるの時、自家の危険を生ずるものなればなり。之に加ふるに、二列縱陣の不利なる點は、陣形變換の難きに在り、戰鬪殊に海戰に於て、其運動は些の間斷なきものにして、單縱陣は猶ほ長蛇の如く、變轉自在、其尾艦の前航路を變ぜざるに方り、更に自在に方向を變ずるを得るも、二列縱陣に在りては、之を爲さんこと甚だ危険なり。若し急激に之を行はんとせば、殊に激烈なる酣戰中に在りて、突然之を行はんか、衝突の危険甚しきものあり。例せば司令官、正に右翼列に在りて、左正面に變換せんとせば、左翼列の速力を減せざるべからず。又自ら右に回轉せんとし、其速力を減せざるときは、左翼列は甚しく距離を失ふことゝな

るべし。二列且つ然り、若し二列以上なるときは其混亂に陥ることも益大ならざるべからず。凡そ單縱陣形以上のものは、水雷艇襲撃の豫期せざるべからざるあり、又浮流水雷撒布の危険ある海峡を通過する上に、其不利益最も大なるものあらざるべからず、水雷の危険に對し、單縱陣は其先頭にして、之に罹らざる以上、後續艦に其撞觸の虞の尠かに多かるべき理なり。是故に數列群を爲して、海峡を通過することは、敷設水雷に觸るゝの度自ら多からざるを得ざるなり。水雷艇攻撃を避けんとする點より論ずるも、其之を行ふの遲速難易は、一に其濛氣中の航行に在りとす。敵の水雷攻撃の最好時機に於ては、單縱陣に依らざるべからざるなり、而して此單縱陣形の所論の目標は、主として戰列參加の勢力、即ち主力を指すものにして、戰闘裝甲巡洋艦若しくは巡洋艦の戰列隊形を云ふに在るものなり。小巡洋艦に在ては、其數に應じ、一隊若しくは數隊に編み、主力艦隊の運動を妨げざる限り、適當の距離を取り、本隊列の外に置き、之をして戰闘中、適當對應すべき時機を失はず、苟くも乗ずべき敵の弱點あらば、之を撃ち、其力相匹敵すべき敵艦隊ならば、之と交砲し、又主力艦隊に對し、其力に應ずべき協同の必要あるときは、其働作を取らしむべし。

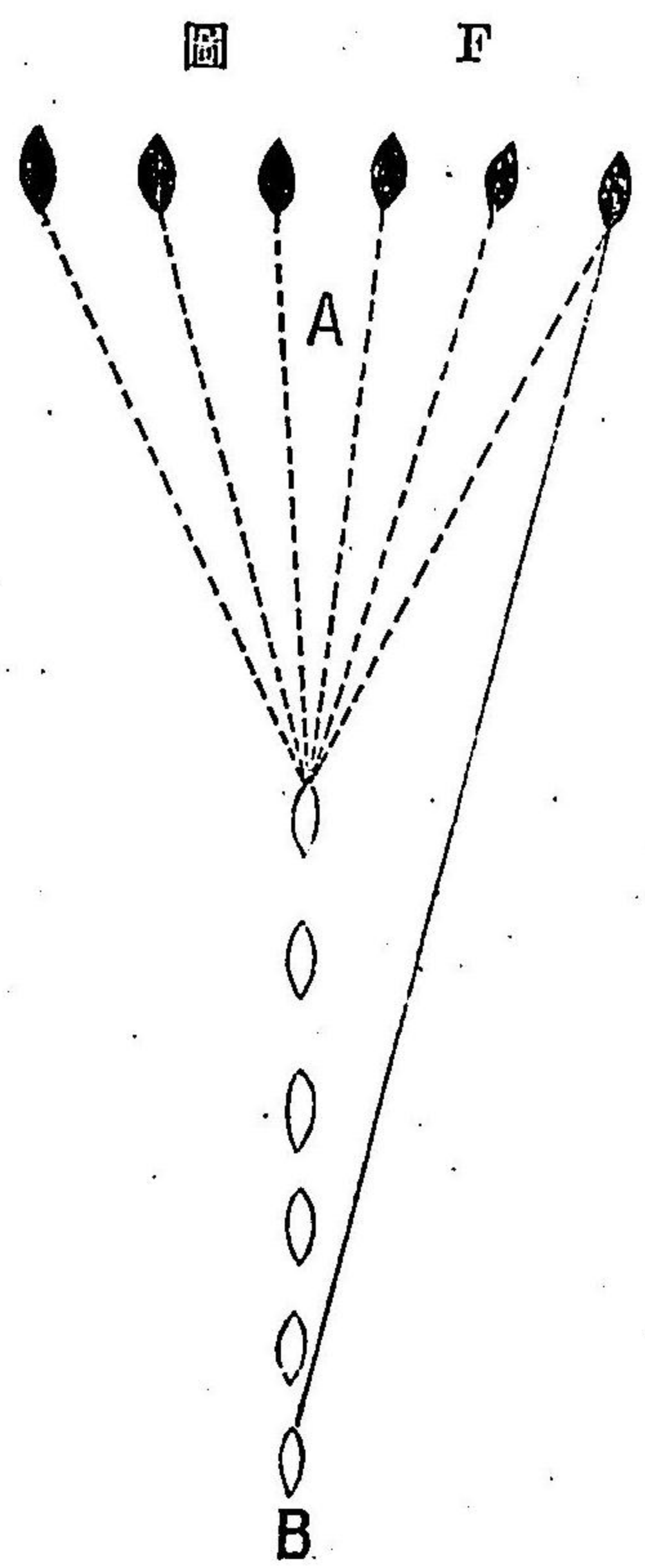
し、驅逐隊亦之に準ずべきも、唯敵砲火の下に立たしむべからず。敵の敗艦を襲撃するの必要に對し、之を保持して、戰闘の終期に達せざるべからず。運送船に至りては、戰闘中艦隊動作の妨害となるのみにして利益と爲る點一もあることなし、故に艦隊の位置より、遠距離視界外に於て、敵艦隊の來攻方向に反對して、位置せしむるを要す。日本海々戰に於ける、運送船隊の當さに位置すべき點は、艦隊の後方二百乃至三百海哩に在るを要し、砲響に依り、又は無線電信に依り、東水道に於ける戰闘の開始を知るや、即時轉じて、西水道より浦港に向ひ得べかりしなり。若し夫れ彼我の戰闘東水道に酣なるに當りては、運送船隊の西水道を航過せんとするは、成功の好機あるべきは見易きの理なり。之に對し、艦隊の掩護を要するは、臺灣附近又は其以南に會戰を見たる場合は、此運送艦隊を喪失せば、艦隊は前進航行を繼續し能はざるに至るを以てなり。此時に於ける運送船隊保持の良策は、戰闘前、遠く艦隊と相距つるに在り。日本海々戰の場合に於て、艦隊航行の前程を見るは、僅に二晝夜にして浦鹽に達するを得るが故に、已に運送船隊の必要なく、寧ろ之を馬鞍附近に解放するか、或は日本海を迂回航走せしむるか、又は上述の如く西水道より

航過せしむるかに在り。或は若し上海に解放したる給炭船、及假裝巡洋艦をして主力艦隊の東水道に進入する前夜、西水道に進入せしめば、敵の驅逐艦及水雷艇の多數を此前面に誘致したるや疑なきなり。要言すれば浦鹽の距離、遠からざる距離に在る場合、運送船隊を利用して、其冒險に依り、利益を吸收するを得べかりしなり。運送船隊をして艦隊附近に在しめ、砲彈と小巡洋艦の攻撃に對し之を掩護して以て之を保持せんとするは、抑最劣の策なりと謂ふべし。雷に主力艦隊の運動を妨害するのみならず、巡洋艦の總體を擧げ、其大巡洋艦、ラング、アウローラ、ドンスコイ、モフマフの如き、主として之が掩護に當り、之れが爲め驅逐艦も、亦同一目的の爲め、其附近に吸收せられ、得る所の利益としては、一も見るべきなし。若し日本艦隊の如く、戦闘中は之を列外に置き、日没後之を戰場に招致するの策を取らんか、一は以て日本艦隊に對し、襲撃の機會を占め得可く、一は以て日本驅逐艦及水雷艇が、我が船隊に對し、其全力を擧げ來るに對抗し、其任務を全するを得たりしならん。日本水雷艇隊中には、海防型の小水雷艇あり、是れ實に我驅逐艦の香餌たりしなり。我艦隊は徒に其有利なる驅逐艦水雷艇を擧げて、之を戰列間に撒布し、敵砲火の下

に曝露せしめ、其一部は何等の効果を收むるの機なくして列外に殞れ、他の一部は單に沈没艦の乗込員を救ふに止まり、爾餘は夜間、巡洋艦に尾走して戰場を脱す、之を要するに、驅逐艦が有利の機會を抛棄して、其位置を去りたるものなり。又此の巡洋艦隊が驅逐艦隊を掩護する上に於ても、其本分に缺くる所なき能はず、日本艦隊と主力との遭遇より二時半以前に於て、已に日本巡洋艦隊は、我艦隊の視界に入れり。我艦隊の排列は敵が詳に之を觀望し、其報告は東郷提督の手に達し、提督は直に之に應ずべき動作を取るを得たり。已にして戦闘の開始せらるゝや、該艦隊は或は一側に、或は兩側に現出し、我運送船隊は殆んど其擾亂に任せられたるの觀あり。顧みて我巡洋艦の行動如何を考ふるに、恰も其艦隊を擧げて、本隊及運送船隊に拘鏈せられたるが如く、敵巡洋艦が我艦隊勢力及陣形を知悉し得るに先だち之を突撃するの策に出でざりしなり。始め我視界に入りし敵巡洋艦は劣勢なるものにして、左翼より、偵察艦隊は二等巡洋艦二隻、三等巡洋艦二隻とより成り、右翼よりは、三等巡洋艦一隻なり。此の左翼の一艦は頗る我に接近し來りたるを以て我第二艦隊は之に對し、砲火を開くまでには達し、詳に我陣形勢力を觀察し、悠然去て

影を失ふ。尙ほ巡洋艦隊は本艦隊を目標とし襲撃し來るべき水雷艇を吸收し、敵驅逐艦に當るべきに本隊と分離したる爲め翌曉に至り、一のイズムルトを餘すあるのみ。予はこゝに至りて再び主力艦隊の隊形の排列を論ぜんと欲す。即ち三箇の戦隊、其一戦隊は各四艦より成れり、主力艦隊の排列を見るに、初めは單縦陣を取り、相踵て海峡に進航す。敵艦を見る一時間半前に單縦陣を變じて、二列縦陣と爲し、其間隔を三鏈に定め、右翼列にはスワロフ型の四艦を置き、インクキスト少將の率ゆる戦隊を、左翼列の後尾に置けり。前に一線列の必要を説きたるが中に、其二種の方法を説かざりしも、所謂單縦陣と單横陣の區別は、二者の得失相償ふものなることを知らざるべからず。單縦陣の屈曲し易きは、轉回の容易を示すに反し、單横陣は陣形を變ずることなくして、正面を變換せんとせば、回轉方面に位置せる軸艦は、其位置に止まり、其翼艦は半徑列の全長と同じき弧邊を爲し、爾餘各艦は其位置に相當すべき半徑弧を爲すべし、是等の運動は、其規律、注意、信號等頗る嚴密を要し、從て戦闘中に之を行はんと極めて難事たり。其順序を整然たらしめ、之をして一系亂れしめざるは、更に難事にして、或は一艦の前進し過ぎたる場合を

生じ、或は一艦の後ろゝに過ぎたるの狀況を生ず。是等は實に單横陣の不利益點なれども、又其他面に於て利益を有せざるにあらず、今假に互に相反航する甲乙一艦隊ありとせんに、甲は單横陣を取り、乙は單縦陣を取り、**F**圖參照、甲艦隊は其全艦首砲を擧げて、乙艦隊の先頭に集中し、乙艦隊は之に應ずるに、各艦は斜角より、嚴艦は大距離に於て、敵の各艦に當らざるべからず。かくて乙艦隊の先頭艦は撃沈せらるゝと同時に、先頭艦は常に旗艦なるを以て、旗艦の沈滅は指揮將官の沈滅せられたるものとなるが故に、此の如き狀況を知らば、速かに敵と同じく、横陣を取るか、又は**G**圖參照、敵列に並行し、我單縦陣を導くべし。此の場合に方りては、我は艦首砲より猛烈なる左舷砲の全部を擧げ得べきも、敵は艦首砲のみを用ふるものと爲り



第三編 第四章 敵浮動力の撃破 第三節 日本海戦本記

て、有利の状況を得べきなり。是に於て更に陣形の屈曲自在を利用し、敵の左翼を  
 繞回せんとせば、敵之を欲せざるが爲め、陣形自ら變じ左八點に針路を轉じ、單横陣

廿七日朝、中央に運送船隊を置き、二列縦陣を以て、航進せり。三箇戰隊より成れる

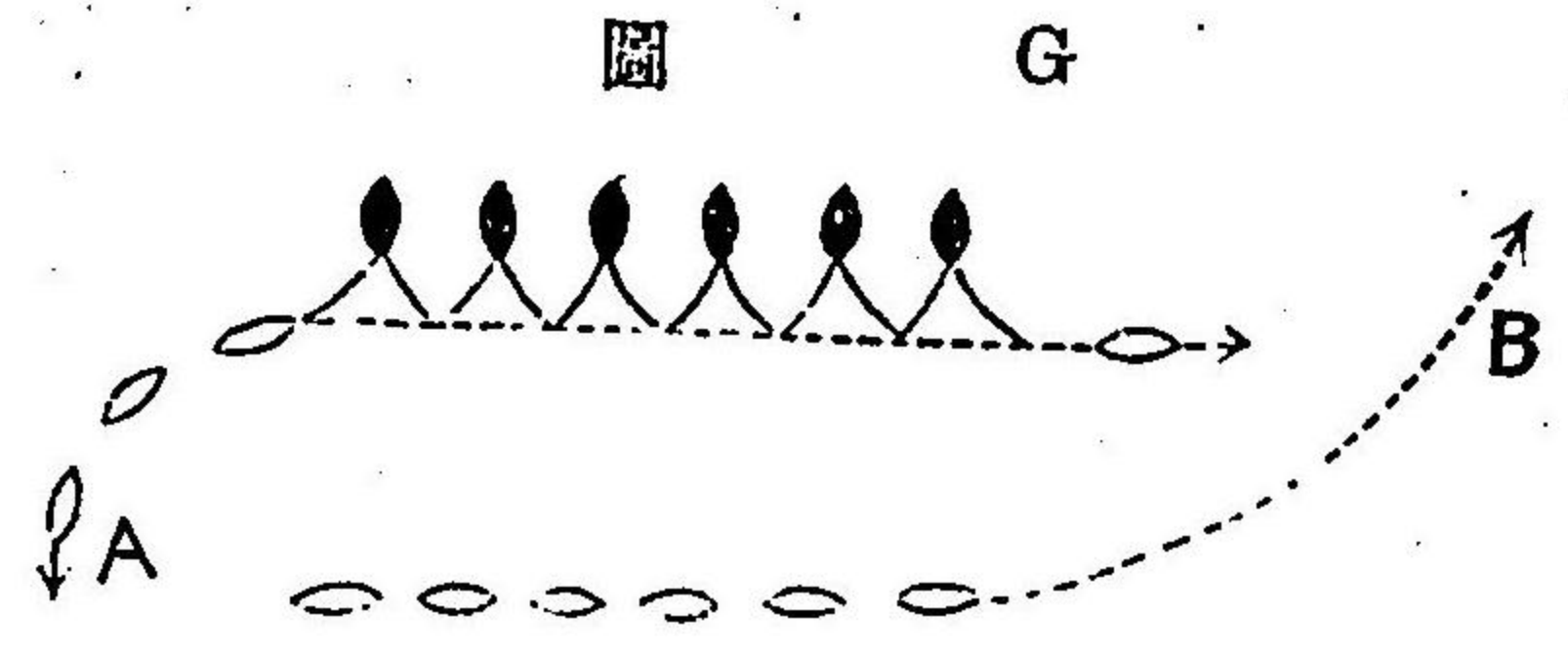
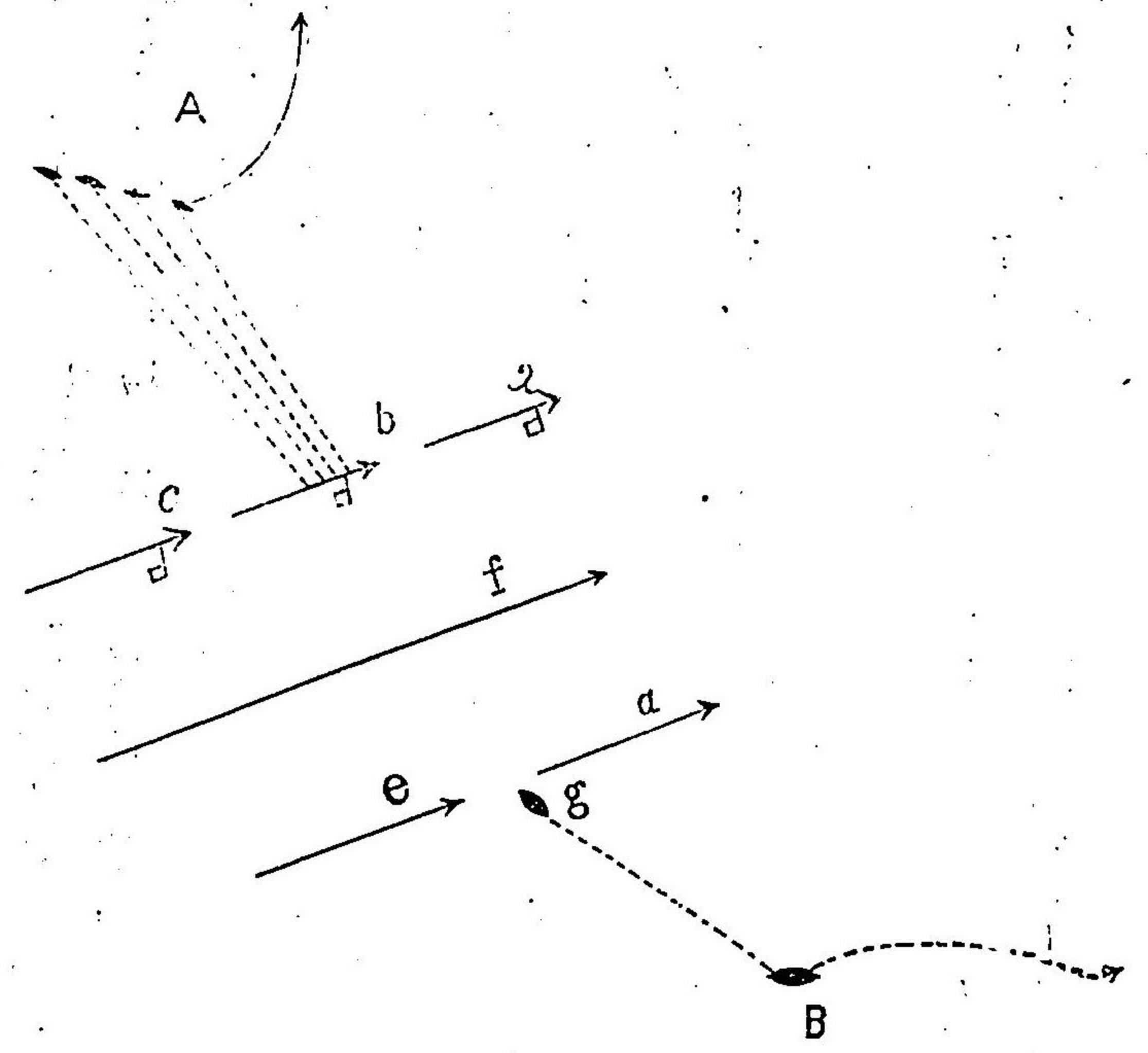


圖 G

(分冊時一十前午期一第) 圖 H



第三編 第四章 敵浮動力の撃破 第三節 大海戦結論

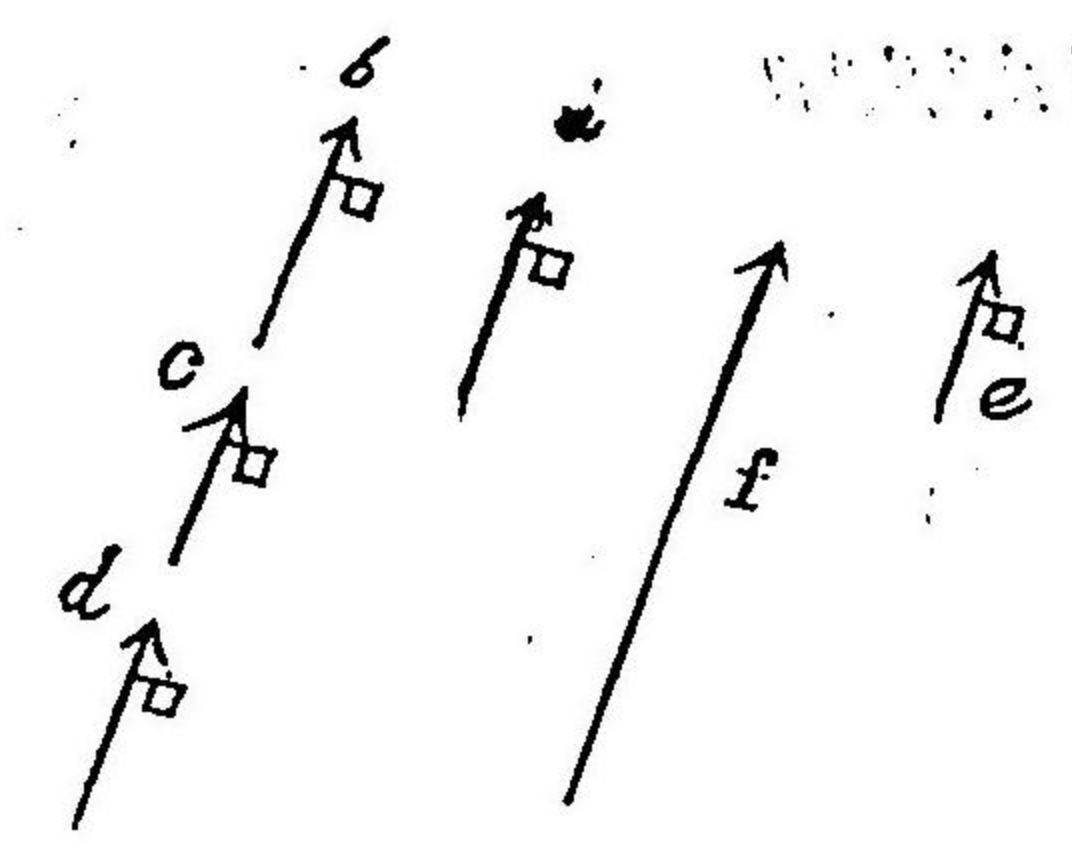
翼列は(且圖参照)スワロフ型  
 戰艦四隻の第一戰隊は、其前  
 一頭列となり、ロ提督の旗艦ス  
 ワロフ之が先頭に在り戰艦  
 オスラビヤ、シソイ、ナワリン  
 の三隻及び裝甲巡洋艦ナヒ  
 モフより成れる一隊、之に次  
 ぎ、オスラビヤ艦旗艦として、  
 已に死せるフェルケルザム  
 將軍の旗を掲ぐ、ネボカトフ  
 少將の一隊、之に従ひ、我戰隊  
 陣形各艦の距離三鏈より推  
 せば、艦隊の全長六露里に及  
 ぶ。若し海峡に向ひ、航進せ

る時濃氣ありしとせば、衝突の危険を避くる爲め、間隔更に延長せしものならん。而して彼我相合せし場合には、濃霧は已に消散しありしが故に、前隔度に復しありしならん。而して運送船列はカムチャトカ、アナスイリ、イルチシユ、コレヤ、ルシ、スヴェリ、アリヨール、カストロマの八隻より成り、戦艦列の右に方りて航進す。此運送船隊は、其船體の不一致と隊列行進の不熟練とにより、其延長は實に艦列に超過せしならん。唯アリヨール、カストロマの二隻は、病院船なるを以て、其位置自ら戦域外に在らざるべからずと雖も、之に關し公報何の記する所なし、又驅逐艦の配置は、種々撒布せられたるもの、如く、想像するを得、何となれば其當さに運送船隊附近に配置せられたるべきも、戦隊に之を配付する等のこと一も公報に之を示さざればなり。又二箇の巡洋艦は、運送船列の右に航進し、其先頭列はフレグ、アウローラ、ドンスコイ、モノマフ等の大巡洋艦列より成り、エンクキスト少將旗は、フレグに掲げられたり。而してイズムルト、ゼムチユーク、アルマーズノ三巡洋艦より成れる小巡洋艦列は、之に次ぎ、以上の配列は、持續して午前十一時半に及べり。これより先き、午前六時日本巡洋艦和泉は我右翼に現はれ、並航せり、旗艦は信號して、モノ

マフに之か撃退を命じたり。和泉は我よりの攻撃を被むるとなく、四時間に亘りて、我が艦隊及陣形を精視し、無線電信を以て、之を陸上望樓又は視界外に於ける、其巡洋艦隊に通信し、東郷大將は、已に午前八時より、我艦隊の運動を察知し、海圖上其刻を追へる、我運動を知り、之に對するの策を定め得たる者なり。此時天候濃氣なりしを以て、彼艦は我艦列の近距離に入り來れり。初め遠距離に之を發見せしときは、其艦型不明にして、其須磨なりや、明石なりや、將た秋津洲なりやを鑑別するのと能はざりしなり。同艦の近距離に進入せしは、其觀察の詳密を欲したるものなるべく、又其我と並行航進したりとせば、我速力を測算するの精を得たるや勿論なり。何となれば速力の調歩は其自己に屬するものなればなり。故に我に在ては此種の偵察艦を發見すると同時に、即時之を追撃せざるべからず、其責任は一にエンクキスト艦隊に屬せり。同艦隊中には一七五節を有する和泉艦よりも、高速力の巡洋艦ありて、之を追撃すること、敢て難事にあらざればなり。假令和泉艦の背後に優勢艦隊の伏在するあり、同艦逃れて之に合し、爲めに我追撃無効に歸することあるも、此追撃は有益なる偵察となるを得べければなり。而るに我は之に方る

に同艦よりも遅緩、且つ舊式なるモノマフを以てし、四時間を経過したる後に於て、始めて此舉に出でんことを考定したり。加之、此最後の考定は、提督に依りて成りたり、運送船列と、巡洋艦列とに介在せる、提督の位置より、日本艦隊を認知すると能はざりしも、其終に之を發見するに及びて、始めて此信號を掲げたり。巡洋艦隊司令官たる者の任務は、必竟敵の偵察艦に對し、我全隊の安全を期し、司令長官の煩を省くに在るなり。然るにかゝる場合に於ける機會に處し之に應ずる能はざりしは何そや、此失策と巡洋艦隊の不活動の爲め、十時に至りては、日本巡洋艦五隻、二等巡洋艦二隻及三等巡洋艦三隻艦隊左側より出現し來り、時餘に亘りて、其偵察を遂げ、十一時二十分に及びて、第二戰隊之に對し、砲火を開きたり。此偵察艦隊を撃退するは、我大巡洋艦の任務に屬する者にして、敵艦にして裝甲巡洋艦ならざる限り、事實上エンクキスト戰隊の之に對抗し得べきは勿論なるを以て、彼等をして我主力艦隊の砲戰距離内に入らしむべからざるなり。論じてこゝに至れば、敵の主力と接觸するに至るまでは、巡洋艦隊をして先行せしむべきは、必要上當然のことに屬するを知るべし、今予がこゝに主張する所の陣形に依るものとせよ、而かも實

圖 I (時二十午正期二第)

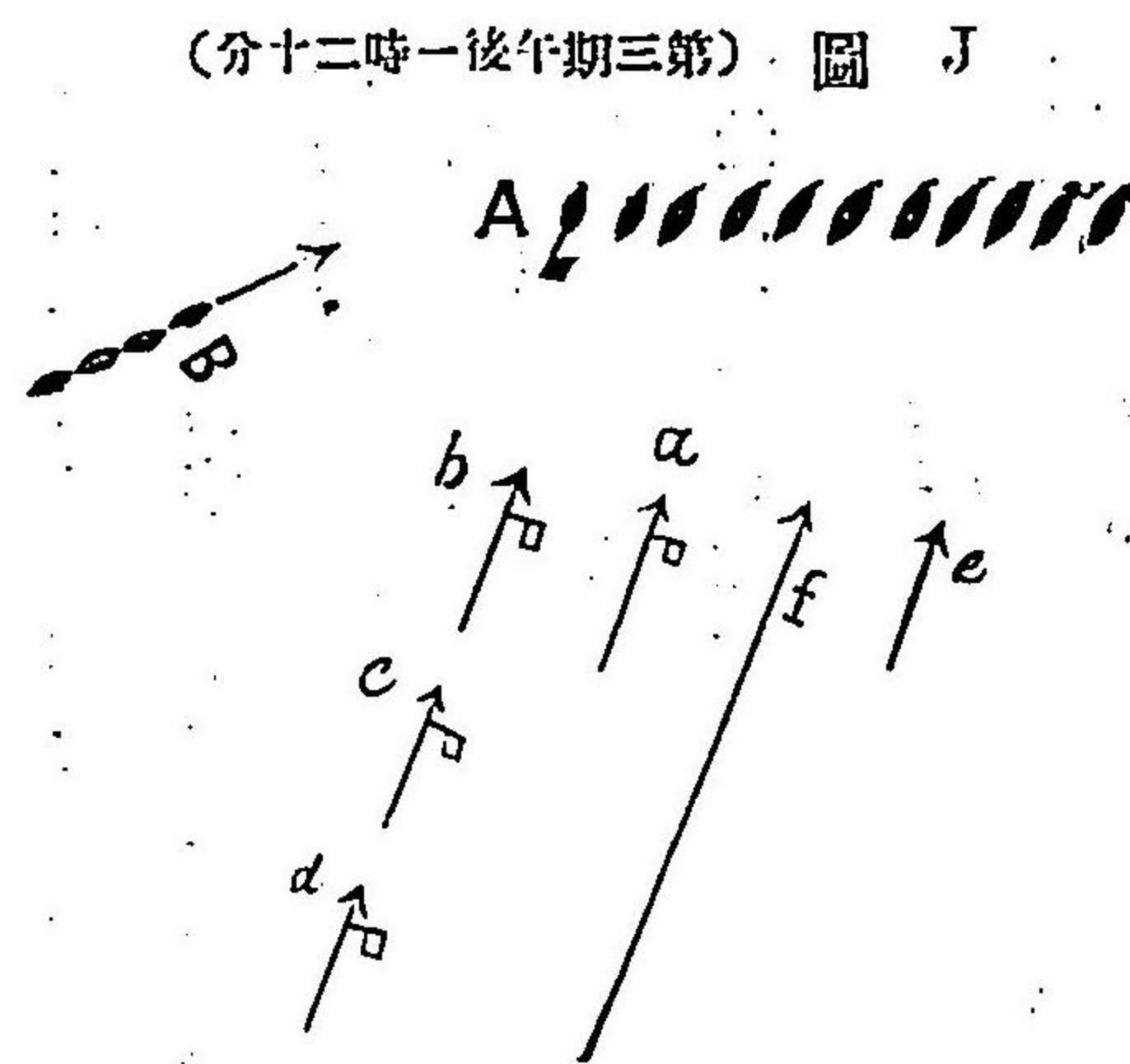


第三編 第四章 敵浮動力の撃破 第三節 大海戰結論

際上至大なる保護を加へたる運送船列を隨伴せざる者とせよ、其結果は如何、和泉艦も他の偵察艦も共に之を撃退し得べきのみならず、敵は北方に於ける主力と、其連絡を斷たるゝの虞を生せざるべからず。故に巡洋艦隊を先行せしむるの一事に徴するも、其利たるや彼をして、我主力の近距離に冒進するとなからしむるを得べし、然るに我は敵偵察艦隊に對し、單に砲火を開きたるまでにして、彼は其欲する全量の偵察を遂行し終り、退却したるもののみ。要するに、敵偵察艦の現出より推斷を下し、敵の主力は北方より現はれ來るものと爲すを得べし、此推斷に基き、時機を利し、一方には運送船隊を後送り、他方には巡洋艦隊を前進せしめ、敵にして如何なる方面より出現し來るも、之が豫報を爲し得べきとを計り、戰艦隊を單横陣と爲し、而して海峡に航進すべきなり。敵偵察艦影の視界を脱したる後に於て、策茲に出づるは、最も肝要にして、敵偵察艦が偵察したる情報の一部は、謬斷に歸し、陣形及運送船隊の隨伴せることの情報は全く虚偽と化し、敵提督の胸



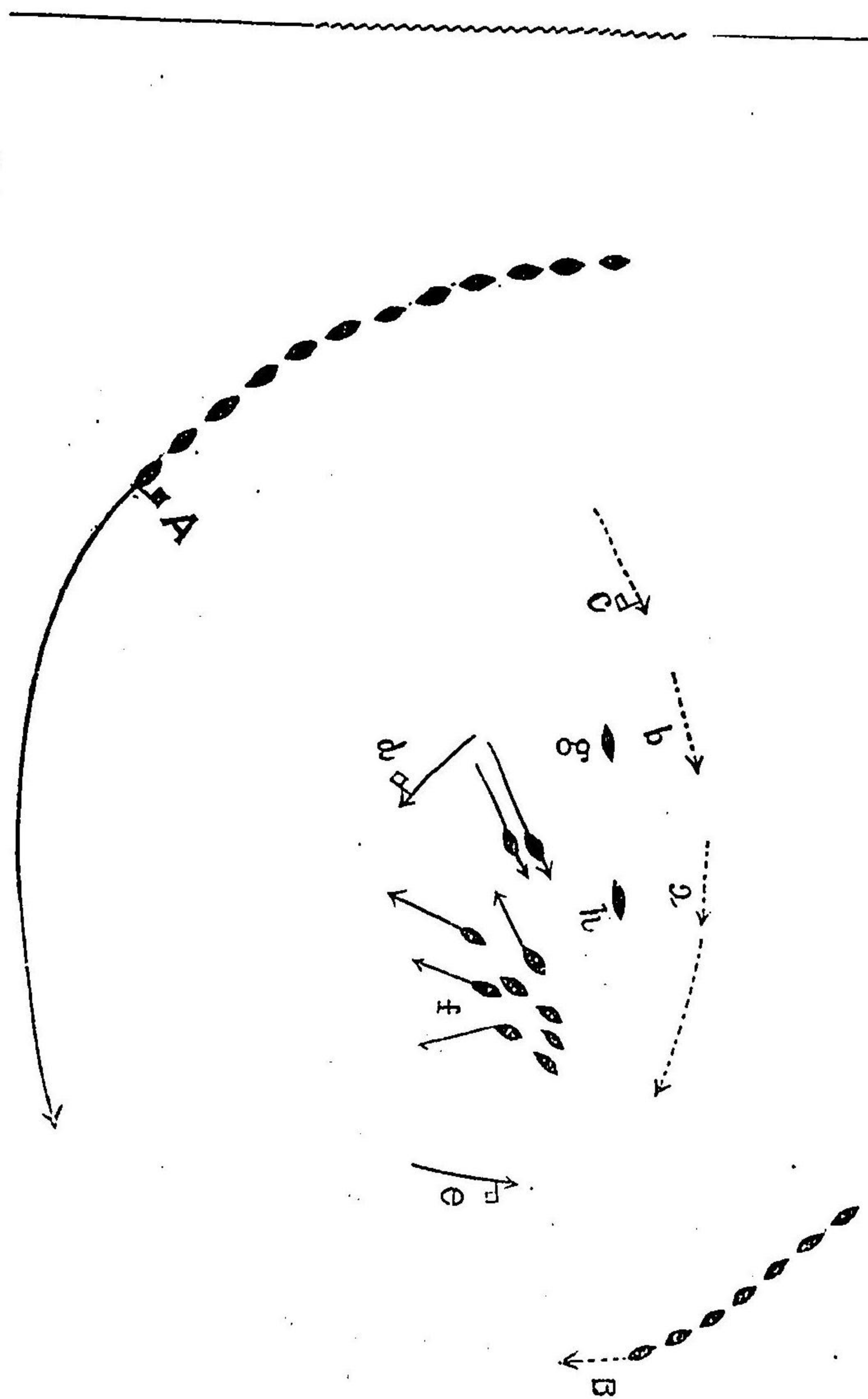
算少なくとも其或部分を齟齬せしならん。敵にして我と同じく單横陣を取らんか、其力相下らず若し單縦陣を以てせば、我頗る優勢たるを得、尙之に加ふるに、スワロフ型戦艦にして横陣配列を取るときは、其艦種砲塔砲の發火の更に敵戦艦に優るものあり。凡そ横陣對抗の場合には、其最大効力を有するものは、艦首砲塔の大口徑砲にして、艦側中徑口砲は、効力狭少なり、而かも此大口徑砲數は、我正に敵に優越す。然れども事實は、I圖敵偵察艦の遠ざるか



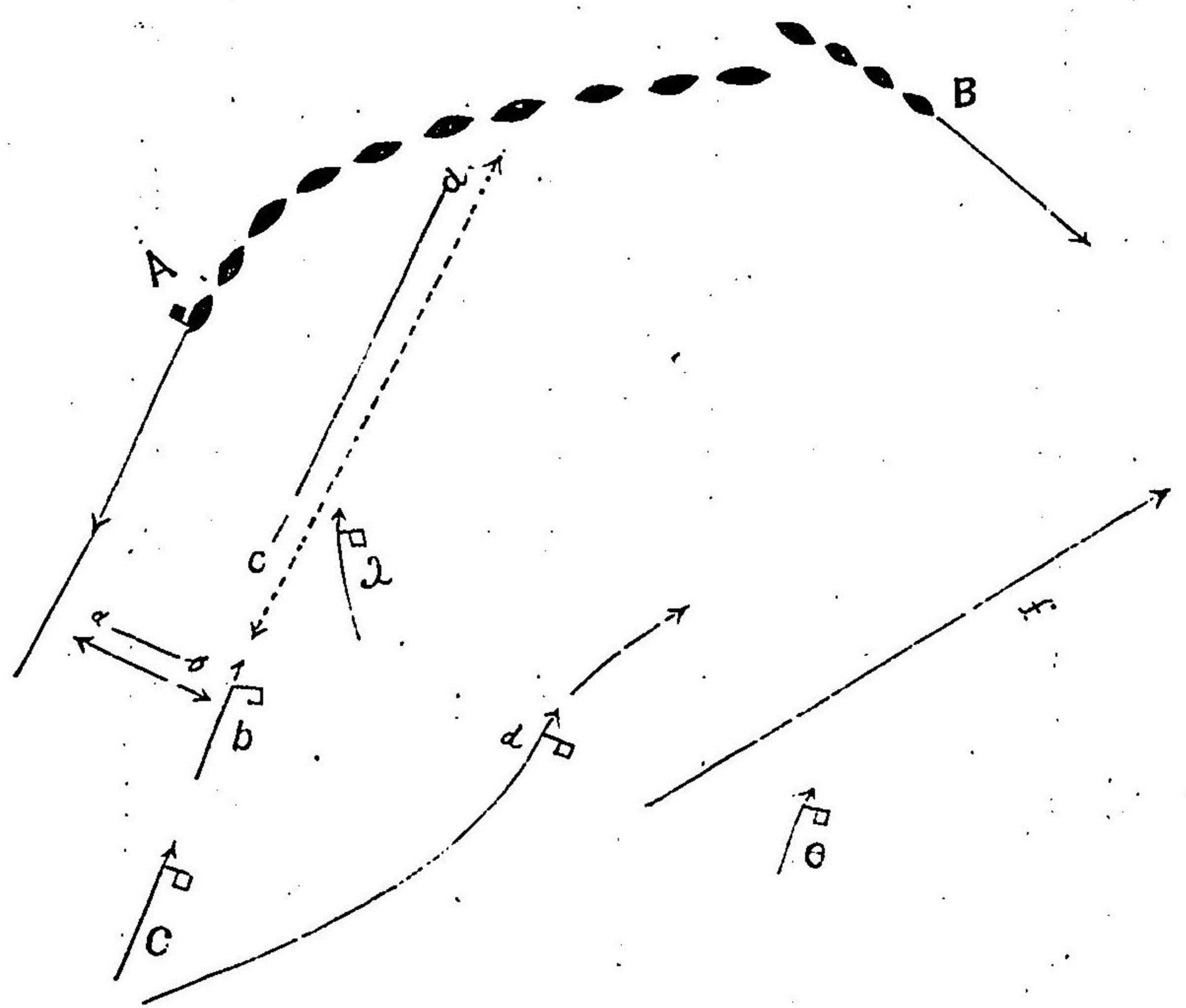
(分十二時一後午期三第) 圖 J

同時に、我が大型巡洋艦は戦艦隊の後尾に就き、依然として本隊に結着し、獨立行動の自由を缺きたり。運送船隊は右側面よりシエン大佐の小型巡洋艦隊に依て護衛せられたり。我船隊は北二度、東の針路を持ち、對馬に沿ひ、航進しつゝ、正午に及び第一戦隊は右方に偏し、第二戦隊との間隔を三鏈とし、敵主力と遇着するに至るまで、四列縦陣の航進を持続したり。(J圖参照、左翼より第二

列頭<sup>a</sup>に、ロ提督は全隊を率ゆる一人として立てり、左翼列の先頭艦は死せるフェリケルザム少將旗を揚ぐるのみ。運送船列の先頭には、カムチャトカあり、右翼巡洋艦列にはスエートラナあり。此る場合に於ては、經驗ある先任將校を配置せざるべからず、是れ其戦闘進行中、一切の運動は、信號を掲揚する能はざる點に在りて、意思を通ずる能はざるを以て、旗艦に倣への規則の下に、運用上各指揮官と自己の將旗を艦上に掲げ、其運動に依りて其欲する所を示さんとするが爲めなり。然るに事實は之に反し、ネボカトフ少將も、エンクキスト少將も、後方に在り、司令長官も亦中列の先頭に在りしが故に、左右兩翼列の運動に拘束を受たるは當然のみ、如上の陣形を以て、午後一後四十分及び十八隻より成れる日本主力艦隊と相見えたり。一種の報告には敵は横陣に在りしと判断すべきが如し、尙ほ諸種の情報を取り、此十八隻が最新裝甲十二隻、戦艦四隻、裝甲巡洋艦八隻と戦艦鎮遠舊式なるも十二時砲四門のあるあり、橋立型三隻、此中二隻は艦首方向に發射し得べき大口徑砲を有す、及浪速型二隻より成るを知るを得べし、我之に對向し得べきものは、オスラビヤ、スワロフ及スエートラナの三隻にして、殊に初めの二隻<sup>a, b</sup>は日本軍の全砲火を集注

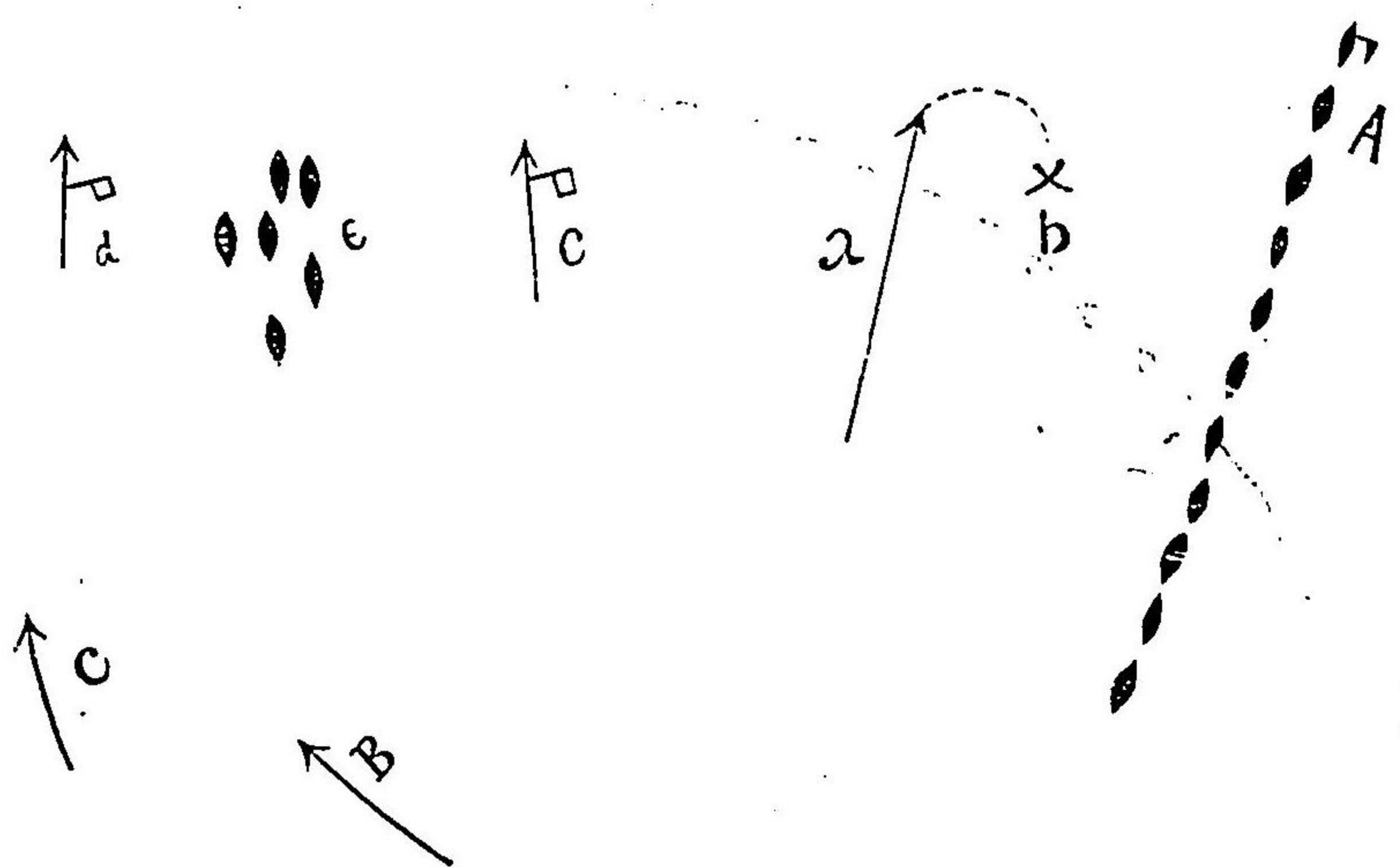


L 圖 (第五期午後三時)



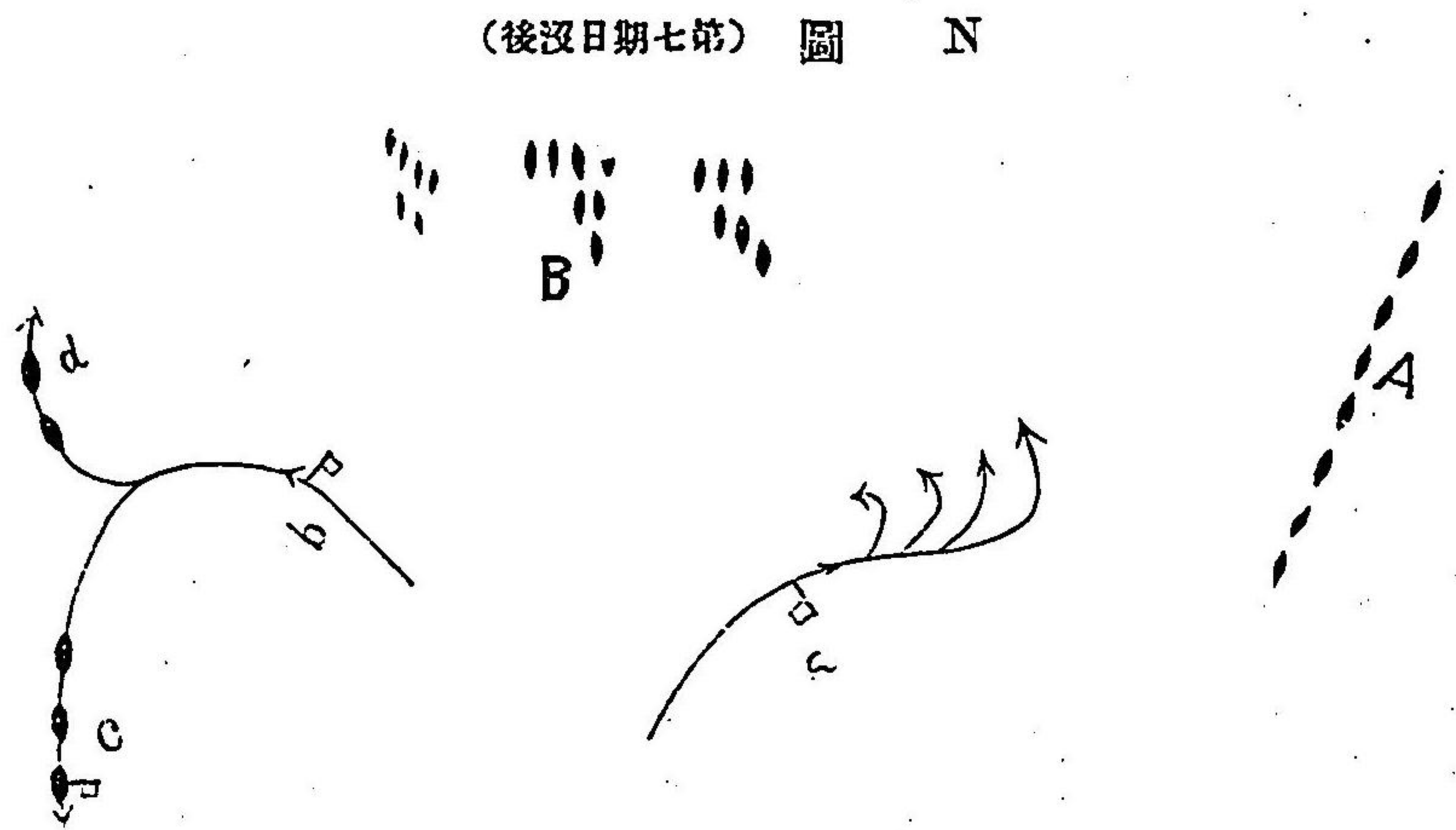
せられ戦闘初期に於て、已に第一着に戦列を離るゝに至りたり。我艦隊の陣形變化は此時より始まり、即ち運送船隊は右轉し(五圖参照之)が掩護としてエンクキストd戦隊之に従へり第一戦隊は左轉し第二b第三c戦隊の前頭に立たんとす。是れ敵の横陣に對向し、單縦陣を取らんとするに出でたるものならんか不利是れより大なるはなし。第一戦隊の當さに執るべき方針は右轉し第二第

(時七後半期六第) 圖 M



三戰隊をして、自己に跟随せしむるに在り、此運動は第二第三戰隊同時に轉回し得らるゝが故に、之に要する時間は、亦之よりも僅少にして、之を行ふを得て我戰隊の一行は、敵の隊列と並行し得るに至りて、位置は有利に轉ずるを以てなり。我にして之を能くせば、敵の我に應對するの策唯一あるのみ、即ち右或は左八點に變針し、我と同じく單縱陣を執るの外なきなり。若し初めに單縱陣に變せんには、我は既に時機を失しありたり。此等の運動は極めて繁雜なるが故に、時間を要すること多きのみならず、又砲火の効力に乏しく、唯之を應用するは敵と違

會せる刹那に於て、敵の陣形に應じ、自己の優點を求めたるときにのみ、之を行ふべし、故に茲に説く所の運動を行ひしならば、能く運送船隊を掩護し、巡洋艦隊も亦能く其適良の位置に立ちたるならん。然るに事實はこゝに出でざりしとせば、敵は我が混亂に乗じて、一齊に右點針に變ずるのみの運動に依りて、單縱陣となり、左折して我精銳主力なる第一戰隊とオスラビヤの左舷に其全砲火を猛注し、以て我が戰艦隊の前面を壓したるものなり。尙ほ敵は二〇鏈の距離に排列して、其の中口徑砲速射砲の全力を集中し、爲めに我スワロフ及オスラビヤは先づ戰列を出て、次てアレキサンドル及ビシソイ又列外に立ちたり。此等を掩護せん爲め、爾餘の戰艦も亦同じく、單縱陣に立ちて、右に轉回せり、し圖參照蓋し此圖の正確ならざるは、論者自ら之れを認め居れりと雖も、已に時機を失し、敵主力は已に背面に廻轉し、尙ほ分艦隊たる橋立型三隻は偵察艦隊と共に運送船隊の他側に運動し、我巡洋艦隊は爲めに攪亂せられたり。午後七時、M圖參照、敵主力は既にボロチノが嚮導せる戰艦列右舷に在り。二群となれる、我運送船及巡洋艦隊は、エンタキスト少將及シエーン大佐指揮の下に、戰艦列の左に在りしが、敵巡洋艦隊は之を追撃せり、此場合



に於て、我先頭艦が敵艦隊の砲火集團の中に立ち、ボロチノ終に撃沈せられたるに依り、ネボガトフ少將の坐乗する、ニコライ先頭に立ち、更に北二三度東、即ち最初海峽に航進せしときの針路を取りり。此時日已に没して、敵艦隊は恰も驅逐艦水雷艇に戰場を譲りて、退却せり。(N圖参照此間我戰艦隊、巡洋艦隊は各別に驅逐艦を従へ各異の方面に在りしもの、如く、唯戰艦隊か水雷撃退の任務を有する巡洋艦と、分離するの危険なるを慮り、又巡洋艦が、之に隨伴するの意なきを知り、之に合同せん爲め、回轉したり。然るに此時已に巡洋艦隊を發見する能はず、是れ蓋しエンクキスト少將か其最も精銳而も傷損少なき三隻を捉げ、一意南走し、全く戰場より

脱したればなり。北向せる巡洋艦中戰艦列に合同したるものは、イズムルート、モノマフなるべく、此夜水雷の爲めに撃沈せられたるは戰艦アレキサンドルにして、同艦は已に砲火の爲めに損傷せられありたり、水雷攻撃を受けざるも尙ほ沈没したるならん、且つシンイ、ナワリン、ナヒモフ等も亦此中に在らんか。以上海戰の結果を總合し、之に就き海軍戰術の既往に於て、曾て發見せられたることなき新事例を求めんと欲するも、更にこれあることなし。艦隊にして、其巡洋艦と相失し、而して其敵を追撃せんとするは不可なり、此の如き艦隊にして、敵との遭遇を避けんとするは、自ら其危険を踏むものなり、是れネルソンの、深く偵察の至重なるを論せし所以なり、我艦隊は全く此危険を冒したるものなり、嘗に敵に比して

第三編 第三章 敵浮動力の撃破 第三節 大海戰結論

日本海海戰は敵も亦其敗戦を自認せしが如し、ノークウオエ、ウレミヤの浦艦通信員は、殘存露國海軍將校の談話を湊合して曰く、ロジエストウエンスキーの大敗は敵の奇襲に罹りしにあらず、濃霧の急に露れたるが爲にもあらず、又敵に各種幸運の事情ありしにもあらず、戰術は正々堂々を以て行はれ、全く日本人の運用の妙と、砲術の精とに破られしなり。戰艦スワロフとオスラービヤとは、實に戰團開始後一時半の内に於て、全く日本艦隊の砲火の爲に撃沈せられたるなりと、又ノードー氏は巴黎新聞の通信員にして奉天の戰に日本軍に捕はれたり七月一日東京より電報して、更に露國艦隊敗北の原因を詳説して曰く、露國人が科學の智識なく、近代の思潮に後れ、尙愚憚なく言へば、智力の程度低く、且軍事の訓練乏しく、全帝國の活動に伴ふ熱心なきの實を證明したるは、日本海戰に於けるより大なるはなし、要するに露國人の劣弱は、實に智力の上に在り、予は日本人の此の海戰を視するの狀を

其偵察に必用なる巡洋艦を有するの少数なるのみならず、其少數艦すら、之を用ゐざりしなり。又或る一定の場合に於て、艦隊其横陣を取るの利も、別に新事例にはあらず、又此海戦は其勝敗全く砲煩に依て分れたるものにして、敵は重砲は勿論中口径速射砲を以て我艦を猛射したり。其距離の近接の度、加ふる毎に結果の度加はるものなり。此猛烈なる砲戦に参加したるものは、此の如き場合を目的として、建造せられたる戦艦及装甲巡洋艦なり。他の非装甲艦は、敵は之を以て運送船を襲ひ、我は之を以て防護の位置に立てり。戦闘の初期に在りては、日本装甲巡洋艦は其主力艦隊の後尾に附しありしも、後非装甲艦と協力の爲め、主力縦陣より分れたり、日本の戦艦、及装甲巡洋艦は、此海戦の爲め缺損を生せず、獨り我主力戦艦スワロフ、ポロチノ、オストラビヤの如き、其最優なるものは砲火の爲めに、其最後を見たり。是れ實に近世戦争に於て見ざるところにして、其原因果して何れに在りや、其炭量過大の爲、復原力を減したるを主因とし、其スワロフ、ポロチノの原因には、更に舷門の低きに過ぐるの一因を加へ、オストラ

見て、明白に露部の諸友人に告げんとするものあり曰く、如何なる價を投ずるも、先づ改良せざるべからざるものは何等其人に外ならざるなり、新軍艦を造るの前、先づ全部改造を要するものは、露國其ものに外ならざるなりと云へり。

ビヤは舊式に成れる装甲なることを加へざるべからず。此日天候悪しく風濤激揚せしに依り、艦隊の動搖に伴ひ、弾孔及舷門よりの浸水甚しかりしも、又其原因を助成するものなり。又敵の水雷艇隊は、已に砲火の爲めに、重傷を負へる我艦體を襲へり、夜半に至り、其活動の最好時機に於て、天候は恢復し、彼等をして其任務の遂行を容易ならしめたり。我被襲艦は、已に敵砲火の爲めに、其之を撃退すへき武器を有せず、且其速射砲は防護の微弱なりし爲めに、又之を失ひ、尙ほ探照燈をも有せず、加之之を援助すへき、巡洋艦及驅逐艦なかりしなり。然れども水雷艇を以て戦艦を攻撃するの困難なるは、二十七日晝間戦に損害少なりし、アリョール外諸艦の残存せしを以て、之を證すへし、潜水艇に關しては、當日風浪高かりし爲め、之を使用せずと主張するも、予は之を信ずると能はず、其の展望装置は波浪の爲めに障害せらるべきも、又實際高濤の間に潜水艇を操縦するは、予其難きを知るも、是れ其之を使用すへき好時機なるが故に使用せすと主張を信する能はざるなり。又我か一の巡洋艦は、自動せる魚形水雷を認めたりと云ふ、若し之を以て事實とせば、其正に潜水艇よりせしこと明かなり、其効果頗る微にして、艦艇を撃沈すると能はざ

りしと雖も、後來之に要する注意は重大ならざるへからず。又浮流水雷を使用せしや否やの問題は、調査の進むに従ひ、其然らざりしを見るに至れり、浮流水雷或は存在せしならん、又其奏効を期すべきが如しと雖も、同時に日本艦隊にも至大の危険なり、其操縦より考ふれば、予は其之れなかりしに近きを見るなり、殊に彼我共に其の一隻だも、之れが爲めに沈没したるを聞かさればなり。又世上我砲彈の完全ならざると、準備の不十分なるを論するは、全く根據ある説にして、我は新式の艦型を取れり、其備砲亦新式なり、而かも其之に要すべき砲彈は不足なるも、時機に應じて之を補ふこと、せり。一令の下、二十四時間内に、出港準備を整へ得へき小艦隊すらも、其砲彈の準備は半數に満たざるなり。第二艦隊出發に臨み、其供給を受けたる砲彈は、戦闘の一回に豫備として、其十五乃至二十パーセントを附與したり。又我砲彈の性質は、他の砲彈と異なり、其穿甲彈と尋常の榴彈たるに論なく、炸藥の量多からざることこれなり、今英國のもの、其全重量の百分比例を見るに、其十二吋砲其穿甲彈に在ては、其の之に對して、露は一榴彈に在ては、其の九五に對して、露は二、六吋砲其穿甲彈に在ては、英の五、五に對して、露は二、其榴彈に在ては、其の九、

砲 種 類	口徑及	
	十	六
露	穿甲彈	榴彈
英	穿甲彈	榴彈
露	一パーセント	二パーセント
英	五パーセント	九、五パーセント
露	二パーセント	五、五パーセント
英	九、一四一—一二三、四	三、一パーセント
露	九、五パーセント	九、一四一—一二三、四

四分の一に對し、露は三、一の比例なり。日本海軍は、其必らず英國型を採用するものなるを疑ふ可からず。又我艦には照準器を備えさりしなり、又中口径發射に於ける宿弊を改めざるなり。而して戦闘の最元質たる人格に於て、其缺點甚だしきものあり。此缺點は即ち戰略の誤謬、戰術の乖違を生じ、一部艦艇の投降を生じ、戰場逃避を生し、射撃の拙劣を生し、供給の不偏を生じたるものなり。』と論せり論旨痛快なりと謂ふ可し。

又マハン大佐は曰く、斯の如き大決戦の結果として、現在及將來の歴史に影響すべき、政治上の重要なる波瀾を生ずべきは、勿論の事なるも、是れを外にして、此の海戦が爾來傳へて以て其の價値の大なるべきを豫想せしめたるは、軍事的實驗にありとす、必らずや列強の海軍制度に大影響を及ぼすべきなり。而して此實驗により、

決定すべき主なる問題は、大砲と魚形水雷艦と水雷艇との相対的價値にあり。今より一箇年前、余が紐育サンに於て論ぜし如く、此問題は實に二箇の相異なる疑問なり。其第一は艦體を別問題として、搭載せる兩武器の優劣利害に關し、第二は大型艦船と小形艦船の價値を論ずるものにして、必竟海戰の目的は、廣義の意味に於ける制權を掌握するにあるが故に、其目的を達するには、大型艦船と、小型艦船と何れが利なりやの問題を解決せんとするに外ならず。日本海海戰により、得べき教訓を研究するに先ち、兩交戰國の一方の感情如何を顧慮せず、茲に明言せざるべからざることあり。即ち兩交戰艦隊の乗組軍人の品質に於て、多大の相異ありて同日に論すべからざること是なり。露國は確かに此の點に於て劣等なりし所なり。此の劣等なりしことに付き、露國側に於ては必らず辯ずべきものあらんも、事實は事實として認めざるを得ず。劣等なりし理由ありたりと云ふが爲めに、其の低度を減じ、若しくは之れを塗抹するを得ざるなり。予の考ふる處によれば、日本提督の行爲に關して、特に吾人の注意を拂ふべきは、實に其卓絶したる技量と綿密適確なる判斷とにあり。これ實に過去一年間に於て、各種の狀況の下に實戰を重

ねたる經驗により、充分に習熟せるものにして、其行動の全般に亘りて、豫じめ最後の勝利に對する、明確なる自信ありしこと、疑を容れず、且提督は、深く部下將卒の技倆を信任せしを以て、此の大海戰に於ける畫策は、單に先天の理論によりしにあらず、實に魚形水雷と大砲との威力戰艦と水雷艇との運用につき、單純なる理論を以て満足せず、平和時代に於て、夏期演習に於て、常に實際に重きを置きたりし上、開戰以來敵と戰ひ、天候と戰ひ、練磨を重ねたりし成果によれる確信に基きたるや論を要せず。斯の如くして、予は東郷提督の常に正確の判斷力ありて、其行動の一貫せるを看る、况んや露國提督は常に東郷提督の爲に機先を制せられたるを以て、東郷提督は自由に其艦船にとりて、最も有利なる狀況を保つを得たりしをや。此の利益は日本艦隊の、速力優れたるにより、得たるものにして、東郷提督は初より、此の事を認知せしなり。是れ益々彼の行動が、全然其熟達せる自信の反映なるを證するものにして、亦實に海軍問題の決定に至大の助力を與へたるものなり。東郷提督はトラファルガーに於ける、ネルソン提督の如く、其第一着手に於て、記憶すべき信號を發したり、曰く帝國の安危、此一舉にあり、各員努力奮勵せよと、之をネルソン提

督の信號に比すれば其類似顯著なり。或る日本將校は、日本人は事實上、かゝる號令を必要とせず、日本人は號令なきも其決心を有するなりと云へり。然り日本人は疑もなく將校の言へるが如き心を有つならん、想ふにネルソン提督の部下も亦疑もなく然りしならん、但し東郷提督の號令が、日本海軍々人の耳に響きし時、其精神更に興奮せしならんことを信ずるは、必ずしも日本人の勇氣と熱誠とに對する、尊敬に缺く所以にあらざるなり。今や余は日本提督の作戰計畫の一般と、戰團繼續中に起りし事件の時と模様により、推斷し得べき軍事行動の批評を試みんとす。予が疑に論ぜし如く、露國艦隊は、戰團艦に於て優勢なりしも、装甲巡洋艦に於て劣勢なりし、大凡装甲巡洋艦は、實際に於て、二等戰團艦と云ふべきものにして、特に速力と載炭量を増大せんが爲に、重砲の威力と装甲の厚さとを減少せるものに外ならず。水雷艇につきては、日本亦優勢にして、露の一に對する三若しくは四の割合なり。是れ實に兩交戰艦隊の物質的勢力の比較にして、其交戰に於ては、勝敗の數は、全く兩艦隊の將校下士卒の優劣に歸するが如くなりし、此將校下士卒の優劣に關しては、日本艦隊を以て、優者となすは一般の豫期なりしも、ロジエストウエンス

キ！提督が數ヶ月の航程と各地の碇泊に於ける、長期の休息とは、露艦隊に多大の鍊磨を與へたるや亦疑を容れず。交戰前の事情斯の如し、而して兩艦隊は對馬海峡の東水道に於て邂逅し、戰は晝間に於て始め、其第一の發砲は午後二時に垂んとする時なりしは、各種報道の符合する所なり。此戰場は殆どノルフオークと同緯度にあるが故に、紐育の觀測により、二時より七時半に至るまで五時間、晝間なりしこと明なり。之を思へば、直に水雷艇の使用如何に考へ到るべきなり、予は或論者と共に日本艦隊は戰團艦に於て劣勢なるも、水雷艇の多數を有するを以て、東郷提督は、必ず忍び能ふる犠牲を供して、其敵戰團艦の二三隻を撃沈せんが爲め、其水雷艇隊を以て、自晝の攻撃を決行するにあらずやと疑へり。或一派の論者の説くが如く、露國提督は、敵に對する方面に、輕快なる巡洋艦の一隊を分離せしと云へるは、或ひは此の水雷攻撃に對する豫防の意なりしならんか、何となれば、水雷艇隊に對しては、此等の巡洋艦は、戰團艦と同等の働力を有するを得、而して沈没の爲め、受くる損害は戰團艦を失ふよりも少ければなり。此の排列は事實に於て、晝間攻撃に關する、東郷提督の計畫に相對的のものにして、ロジエストウエンスキ！提督



が此理由により其陣形を排列したりとせば、予は露艦隊の排列を兵略上非難することに賛成する能はず、又予の觀る所を以てせば、其巡洋艦列は混亂し、爲に本隊をも紛擾を生ぜしめしを以て、之を非難すること亦不當なり。此の場合に於ては、司令官及艦長にして技倆あらは、決してかゝる混雜を生ぜざるべければなり。此の場合に於ける位置は、最も普通のものにして、若し豫想せる水雷艇にあらずして、敵の主戦艦隊の來るあらば、此の敵衝に當れる艦隊は、單に自家艦隊の間隙を通じて、其外側に出づれば可なり。然るに予輩が得たる情報によれば、東郷提督は水雷艇を使用せずと、是れ東郷提督が其經驗と先見により、多數の水雷艇あるも、晝間に敵の正面に暴露せしむべからざるを知りし故ならん。されど彼は水雷艇を使用せんが爲に、徒らに夜間を待つものにあらず、故に其戦機の熟するや、直に總攻撃を爲さしめ、こゝに名高き信號は發せられたり、戦闘は砲戦を以て始まり、二三時間繼續せり。ナヒモフ艦長の報告によれば、砲戦開始以來、九十分にして一大震動を成し、艦は直に沈没せりと云へば、或は沈設水雷に觸れたるものならんか、其時一の水雷艇も其傍にあらざりしが如し。ポロチノの沈没は砲火の結果たりしは、其前部砲

塔に勤務せし士官の言により明なり。彼は猶沈没しつゝありし、ポロチノに對する水雷艇の攻撃が、薄暮に至り行はれたるを報ず。日本士官の報告にも、特にポロチノ沈没に關する時と模様に關するものあり。二十七日に於ける水雷攻撃の結果は、此の如しと雖も、ナヒモフの沈没せしや否やは、未だ全く明確ならざりしなり。之を東郷提督の報告に徴するに、其夜水雷に罹りしも、翌朝尙ほ浮ひ居りしものゝ如しとあり、偶々以て同艦々長が、其艦を放棄すると早きに過ぎたるを證す。ポロチノ沈没に關する報告は、彼是一致するを見るなり。是れ其沈没が、日本第二艦隊の猛彈を浴び、後に水雷攻撃に依れるとを明かにするものなればなり。第五水雷艇隊は、敵の最後の運命を絶たんが爲め、猛進したるなり。水雷艇が晝間に於て、戦闘艦を攻撃するは、其目的艦が已に廢艦たるにあらざれば不可なり。假令已に廢艦となりたる後も、尙ほ且つ重砲の援護を要すると、ポロチノの事例之を證す。之を報告に徴するに、日本驅逐艇の突撃するに方り、巡洋艦千歳は其砲火を續射せりと、古代戰術に於ける、火船攻撃は、恰も現今の水雷攻撃に近似したるものあり。夜に入りて、猛然たる水雷艇の活動は、決行せられたるや明かなり。東郷大將主力の

敵艦攻撃は、其の何れの部面に對せしや、如何なる方法に依りしか、情報を總合するに、敵艦列の先頭を壓して、其方向を轉換せしめ、其猛彈を敵先頭ボロチノに集注せしものゝ如し。露の艦列は之れが爲めに亂れ、日本艦隊は此四分五裂したる、一箇艦、又は其一集團を猛射するの便を得たり、必竟是れ日本艦隊が其装甲艦を有するの優勢なるを以てなり。艦數の多きは、著しき結果を顯表したり。此事實を推論すれば、艦隊分布に際し、其噸數の計量は、箇體の容積に注意すると同時に、其數にも注意せざるべからず。箇體の全量は、二分したる同量よりも力あるものにして、日本艦隊の成功は、其結合の便に歸するものなり。露艦隊の優勢は、其集結の度に過ぎ、反て動力の自由を害せしものなり。陣形混亂したる艦隊は、敵水雷艇の爲めに、其前路を扼せられ、混亂益其度を加へたり。水雷艇隊は二種の便を得たり、夜間は其艇影を蔽へり、目標とせる敵艦は正に混亂中に在り、其効果を收め得しもの所以なきにあらざるも、而かも敵艦の能力を奪ひしは、主として砲彈に依り、水雷艇は、其傷損の最後に破壊を行ひたるものなり、ネルソンの所謂、其自己手中のものを破壊したるものなり。次に來るものは追撃なり、二日間に亘れる。撃に於て、各分艦隊

は、驅攘撃沈破壊捕獲の結果を奏し、所謂以て勝つへぎ力の存する限り、敵を逸せずといへる格言を實現したり、日本將士の經驗、伎倆の優勢なるは勿論、此海戦に依て、戦闘艦及大砲の効力は、居然として變せざるを見たり、ボロチノ已に沈没したる後、其混亂中に在る他の戦闘艦が艦員能く沈勇にして、尙ほ能く其二隊に分立しつゝ、探照燈を以て、日本水雷艇隊の攻撃に當りたるが故に、此場合に處せる、水雷艇の奏効は、顯著なること能はざりしなり。艇體の弱小、炭量の寡少、自ら其隻數の多きを要し、其効力は自國の領水に著しきを以て、東郷提督の自家の領水面に戰場を撰みたるは、それ之に由るか。是に於て一の斷案を下すを得へし、曰く水雷艇の任務は、防禦的なり、唯自國の領水に於てのみ攻勢的なりと。

又彼の有名なる英國の海軍軍事評論家ウキルソン氏は、日本海々戦に對する評論をナシヨナル、レビュー誌に寄せ、論して曰く「東郷大將は、露國艦隊が必ず對馬海峡を通過して、浦鹽斯德に向ふ可きとを確信して疑はず、是れ實に正確なる戰略上の推論によれるものにして、彼は此の確信に基き、朝鮮海峡に於ける其の根據地を去る事なかりしなり、五月二十五日を以て露國艦隊の支那海に顯はれたりとの報に

接するや、東郷の確信は、一層固持せられたるものゝ如し。但し東京の大本營に於ては、稍々不安の念を抱きたるが如し、斯くて東郷大將は其の艦隊の大部分を率ゐて、馬山浦に留まり、其の巡洋艦及び偵察船の一部を、濟洲島に派遣し、其の潜航艇を對馬及び壹岐に留め置きたり。而して其の水雷艇諸隊は、朝鮮海峽の各方面に配附せられ、直ちに戦闘に従事するの準備をなせり。」と云ひ、戦争の経過を細述し、其末に附言して曰く、『嗚呼何等の大勝利、予輩は陸戰に於ても、海戰に於ても、歴史上未だ曾て斯の如き完全の大勝利を見ざるなり。此海戰は實に、トラファルガー海戰に比較して、其の規模遙に大なり。トラファルガー海戰に於て、初めネルソン提督は敵艦隊の全部を破壊せんと企てたるも、其の結果は思ふ程に良好ならず、其二十七隻の艦隊に對して敵艦三十三隻の中、首尾よく撃沈又は捕獲したるものは、僅かに八隻なり。尤も英國艦隊の戰鬥力は、敵艦隊のそれに比して、遙に弱少なりしも、提督は其の背後に有力なる豫備艦隊を有したり。之に反して、東郷提督は敵艦隊に比して、其の戰鬥力左程大なる懸隔なかりしも、ネルソン提督の如く、後援を有せざるなり。又今回の海戰は、鴨綠江海戰若くはリッサ海戰に比較するも、勝利の程

度遙に大にして、又交戰の様子は著しくサンチアゴ海戰若くはマニラ海戰に酷似するも、戦争の規模より見れば、其規模遙に大なり、又損害の點より見るに、日本側の死傷は、非常に少なく、殊に物質上の損害の如きは、殆んど絶無とも云ふべき有様に、唯僅かに水雷艇三隻、第三十四號、第三十五號及び第六十九號が、二十七日夜間攻撃に際して、撃沈せられたるのみ、他に水雷艇第四號は、露國戰艦某號と衝突して大なる損害を蒙りしも、對馬竹敷港まで航走して、沈没を免かれたり。戰死者は四百二十四名なり、之に反して、トラファルガー海戰に於ける英國の損害は、戰死者四百二名、重傷者千百三十九名、其の輕傷者を除外するも、猶ほ其損害は四倍を算せり。若し夫れ露國側の損害に至りては、其の莫大なる眞に驚く可きものあり。ロジエストウエンスキー及ネボカトフ兩提督は、部下六千百十四名の將卒と共に、日本艦隊に捕へられ、戰死者及び溺死者は正確に知る能はざるも、確かに三千五百以上に達すべし』と云ひ、尙ほ進んで、其影響を論じて曰く、『今回の海戰は、實に興味ある題目ならずんば、あらず、最新巨大なる艦艇二十隻は、兩々相對して、砲火を交へ、海軍に關する諸事項の試験に、最良なる験定の機會を與へたり。勿論詳細なる戰報

及び捕獲軍艦損害の状態を知りたるにあらざれば最後の斷案を抽出すること能はずと雖も、兎に角今回の海戦は、重要な軍事上の教訓效則を吾人に供給せり。教訓とは何ぞ、先づ第一に短距離より砲撃すれば、新式戰闘艦も決して破壊す可からざるものにあらざる事を證明せり。尤も海戦は、旅順蔚山海戦に於て既に幾分か證明せられたる所なるも、今回の海戦に依りて益々確實にせられたりと云ふべし、最良の露國戰闘艦二隻は眞に砲撃に依りて撃沈せられ、毫も水雷に依らざりしなり。次ぎに新式裝甲巡洋艦は、戰闘艦に取りて最も恐るべきものなる事、是れ亦今回の海戦に依りて證明せられたる所なり。第三に慎重に使用すれば、水雷は實に恐る可き武器たる事、第四に水雷の發射は、行進中の軍艦に對しても有効なる事、(是れ未だ曾て前例あらざりし所)第五に遠距離及び天候險惡の日に於て、絶えず砲術を練習するの必要なる事等は、其の主要なる者なり。而して砲術練習の必要は、特に注意すべき點なりとす。今翻つて露國の状態を觀察するに、露艦隊は萬事に就て、不良の状態に在り即ちロ提督は交戦に對して、十分の用意をなさず、且つ其戰略は極めて拙劣にして、劣弱の軍艦を敵の砲火に曝露し、同時に有力なる軍艦は、是

等前面に於ける其艦船に妨げられて、自由に發砲すると能はざりしなり。加ふるに艦長等多く精力と獨斷力とを有せず」と云へり。又一種の専門家は曰く「極東に於ける戰局の大勢を一轉せんとし、第二艦隊を派遣するの要は、戰略上防禦の利點に乏しき、浦港の根據地より、滿洲軍と日本軍との連絡を切断するに止まらず、海戦の決勝に於て、勝點に立たざるべからず、一旦海戦其勝を制し、制海權の位置、一轉するを得ば、浦港の必要なる交通は自在となり、根據地として大艦隊の計畫に適合せしむるを得可し、第二艦隊の唯一手段は、こゝに存在す。若し或はロゼストウエンスキー提督の艦隊にして、此手段を執行するの力なしとせば、管に派遣せざるの優れるに如かざるなり。何となれば、バルチック艦隊の必要なる任務と、提督の當さに取らざるべからざる行動の根據は、こゝに存在すればなり。此必要より派遣せられたる艦隊の實力眞價如何は、世の想定となり、而して戰闘の實地試験に於て、其想定に反したるが爲め、想定者の一部は、或は驚訝せしならん。此想定之誤謬は、正當に其實價を觀測する能はず又は海戦の状態に通ぜざるか、又は露國當局者が、殆んど其特徵たる輕舉妄動の胎裏より産出したる結果なるや、今之を汎論する

の閑を有せず、抑ロゼストウエンスキー提督が、其艦隊を率ゐて、浦鹽に入らんとするに方り、迂回航路を取ることなく、必然東郷提督の精銳と逕會すべき航路に依り、進航したるは非難すべきものにあらずと雖も、其行動方法に至りては、疑ふべき問題なりとす。ロ提督は、其不撓の精神を奮ひ、行途の難障を排し、將に其目的點に達せんとするに方り、當さに期すべき決戰の爲め、其勢力を増大し、之を集中することの必要なるべきは、勿論なりと雖も、其勢力増大集中の目的たる、第三艦隊は、其勢力を増大するにあらずして、反て之を弱むるものなることを知らざるべからず。何となれば、第三艦隊は、裝甲艦種より組織せられ、其艦種より論するも、増遣の當さに必要となすべきは、海戰に参加する爲めにあらずして、海戰其勝利に歸したるの後、即ち航通自在なるを待て、而して後に於てせば、其効果の或は收むべきものあるべければなり。船艦の載炭量大ならざるものは、自ら戰略上の障礙を免がるゝ能はず、又戰闘力の増加に依て、以て之を補ふ能はず。第三艦隊にして戰闘に参加せば、其結果は、自隊の利に歸せずして、敵たる日本の勝利に利益を附加するに過ぎざるなり。第三艦隊の合同を必用とせし理由をして、單に連絡に在りとせんか、其利

益は、單一の小利益にして、之より生ずる甚大なる不利益を如何せんとするや、即ち時日の遷延是れなり。殊に其の行動が敵軍主力の行動範域に向はんとするものとせば、第三艦隊は、派遣するの利なきのみならず、當然之を派遣せざるを可とす。而して之を派遣して合同したる後、第二艦隊の迂回航路を取らざりしは、第三艦隊の合同より、自ら其速力に制限を生じ、爲めに其迂回航進を不可能ならしめたるに、はあらざるか、而して東郷提督の状況如何を見るに、旅順陥り、其第一太平洋艦隊全滅せる曉に於ては、本來旅順艦隊と東遣艦隊との合同を妨阻し、之を兩斷せんとしたる計畫は、最早不必要に屬したり。之を邀撃するを要せず、唯其敵艦隊が其目的浦鹽にあると、我艦隊にあるとを論せず、本國と滿洲との連絡を妨害せらるゝのとき、に於て、始めて之を邀撃して可なり。ロ提督艦隊の接近するに従ひ、東郷提督は、其情報を得るの敏達なるを要するが爲め、朝鮮東北岸の一港に根據地を撰定したるは、賢明なる當然の所置なりと謂ふ可く、朝鮮の一角と對馬と相對し、水道の分岐點を爲せるものは、實に馬山浦にして、九州の港灣に據るよりは、遙に有利なりとす。假令東郷提督の推定に反し、ロ提督直に旅順に向ふことあるも、東郷提督は直に其

背後を衝くを得ければなり。尙ほ且つ其水道潮流は水雷艇の行動に便にして此地點と浦鹽との距離遠大なるを以て、決勝上の有利亦勿論なり。世の軍事評論家は東郷提督が徒らに其攻撃を遅延し、ロ提督をして自由に進航するを得せしむるものにして、其地點に戦ふを得たるは一の天運のみと云ふと雖も、予輩は之に同意する能はず、東郷提督の作戦は正に周到なる注意を以て成れるものなり。其周到なる注意と準備とを具へて、而して後能く其計畫を完成し、其効果を得たるものなり。此場合に對し、天祐なりと云ふも、天祐そのものも、永く之を保有するは、其人必らず之を保有し得べき英傑たらざるべからざるものなり。モルトケの批評家に語りし所、亦此の警語にして、此警語は日本海々戦に於て特に適實なり。ロ提督が最後に其艦隊に載炭せしは、楊子河口に在り。載炭後其航針を東北方に取り、其單純なる作戦を決行し、而して奉行せる石炭船を解散したり。世上此ロ提督の作戦決行を以て、膽勇なりと賛揚すと雖も、予輩の見る所は、ロ提督は唯其當さに取るべき所を爲したるものなり。載炭の補充は、戦勝に依り、之を再びすることを得るは勿論、ロ提督の希望は一に勝利を得るに在り。かくてロ提督は、刻々歩々其決勝

點に接近し來れり。彼れは何れの時に於て、其戦闘準備を成せしや、予輩の見る所に依れば、ロ提督は當に新嘉坡附近より之を開始して攻進すべきなり。然るにロ提督は備ふるに前哨船を以てせず、此點はクラード中佐も亦痛論せり、其行進陣形は二列行進縦列と爲り、附屬船及水雷艇の第三列を其中間に置き、砲手を砲側に就かしめず、船員に告ぐるに、戦争の起るべきを以てせず、危険を冒して狹窄路に進入す。其輕舉は自ら不利を見ざるべからざる者にして、其未だ戦はざるに方りて、勝敗の數は已に略ぼ定まりたり。戦闘艦の物質的能力、數量、組織等は、已に商量するを要せず、個々其武器上に顯表せられたる効用も、之を論究するの要なく、彼の不熟練の手には最良の材料も、更に何等の發揮する所を見るべからざればなり。數千の勇士は已に逝けり、死者に鞭つは予輩の欲せざる所にして、其勇氣に缺如たる所あるも、之を非難するに忍びざるなり、廣き意味に於て、露艦隊の主たる敗因を論ずれば、其戦闘準備の缺如たるに依りたるは争ふべからず。次に起るべき問題は、近世式戦術の働量を知り、又海峡の戦闘關係より、予輩の得べき教訓は、如何なるものなるべきやといふこと是れなり。是等の問題は、最も精細詳密に、戦闘の事實を研

覈せざるべからず、已に經過したる戦役に就ても其詳細は將來を待たざるべからず、對馬海峡の如きは、特に然らざるを得ざるなり、然れども極度の周密は得て期すべからず、何となれば、其勇士と艦船の多くは、已に海底に委せられたればなり。予輩の手中に歸したる報告は、今尚ほ缺點誤謬あるべきは勿論なるべきが故に、他口之を修正するの必要あるべしと雖も、今茲に之が略評を試みんとす。五月廿七日、東郷提督は、馬山浦に於て、午前五時半敵艦見ゆとの無線電信に接し、偵察船は、對馬東端約五十哩巨文島五哩半の地點に之を認めたり、東郷提督の報告に依れば、此日の視界は五海里なりと云へり。無線電信に接するや直に出動して、對馬の北邊に位置し分れて三部と爲り、各艦隊は四隻より成り、戦闘艦四隻、裝甲巡洋艦八隻、其他十二隻の巡洋艦、五個の大水雷艇隊、及小水雷艇隊を率ゐたり。小水雷艇隊は始め島陰に風波を避け、後進撃に参加したるものならん。第三艦隊論者の註に曰く、予輩は其單に裝甲巡洋艦より編成せられたるものと認むは其率ゆる小巡洋艦と共に偵察の爲めに進航し、十一時半無線電信を以て敵艦隊東水道に航進し來るを主艦隊に報告せり。かくて第三艦隊は敵の前面を横過して午後一時頃、主力艦隊に

合し、主力艦隊は旗艦三笠之を指揮し、海峡に沿ひ、東水道を南下し、尋て敵艦包圍の準備を爲せしが如し。ロンドン、タイムズが、日本の一將校より得たる所報に據れば、主力艦隊及第二艦隊は、西方航路に取り、第三艦隊は水道東側に向ひ、中間を航進せる露艦隊は北緯約三十四度の地點に發見せらる、時に午前一時四十五分なり。露艦隊は敵の主力島背に在りとし、濛氣の爲め視界を遮ぎられ、望得すること能はざりしと雖も、今や其進航は自己に向ひたるものなることを知り、大に喫驚せり。日本艦隊を認知するの難き、一は其塗色の綠色なるに依れり。已にして提督は、其後方に日本の一巡洋艦の航走せるを發見せり。此巡洋艦は即ち巨文島に在りて、第一無線電信を發せし前哨船ならん。露國側の報告に徴するに、露艦隊の陣形を偵知したる日本巡洋艦の航走位置は、グラード中佐の所論にば、此偵察船も亦近距離に接近したるものなり、射距離以外に在り、殆んど平行線を書き、尋て優勢なる巡洋艦隊は、午前十時半頃、殆んど砲火射程に接進し來れり。然れども乍ちにして高速力を以て、視界の外に航走せり。是れ偵察の爲めに出航したるものにして、西水道よりせる第三艦隊なるや明かなり。然れども是等敵の勢圍に於ける諸情

況も未だロ提督が其陣形を變更するの必要を誘はざりしなり。唯ロ提督が進んで其狹窄路に入るの適當なるや否やの決定を下せしは、結果に於て之を明にせり。反對航路を取れる日本主力艦隊は、露艦隊の前方左舷に現出し、左舷に回轉し、已にして其重砲弾は、猛然としてロ提督の先頭を壓せり。ロ提督は右舷に回轉し、之に對抗するに左縦列形戦闘艦隊を以てせり。他の一報告に依れば、戦闘艦の左方に回轉する、約十分間に於て已に日本の猛火は殆んど其防禦力を喪失せしむるまでに及べり。戦闘經過の如何を問はず、クニヤース、スワ、ロフよりして指揮したる、八隻の戦闘艦は、優勢なりしと雖も、速力優勝なる日本艦隊の爲めに、其の先頭を包撃せられ、自ら九州岸に制壓せられたるを以て、右列の諸艦は、甚しく不利に陥り、沈没するものさへあり、ロ提督は、右方回轉を命じたるも、已に陣形漸次に紊れつゝある爲め、其命令を行ふと能はざるのみならず、日本の分艦隊たる第三艦隊の猛射する所となれり。依て戦闘艦列に次ぎ左方縦隊を成せしときは、已に其後方に猛射を受けて、行動甚だ困難となれり。其率ゐたる水雷艇隊は、一も日本艦隊に對し活動したることなきが如し。砲戰約三時間に亘り、日本主力艦隊の東郷提督旗艦たる三

笠は、其第四列に在り。已にして露艦隊は、其四隻の戦闘艦を失へり。其狀況の詳細は、未だ之を知る能はずと雖も、露國側の所報に依れば、日本艦隊の壓迫を受けたる其艦隊は、運送船及水雷艇を中央に包み、日本艦隊は、自ら之を外より包圍したる姿となれり。艦隊の速力の遅緩に依り、此難境を脱すること能はず。日没に至り、航路を北方に取りたりとの報あり、此の報告は甚だ信ず可からざるものあり。今此報告を以て、信實なりとし、包圍せられたるを事實なりとせんか、然らば日本の主力艦隊は、露艦隊と九州岸との中間に航進し來るべき筈なり、日本艦隊の爲め、九州岸に壓迫せられたるに關しては、未だ一定の説あるを見ず。所謂包圍せられたりとは、必竟右舷に回轉したる露艦隊を弦線狀に壓迫したるものなり。此地點の戦闘は、七時間に亘り、二時より八時に及びしが如し、其始めに方りては、進路北東より東方に延び、其場所と、六時間に亘れる時間とを較量するときは、包圍形を以て繼續せる戦闘の如くなるを見る。他の所報に依れば、黄昏殘存戦艦及巡洋艦は、進航するを得たり、日本の公報に依れば、此時水雷攻撃を開始せりと、露軍の公報には、日没と同時に再び激烈なる戦闘を開き、夜半に亘れり。何故に露艦隊の北方に逸



走せんとするときに於ける水雷攻撃と夜間に於ける攻撃とを分類せざるが此の如き報告の不備は、其實戦員の生存の多からざると、混乱困頓の際、實戦者と雖とも、事情を知悉する能はざるが故に、此缺點又止むを得ざるを知らざるべからず。イヅムルト艦長か浦鹽より發送したる報告に依り、海戦状態は始めて明なるを得たり。ロ提督は重傷を負ひ、日没後旗艦より驅逐艇に移れり、ネボガトフ提督代りて指揮を取り、戦闘艦四隻、裝甲海防艦三隻、巡洋艦二隻は、其指揮の下に速方十四海里を以て東北に逸走せんと試みたり。全艦隊の中、残存したる一團は、實に此の艦隊にして間もなく、逸走に堪えざる一二隻を生じ、爲めに其艦列を漸次延長し、之に對し水雷攻撃三回に及び、戦闘艦二隻、裝甲海防艦一隻は撃破せられたり。日本の公報に依れば、水雷艇は敵の探照燈光に阻きられ、之に接近する能はざりしと雖とも、敵艦の所在を明にするを得、依て以て其攻撃に有効なるを得たり。同時に主力艦隊も、亦敵艦隊の行動の如何を測知するを得たり、而してネ提督の降伏したるは、五月二十八日午後コツ島の東北に在り。ネ提督の報告に依れば、イムペラトル、ニコライ艦の損害は、非常なるもの、如きも、他の所報は之に反し、諸艦は日本港灣に

達するを得たりとあり。又其艦員の舉動不穩なるものありとのことを以て、司令官の責任を輕減すべきや否やの決定は後日に待たざるべからず。又東郷提督の報告に依れば、敵艦已に優勢なる我艦隊の包圍する所となり、其抵抗は無益なる時期に達せりとあるも、亦直に信じ難き者とす、此の露國々旗の爲めに、悲痛すべき結果は、如何なる状態の下に生ぜしや、又史乘の審判は如何に將來之を斷定すべきやは、今敢て論ずるの要なく、露兵の勇敢なる最後艦隊と其運命を共にする瞬間にも、尙ほ且つ頑として、其砲を操りたる一事を記憶せざる可からざるなり。海戦の詳報は尙ほ他日に在り、然れとも予輩は、彼のタイムスが其東京通信員より得たる報告に注目せざるべからず、即ち東郷提督は、各其六隻より成れる二個の戦闘部隊を率ゐ、速力劣弱なる諸艦より成れる第三艦隊は、朝鮮海に敵を誘ふの任務を受けたり。其報告の附圖と、予輩想定圖

クラード中佐は此降伏を痛論し其無形の影響と人格修養に關してはナボレンの語中明かに之を認むるを得べしと云ひ其不可なる所以を切言し且つ海軍法規を引用せり其法條に曰く第二百七十四條 現に戦闘中に於て或は敵の現出中に於て逃走を企て戦列を紛亂し延て他の逃因を助成したるものは其職權を奪ひ死刑に處す 第二百七十九條 艦隊或は之か統率の任に方り軍人たるの名譽の條項に應し又海軍法規の條項に據り其本分を盡さざる者は官階を奪ひ其職務を免す若し戦ひに臨みて戦はず防禦し得べきに之を爲さざるものは死刑に處す

とは異なり、其圖に依れば、戦闘開始は對馬の北端に在り、第一艦隊は南東に走て對馬を横り、第二艦隊は同島の南方を迂回し、後方より敵の左舷に現はれ、其前面には第三艦隊其他の艦船ありて、敵の右舷を攻撃せりとあり。此の報告の筆法に於て、二三の重要な背反を見るなり。勿論之に反對する、予輩の所見も、其誤謬なきを保すべからずと雖も、タイムス所報も、其出所假令恐くは日本の正確なるものなるべきや計るべからずと雖ども、予輩は未だ之を信ずること能はず、元來日本公報は事實上其結果を示すものにして、其結果は如何なる戰略に基きたるものなるやに就ては、述る所なきなり。之を論述せざる理由は、其作戰計畫を秘するに在らず、戦闘の状態亦之を秘するの要あるに依るか。提督艦隊の状況を熟知したる東郷提督は、實戰に於て無前の經驗を積みたる其精銳を率ゐ、已に提督の前に勝利を捧げつゝ來れる所の敵を邀撃するに方り、トラファルガーに於ける、ネルソン提督と同一の信號を掲げ、其實行せる結果は、此の嚴然たる信號に愧ぢず、其成果として敵艦は或は破壊せられ、或は捕獲せられ、僅かに免がれしもの悉く亦粉齏せられたり。此戦闘の結果に就き、研覈を極むるときは、所謂戦闘力の大小は、其機仗の差隔に依

るにあらずして、其戰術上の訓練に依ることを知るに足る可し。今や此の戦役より得たる教訓に就き、其二三を記應せざるべからず。其第一は無線電信及戦闘準備之れなり、即ち東郷提督は、午前十一時半、一の重要な報告に接し、此の報告は敵艦の東水道を航進するを報ずるものにして、露艦隊の報告に依れば、恰も同時に、日本の巡洋艦隊を發見せり、是れ其無線電信は、此巡洋艦隊の致せしものなることを知るに足れり。未だ無線電信を用ひざる時期は、敵艦の運動を監視し、之れが報告を勉めんには、長大なる哨線を要するのみならず、海面濛氣ある場合には、肉眼の信號に依らざる可からず、無線電信は實に此成效を容易ならしめたる一助たるに疑なし。無線電信の價値は、東郷提督が何れの地點に於て、之を接受せしやに依りて更に増加す可もの也、何となれば、若し萬一、延長五十海里の海面に横はれる、對馬を中間に挾める、東西水道其路を異にするとあらんか、大勢は自ら異ならざるを得ざれば也。尙戦闘準備に關する、無線電信の効力は、以上の事實を以てして、未だ其利を説明し盡さざるなり、艦砲の射程の遠大となるに従ひ、戰場に向ひ行進を起すの始め、可及丈永く之を應用し、敵の視界に入らざるの前、已に其準備に就き、優勝の地位

を占めざる可らず。此要求に應ぜんには、巡洋艦にして戦闘力を有する者を前進せしめ、之をして報告の任務を負はしむるに在り。古代戦法に於ては、多く風の方向を撰びしため、交戦二者は、之が爲め數日を要せしも、今は全く之と事情を異にす。戦闘開始の初頭、其位地及隊形の有利に立たんためには、無線電信の飛報の力を以て強大なる援助となすべし。何となれば、戦闘開始の場合に於ける、其位地隊形は、正に其場合の砲戦、又は全戦局を支配すべき重要なものなればなり。其五月二十七日の海戦は正に之を證明して明白なり。其二は、日本艦隊の部署これなり、日本艦隊は敵狀に應じて、施したる部署が如何なる場合にも應用せらるべきや否やは、一の問題にして、敵狀異りたる場合にも、其奏功を期すべきや否やは、確言すべからざるなり。勢力集中の有利なるは之を遵奉すべき主要なるものなりと雖も、絶對に單一の陣形を固守するは、變に應ずるの途にあらず、聊か其方式に泥むの嫌なき能はず。是に於て艦隊分割の部署を生ず、然れども此部署は、戦闘機關の戦路上の配置を能くし、機會を失はず準備を整頓するを要す。五月廿七日の海戦亦之を立證せり。其三は、戦路上の隊形是れなり。之を論ぜんには、誤解を避けんが爲

めクラウゼウキッツの戦術に於て、智識を變して能力と爲すは甚だ難しと云ひ又戦中に於ては諸事凡て簡單なり、然れども此簡單は即困難なりとの格言を掲げざるべからず、是れ日本海々戦に方り、日本艦隊が其陣形に格段なる新特色を出さざりしとを述べんとすればなり。戦闘開始の時に於て、其の地位は良好に且つ其速力優勝に敵艦隊を包圍したるは、已に明白なる必然の陣形にして、此必然普通の陣形が、海峡に於て、特種の効果を收めしは、二箇の理由あり。第一理由は、戦場の形勢に基き、其第二は隊形の利用に在り。尙ほ之に加ふるに、敵艦隊の陣形不利となり、回轉するに又其難きを避くる能はざらしめたるに依れり、是れ其殘存せる全艦隊を擧げて潰滅に陥しめたる所以なり。其四は砲戦是れなり、砲術の優秀は、其勝利の重要な者なり、日本艦隊の勝利は全く砲術の優秀を證する者なり。而して砲射の利は、全く其精熟の重きを遠距離射撃に置かざるべからず。露艦隊の射撃に巧みならずし一例は、日本水雷艇の實績之を證す、日本水雷艇は其戦闘艦隊に續行し、尙ほ射界外に在りしも、露艦隊の砲射は遠距離に失したる爲め、偶々水雷艇を損傷せんとせしことありと。一方に於ける露國艦隊砲射の不精熟は、他方に於け

る日本艦隊の精熟の勢力を増大す。是れ最も注目すべき一要項なり、日本公報を全く確實なりとせば、日本艦隊の損害は最少なり、又太陽の射面、風位に對し、其艦隊の地位は良好なりしを見るべし。而して予輩の賞讃措く能はざる所のものは、砲射の運用自在なること、一般に普及し、其巧妙なる砲火は、一艦又は一團に集中せられ、以て其効果を戰術上に全致し得たるに在り。更に予輩の驚くに堪へざる所のものは、露の装甲艦は、日本艦隊の遠距離射撃に依りて撃沈せられたることこれなり。是れ特別なる其状況に由りて、之を見るを得べきものなり。見るべし、撃沈艦中装甲全長に亘れるものあり、又後部は装甲甲板ありしものもあり、其何れたるを問はず、波動の爲め其水線下を現はし、即ち此水線下の無防線を露はし、其部分に損害を受け、易きものなり。此状況は、日露兩艦齊しく有すべき所にして、露艦隊の砲射亦精熟ならんか、同一の損害を日本艦隊に與へ得べきなり、砲撃効力の遠大なるに依り、水雷が遠距離武器として、効用を爲す能はざるとを知るべく、近距離の爲めに、水雷の準備ある場合には、其艦に備ふる水雷又は撞角の應用は必要ならざるとを見るべし。こゝに附言すべきは、敷設水雷又は潜航艇は、此戰闘に用ひられざり

しことこれなり。其五は装甲巡洋艦及水雷艇の効用これなり、此海戦に於ける水雷艇の應用は其地位は曾て準備されしに由れり。其戰域狭く、水雷共同の行動なりし等、一に其奏功を大にしたり。水雷攻撃の晝間に於ける場合は、敵艦の破壊を蒙りたるか、又は其射撃力を他に用ふる能はざるときに於て、効果を期し得べきのみ、露艦隊の戰術に巧妙ならざるや、陣形混亂の爲め、水雷攻撃は其機會に會するを得たり。夜間に至り、敵艦の砲火は晝間の消耗に依りて減退し、機關の損失、防禦力の破壊等は、實に水雷攻撃を容易ならしめたる者なり。唯こゝに起るべき問題は、此の攻撃を加ふべき時期は、果して戰爭の前夜を以て、有利となすか、又は翌夜に在るかの問題是れなり。場合異なれば、決定亦同じからざるが故に、之が決定を下すには、戰爭の位地及戰闘力の關係に由らざるべからず。是を以て水雷艇は、戰闘艦の缺くる所を補ふ能はず、戰闘艦なき時は水雷艇亦獨立にて存在すべからざるものにして、二者は正に相俟たざるべからざるものなり。其六は戰闘力と速力是なり、凡そ戰闘艦の噸數を増大せずして、其速力を増加せば、勢ひ其戰闘力を殺がざるべからず。假令噸數を増加するも、其速力問題を重視するに過ぐべからざるなり。

何となれば、戦闘力の一部を占むるものなりと雖も、必竟相對のものなればなり。若し其戦闘に於て、地位優勝なる場合は、其速度は有利なるべしとするも、戦闘力の缺損したる場合には、速度を以て戦闘力を償ふ能はず、是を以て戦闘艦は速度増加の必要の爲め、戦闘力を殺ぐを許さざるものなり。此役露國戦闘艦にして若し右舷運轉の自由を得敵の襲撃を受くることなく、其戦闘準備に十分なる餘地あらんには、或は敵の迂回運動を阻き、長時間の壓迫を受くるとを免がれしならん。而かも此場合に於て、勝敗の決は速度にあらずして、一に戦闘力に係かれり。我が前進路の自由を得んが爲めには、單に目的地に達し、目的地との通路を得たるまでには、得べきものにあらず、必ずや、敵を撃破せざるべからざるなり、此の要求は戦術に應ずる武器の使用に在り。今尙ほ重要なる一般に亘れる論究を餘せり、第一に口提督は何の故に前哨艦を以て航路を偵察し、以て敵の襲撃に備ふる所あらざりしか、之れが説明を爲すものは、必竟其目的に必要な巡洋艦なかりしに歸すべし。若し戦闘力を有せる巡洋艦を有せざるときは、其艦隊は安全に戰場に到達するを得ざるものなり。此の如き巡洋艦は殆んど戦闘艦建造と伯仲するが如き、巨費を

要するが故に、世人は寧ろ此の巡洋艦に費す所を以て、戦闘艦を建造すべしと云ふも、其戦闘艦の能力は、此の巡洋艦に依りて發現せらるゝものなることを知らざるべからず。日本海々戦は實に日本歴史の最大精華たるべく、予輩の側に在りては、既往海戦史に、更に一新例を加へたる最新式武器の決勝的大海戦なるの教範を得たるに在り。而かも退て詳かに其徑路を尋釋し來れば、遠距離砲射の一大成功を除いては、他に格段なる新事例を示したるものあらず。唯予輩の依て以て勉めざるべからざる所のものは、平時に於て其費用を吝まず、實戰的訓練を行ふに在り。之より生ずる危険又は經費の如きは、實際決勝を要する實戰の一瞬時に生ずる危険、即ち直に起て實戰に應ずる能はざる危険に比すれば、寧ろ輕微なるものにして多年平和の時に於て保持したる一切の事物と、一國民衆の運命は、此の一焦點に集中せらるゝものなればなり、實戰に於て、或術上の形式又は理論に偏せず、事實の真相を看破し之に應同するの力あり、又責い、就て遂巡せず、又速決果斷其實行に富み、信を人の腹中に措くの能なき時は、勝利の幸運は來らざるべし。戦闘艦も其細密なる機械に對し、慧敏なる智識と、決死の勇氣とを以て事に従ふものにあらざる

限り艦隊の幸運は來らざるなり。』と云へり  
 以上の諸論中、クラード中佐の浮流水雷ありしとを論じ、又潜航艇の使用ありしを論じ、マハン大佐が、ナヒモフ沈没に關し沈設水雷を疑ひたる如き、二者の學識経験を以てして、尙ほ且つ此論あり、敵よりも寧ろ自家の艦艇を縦横に馳驅せしめざるべからざる海面に、浮流水雷を撒布し、又は沈設水雷を設くるの危険は、之を避くるの賢明なるに如かざるなり。

之を要するに日本海々戰の如く、勝敗の跡歴然たるものあらんとは、彼我及び第三者も共に豫期せざりし處ならん。抑如何にして斯る好結果を收め得たりや、その原因たる一二にして止まらずと雖も、試みに其重なるものを摘舉せんが若し、その物質上に於ては、彼我共に大差なく、或は較量の方法に依ては、戦艦は彼れ我より多く、十二吋砲數を比するも、我十六門に對し、彼は廿六門の多きを有する等、彼れを以て優勢と目するを得ざるにもあらず、兎に角戰闘力の點に付ては、略ぼ同様の状態に在りて、頗る侮り難く、恐るべき敵と云ふべきなり、然れども第一操砲射撃術の發達に於て、彼我著しく相違せることに注意せざるべからず。當時波高く艦體の動

搖甚だしかりしが、交戰の初期に於ては、敵の命中弾も可なり多かりしも、我彈着更に正鵠にして、且つ爆發の猛烈なりしたため、敵の士氣大に沮喪し、甲鐵なき所にては、動作をなすこと能はず、現にアリオールの捕虜の自白する所によれば、同艦は六吋以上の砲彈の雨を浴び士卒皆裝甲艦底に閉居するのみにて、殆んど如何共爲し難かりしと云へり。第二、敵艦は石炭を積むに過ぎたるため、船脚深く、裝甲部水中に沈み居たるため、防禦甲板に浸水して顛覆し易からしめたることに注意せざるべからず。二十七日午後日没前に、我砲彈のみにて敵の戦艦三隻を撃沈せしは、實に意外と謂ふべし。是れ我が射撃術の優勝なるに由るは勿論なれども、前記の傾向亦これなきにあらざりしなるべし。第三、敵艦隊の速力劣等なりしことに注意せざるべからず。我艦隊の速力優捷なるを利用し、常に敵艦隊を壓迫して、不利の地位に陥れ、之に反し、我は常に風上み、或は日光を背後に受くる等、有利の地位を占め得しがため、戦闘上非常の利便ありしや云ふまでもなし。第四、我勢力を輕侮せしとに注意せざるべからず、戦闘艦の數字上に多く、一方日本戦艦の損亡を過算せり。捕虜の言に依れば、敵は始め我勢力を輕侮し、現に三笠の如きは、其艦型圖中より刪

除し居りたる程にて、必勝を期したり、然るに正に其反對に出たれば、彼將校等茫然自失爲す所を知らざる姿なりしと云ふ。第五決心の相違せる事に注意せざるべからず。既に述べたる如く、数字上の比較は、彼我懸隔なきも、我將士は場數を經、自ら頼む所あり、殊に此の海戦は、我國上下の憂慮措かざる所、實に此一戦は皇國安危の岐るゝ所、上將校は之を以て士卒を勵まし、士卒亦皆決死の慨あり。此氣概は明かに水雷攻撃の上に現はれ、從來比較的輕視せられたる水雷の効果は之を充分發揮して遺憾なかりしもの、畢竟之に因るべし。更に一例を擧げんに、普通戦闘中には、非常の渴を覺ゆるものなるに、此の海戦に於ては、衆皆壯快を感じ、心已に十分の餘裕を生じ、泰然として働作し、従て水を飲用すること至て少なかりしを見るべし。即ち有形の要素は、彼我の間に大なる相違なかりしも、熟練決心等、無形の要素に於て、著しく隔絶せるものありたり。是れ斯る豫想外の大勝利を占めたる重なる原因ならんか、若し夫れ尙是れを以て説明するに足らずとせば、其以上の所謂理外の理、若くは天佑に歸するの外なかるべし。

## 第五章 第三期線に於ける前戦及支戦

已に本編前論に於て述べたるが如く、日本の移動性第四目標は、長春吉林の線に亘り、其線面の延長更に奉天戦に加はり、彼我の増兵、其龍鬪虎搏の状を見んとするの前提として、其各面の前線には、絶えず斥候の偵察戦、或は時として稍大規模に、或は小規模に行はれつゝあり。是れ即ち本戦と爲るべき線面の戦況なり。而して一方には露の第二、三、増遣艦隊は日本海に殲滅したる結果、日本の輸送路は絶対の安全となり、殆んど其全力を萃めて、北海に活動を開始し、同時に固定性目標に向へる北韓軍の活動あり、又樺太の攻略、沿海州の砲撃等あり、是れ其の支戦なるが故に滿州に於ける作戦の最右翼と、密接の關係あるが故に、之を本戦面の一面に記敘するものとす。

### 第一節 移動性目標第四撃破の前提：本戦と爲るべき線面の戦況：滿州方面全線に亘れる偵察戦

第三編 第五章 第三期線に於ける前戦及支戦 第一節 移動性目標第四撃破の前提：本戦と爲るべき線面の戦況：滿州方面全線に亘れる偵察戦 四六七

前にも述べたるが如く、奉天大會戰の追撃戰は、三月十九日及二十一日開原昌圖の占領を以て、其段落と爲し、興原方面は十三日同地を占領して、之を段落と爲せり。其敵は興原東北約三十五里、海龍城に向ひ退却せり、二十四日午後八時威遠堡門發報告に依れば、吉林街道上綿花街開城東北約九里附近には、敵騎約一中隊停止しあり。威遠堡門昌圖間の地區、及タイセイエイ(王媽寨東方約一里なり)王媽寨は威遠堡門の東方約八里に在り、並にカンコウシ(王媽寨東南約一里)には少數の敵騎出沒するのみ。土人の言に依れば、艾身溝(王媽寨北方約六里半)に敵騎約二百、掏鹿(王媽寨東方約六里)には步騎合して約五、六百ありと、此日昌圖方面に在りては、雙唐昌圖東北約八里、興隆嶺雙唐西方約三里、四面城昌圖北方約七里の線以南に

奉天敗戦後彼は鐵嶺を捨て開原昌圖を捨て退却を續行せしが、今其後のリネウキツツ將軍の報告を見るに、其三月中の報告左の如し。

其三月廿日の報告に曰く、我各軍は昨日北方に向ひ退却を續行せり、本日は休息せり、三月廿四日付報告に曰く、鐵道線路附近に於て騎兵小衝突數次に及へり。

四月に入り其四日付の報告に曰く、昌圖府の北方に於て十二時間に涉る戰鬪あり、日本軍は多大の損害を受けた。

十日付報告に曰く、九日露國騎兵はマチエンタイ附近の鐵道に接近せり、斥候兵はヤック附近に於て電線及鐵道を破壊し、又昌圖より開原に通ずる道路と交叉する點に於ても同様の破壊を爲せり、四月十日露國斥候兵は開原附近に於て二條の電線を切断せり。

十一日の報告に曰く、十一日露軍の左翼はマイアンの東方五哩なるアール村を攻撃し、日本軍の側面を包圍し、日本軍は吉林

は少數の敵騎あるのみ。又法庫門方面に在りては、前日即二十三日午後五時四十分發、金家屯、法庫門東北約九里占領兵團の報告に依れば、康平(法庫門西北約五里)方面には敵兵なく、遼陽窩棚には若干の敵兵あるものゝ如し。此頃興原方面に在ては、海龍方向より來れる土人の言に依れば、同地附近に集合しありしマドリドフ大佐の率ゆる露兵、及馬賊は、數日前總て馬烟山を経て、北方に退却し、吉林は目下敵の集屯地なるが如し。又威遠堡門よりの報告に依れば、綿花街の附近の敵狀變化なく、又艾身溝開原東北約十三里、及其附近の高地には、敵の步騎兵若干

第三編 第五章 第三期線に於ける前戰及支戰 第一節

街道に於る其前進陣地マイアンに退却せり。

廿九日付の報告に曰く、二十九日夜二個の露國兵團は同時にトクンクン附近の日本軍を攻撃し、強固なる陣地より之を撃退し、トクンクンを占領せり。

五月に入りては、其の二十日の報告に曰く、露軍はシヤホスチエ(開原の南方)を占領し、他の部隊は十七日敵をして昌圖停車場より退かしめたり、二箇の部隊ともに二十日遼陽前進を繼續せり、又ミステンコ將軍の率ゆる一部の騎兵團は日本軍の交通線路を襲ひ、長距離の電信線を切斷し、數露里に亘れる糧食縱列を潰散せしめ、又法庫門南方高地に優勢の日本軍を攻撃して、其二箇中隊を全滅せしめ、一箇中隊を捕獲し、二百三十四人の俘虜と機關砲二門とを擄獲したり。

廿五日の報告に曰く、日本軍は二十五日我左翼エルダクより西に向ひマンヘク方面へ攻勢運動を行へり、我兵埋伏して敵を射撃し、其三十名以上を負傷せしめたり、日本兵はマンヘクを越えて前進せり。

二十六日百二十名の徒歩日本騎兵はシミアオチエン、シンルンチュアンに對し、攻撃し、砲兵はシミアオチエンを砲撃し、我前哨は同地より退却せり、同前哨は敵をシンルンチュアンに擊破し、南方に退却せしめたり。

六月に入り其廿二日、廿四日の報告に曰く、廿四日鐵道附近の我南方戰線に對する敵の前哨は再び我騎兵前哨に向ひ攻勢を

移動性目標第四擊破の前提：本戰と 四六九  
爲るべき線面の概況：滿州方面全貌  
に亘れる偵察戰



あり。又其昌圖方面に在りては、敵の騎幕は、北部二道河子(昌圖の北方約十里)及古城子(双磨子北方約一里半附近)に後退せり。而して双磨子の停車場は、敵之を燒棄せり。又其法庫門方面に在りては、敵の騎幕は寶立屯(法庫門の東北約十二里)及東大溝(寶立屯の東方約二里半)の線に在り。八面城及奉化附近には、尙ほ諸兵連合の敵兵現在す、二十八日海龍方面に在ては、午前二時(海龍の西南約十二里)に於て、我兵敵騎約三百と衝突せり、海龍方向に退却せし敵は、步騎約四千にして、該地には敵騎約二千あり。又英額城(興京の北方約十五里)山城子間には、處々に

取り更に増援を得て我前哨を北方に擊退せり、此日海龍城方面に於ける我騎兵前哨は、クホ附近に於て敵の擊退する所となり、我は前哨に増援を派遣せしに該兵はサンタスに於て敵の砲兵に遭撃せられたり、又山上には日本歩兵あるを見る。二十九日三十日の報告に曰く、二十九日敵は四磨子より小白銀河、南山城子より拘鹿山に進み威力偵察を試み、夕刻退却せり、而して敵の前陣地に於て戦闘あり、又三十日敵は東北前面に沿ひ柳樹子(カンゴツ)部落を攻撃前進し威力偵察を爲せり、然れども前陣地に擊退せられたり。七月に入り其一日の報告に曰く、遼陽窩棚(サンダル)イ村落より十六露里の日本陣地に向ひ威力偵察を行ひたる我大隊は砲兵の掩護に依り敵陣地に突入して之を奪ひ猛烈に之を追撃し約一大隊を全滅し日没頃引上りたり。七日付の報告に曰く、歩兵約三箇大隊及騎兵二中隊は我西方陣地前面を通過したるを見る、八日海龍城方面に於ては、ハン河に於ける我軍の一部は同河左岸高地より敵の砲撃を受けたり、我砲火を開くの前之を退却せり、我一部隊はハン河に沿ふて前進し敵に砲火を加へ引上りたり。九日の報告に曰く、敵の歩兵二中隊は海龍城方面シニアオツに於ける前哨に接近し來り我の擊退する所となれり。二十、二十一日の報告に曰く、二十日午前十時海龍城に於て我二縱隊を以て、ユルンツ北方三哩の敵陣地に向ひ其右縱隊は正

て軍糧の蓄積あり。三十一日開原占領兵團は、其一部を以て、錦花衝の敵を驅逐し、同地及其北方高地を占領せり。同兵團の一部は、二日午後二時艾身溝(開原東北約十三里)及附近に在りし敵を擊退せり。又昌圖占領兵團の一部は三日鶯鶯樹(昌圖北方約八里)及四面城(鶯鶯樹西方約三里)附近の敵を驅逐し、同地を占領せり。又午後零時三十分頃雙磨子(鶯鶯樹の東南約二里半)附近の敵を驅逐して、三道溝附近に達せし我部隊は、鐵道線路の東方を、北方に退却中なる敵騎約五百を猛射し、之を潰亂せしめたり。又開原占領兵團の一部は、四日午後三時半、前面の

面より左縱隊は右翼を迂回せり、之れが爲め敵は倉皇其陣地を撤せり、依て其隊を占領し敵は四方陣地に退却し我部隊は其前面に苦戦に陥り北進せり、又東部面の我軍は二十日二十一日南山城子方面に於て龍樹城子の周圍に偵察を行ひたり。二十三、二十四、二十五日の報告に曰く、二十三日我一部隊は海龍城方面ウアンゴマン嶺に於て馬賊に合せり、二十四日我一部隊はエルチゴンに接近し交戦後之を占領し又一枝隊は二道溝の一部を占領せり、二十六日我一部隊は敵の前哨を驅逐しつゝ前進し尙ほ敵の據れるマルゴの陣地を攻撃し午後六時敵は終に退却せり、此日我一支隊は敵の前哨を驅逐しつゝ馬耳溝に接近し砲撃を加へ其陣地を攻撃して之を占領せり、二十七日敵は草鋪街並に南山城子附近の陣地を捨て其騎兵はカオエ河南方に引揚げ而して敵の最左翼は我騎兵の占領せるチャレンケ村に接近しつゝあり。八月に入り其二日の報告に曰く、海龍城方面に於て我一部隊はマンチエン附近に敵の前哨を驅逐し高地に據れる敵を退却せしめ其全部を後方堡壘に引返へさしめたり、此日拂曉我一部隊はランガンチエンシー(タオゴ)の南方十八露里に前進し敵を驅逐せり、此日我騎兵は敵陣地の南方に於て伏を三點に設けて射撃を交換せり。三日の報告に曰く、我一部隊は攻勢を取り砲兵を以て日本軍の左翼陣地を破り敵の前進を阻止したり。

第三編 第五章 第三期線に於ける前戰及支戰 第一節

移動目標第四擊破の前提：本戰と 四七一  
爲るべき線面の概況：滿州方面全線  
に亘れる偵察戰

敵を撃退し、孤楊樹(錦花街東北約一里半)を占領せり。前日午後騎砲及機關砲を有する敵は、奉化街道上、大窪方向より南下し來り、此日午前八時半頃より金化屯に向ひ、砲撃を開始し、同時に徒歩の大部隊、本道附近より來進し、又他の二縱隊我兩側面に迂回し、約四百米突前にて接近せし。午後六時頃に至り、我兵全く之を撃退せり。此戰鬪に於る我損傷將校以下廿七名にして、敵の損傷は詳ならず。敗退せし敵の大部は、四面城方向に轉進し、其一部は奉化街道を退却せり。拘鹿方向より西進せし、敵の歩兵約二中隊は、五日午前十一時頃、タイセイヨウ(拘鹿の西方約四里にして威遠堡門の東方約十二里)西端に停止したり。此日午後二時頃より敵の歩兵一大隊、騎兵約六中隊、鷲鷲樹(昌圖北方約八里)に向ひ、攻撃し來りしも、我兵之を

五日の報告に曰く東マンダリン街道を前進せる我部隊は、チヤゴッ附近の峽道に前進せしも、敵は我兩翼を迂回せしを以て我は北退せり。又マドワリン嶺要部に於て我一部隊は敵の前進部隊と衝突し、敵は南方海龍城方向に退却せり。八月十一日及十二日報告に曰くマンダリン隘路附近に於て敵は再び攻進し來りしも、我陣地に達する能はずして退却せり。マンダリン街道西方及鐵道西方に於て敵は更に攻勢を取り、兩方面よりマンダリンに迫りしも、我れ之を撃退せり。又此日約一箇大隊の敵はマンチエ嶺よりクイッシヤの西方に進出せしも、我之を撃退せり。翌十二日再び前進し來りしも復之を撃退す。午前十時約五箇大隊の敵はシンリンチヤン北方トシル高地より前進し來り、我騎兵部隊之を撃退す。又西部前面には約一箇旅團の敵前進し來りしも之を撃退せり。此日昌圖府の北方ハッセルストに在るエルスリチヤフ、八家子、沙河子占領せり。又一支隊は三箇村より敵をバツツニアの南方に撃退したり。

撃退せり。敵は騎兵廿四中隊砲數門を以て、六日更に同地に來襲し、我か邊擊に會し、其大部は八面城方向に退却し、其一部はテウカヨウ(鷲鷲樹の北方約一里半)附近に停止せり。又吉林街道上の敵は、十一日來漸次退却し、其一部は孤榆樹に停止せり。十二日午前撫順海龍街道を東進せし我兵團は、火羅營盤東方約三里附近に於て、歩兵一聯隊騎兵約六中隊砲約四門より成る敵に衝突し、之を撃退し、此日若什(營盤東方約八里)を占領せり。敵は歩々防戦しつゝ、海龍方向に退却せり。又海龍街道を東進せし我兵團は、十四日午前黑石木(若什東方約四里附近)の敵を撃退し、八家子(若什東方約十里)方向に急進せり。又此日朝興京附近より北進せし我兵團は八家子南方約二里の地方に於て、陣地を占領せし敵に遭遇し、之を攻撃せり。又午後一時英額城(興京北方約十四里)を占領し、其一部は海龍街道を東進中なる我兵團の騎兵と共に、午後六時全く八家子を占領せり。八家子附近に在りし敵は、歩兵約一聯隊騎兵約六七中隊及砲兵約一中隊にして、一旦英額城方向に退路を取りしも、再び八家子に引返し、非常なる狼狽を以て、北嶺(八家子の北一里弱)を越え退却せり。十五日通化(興京の東方二十餘里)方向に前進せし我一部隊は同地を占領し、此方面の敵は

第三編 第五章 第三期線に於ける前線及支線 第一節 移動性目標第四擊破の前提：本戦と四七三 爲るべき線面の戦況：滿州方面全線に亘れる偵察戦

北方に退却せり。其占領兵團の報告に依れば、老嶺、馬麗勾(通化)北方約八里附近には、尙敵の一小部隊駐屯しあり。此夜一方法庫門より奉化に通する街道上、三眼井に向ひ、敵騎約五中隊を以て進入し來りしも、我兵夜襲を以て之を撃退したり。廿日敵騎約百は、英額城を襲ひしも、直に撃退せられ、又掏鹿方面の敵の監視幕は、數日前に比し、稍々濃密と爲りしも、活動の色なし。又開原占領兵團は、二十四日我先進騎兵を壓迫しつゝ、開原附近に攻撃し來りたる歩兵五大隊騎兵十六中隊砲兵一中隊より成る敵を掩撃し、尋て之を追撃して、錦花街以北に撃退せり。又歩兵六大隊騎兵十六中隊より成る敵は、昌圖方向に、又騎兵十二中隊砲兵一中隊より成る敵は、小塔子方向に來襲し、開原方面の敵の敗退と共に、北方に退却せり。

通化方向より北進せし我兵團は、逐次敵の騎兵を撃攘し、五月一日釣魚臺通化北方約十一里に達せり。昌圖方面に在りては、四日午前敵騎約二中隊馬賊を伴ひ、四方臺及二十里堡、昌圖北方約三里附近に來襲して敗退したり。又法庫門方面より奉化方向に北進せし我兵團は、此日二小屯及大小屯、法庫門東北約十二里附近の敵を撃攘し、午後七時八寶屯を占領せり。以上の狀況は法庫門方面より北進せし我兵

團は前面の敵を撃攘して八寶屯を占領し昌圖より前進の兵團は雙廟子を占領し、更に二十里堡四平臺等に來襲せし敵を撃退して前進の途に就き、又開原兵團は已に孤榆樹を占領して楊樹林子に北進中なり、此に於て此方面の我軍は三道等頭驍進の隊形を成したるが如し、通化方面よりする兵團は、釣魚臺の敵を撃攘して北進し其他の一兵團も已に英額城を占領し居れば、是亦呼應驍進の隊形也。英額城附近に在ては、九日午前十時頃より、歩兵約二聯隊騎兵約五中隊、砲兵約一中隊より成る敵兵、南山城子(英額城東方約六里)方向より來襲し、午後二時頃より猛烈なる砲火の掩護に依り、漸次我陣地に肉薄し、約百米突前に近接するに至れり。是に於て、英額城占領兵團は之を逆撃して、多大の損害を與へ、午後四時全く之を南山城子方向に撃退せり。又威遠堡門方面に在りては、十八日敵の歩兵少なくも一大隊半、騎兵一中隊、掏鹿方向より前進し、午後一時過、テウセウシ(二道崗)の東北約四里半附近に達せしか、午後四時、我前進部隊に遭遇し、掏鹿方向に退却せり。又歩兵約二中隊騎兵五六百、東窩勾(前城子)一名、南城子北方約六吉羅方向より前進し來り、午後三時半、其歩兵は、コゼウシ(前城子)西北方約二吉羅南方高地に達し、尋て歩兵二大隊を下らさ

第三編 第五章 第三期線に於ける前線及支隊 第一節 移動性目標第四擊破の前提：本戦と四七五  
爲るべき線面の戰況：滿州方面全線  
に亘れる偵察戰

る敵の縦隊は、午後四時コゼウシに達し、同五時十五分其一部は前城子に進入し、其後歩兵一大隊、騎兵二中隊、砲七門は更に南進せんとせしも、午後六時半頃に至り、我兵之を撃退せり。此日昌圖方面に在りては、午前十時過敵騎約三中隊、沙河子を経て前進し、又殆んど同数の敵騎八家子、昌圖の東北約二里に進入し來りしも、正午頃に至り、悉く之を撃退す。又此日午後九時頃、歩兵四中隊、騎兵約八中隊、砲四門より成る敵は、廿里堡方向より前進し、一時我騎兵を四家子及長山堡附近まで壓迫し來りしも、午後二時頃より、我兵の追撃を受つゝ、北方に退却せり。又遼河右岸に在りては、午後十一時、敵約五百、康平方向に前進し來り、我野戰病院を襲ひしも、我砲火の爲め多大の損害を受け退却せり。又昌圖方面に在りては、南下の敵を双磨子、興隆泉、四面城の線に撃退せし以後、唯斥候の衝突を見るのみ、十九日威遠堡門方面に在りては、歩騎各二中隊より成る、敵兵東鶯勾方向より、再び前城子に向ひ、來襲せしも、午後一時に至り、様子嶺及錦花街方向に撃退せり。此敵の敗退と、殆んど同時に、歩兵一聯隊、騎兵約五中隊より成る、敵は、東北方より、青楊堡附近に在りし我部隊に向ひ、活潑に攻撃し來りしも、午後六時に至り、全く之を撃退せり。此日遼河右岸に至り

ては、正午より午後一時の間に於て、其主力を公主陵、法庫門西方約三里附近に集結したる敵の騎兵は、尋て西南に繞回して、我後方部隊の宿營地を脅威せんとせしも、我警戒の嚴重なるに辟易し、一も其目的を達することなく、遠く西北方に退却せり。二十日昌圖方面に在りては、歩兵約一大隊半、騎兵一聯隊及砲二門より成る敵兵、炭坑、昌圖東方約四里附近より、三道溝、昌圖東方約三里、東方高地に迂回し來り、午後十一時半、攻撃を開始せり。尋て砲四門、青陽堡、炭坑東南約二里、北方高地に現出し、午後四時過に至り、約二大隊の歩兵、同村東方地區より前進し來りしも、我兵之を撃退せり。又歩兵三百、騎兵約四中隊、砲約三門を有する敵は、此日午後十時、興隆泉方面より二十里堡に進み、同村に放火して退却せり。又遼河右岸に在りては、午前十時頃、敵騎大房身、法庫門西南約五里附近に向ひ、徒歩攻撃し來りしも、交戦約二時間の後、我兵之を撃退せり。敵は三百餘の死傷者を委棄して、遠く西南方に潰走せり。此敗戦後、其主力は小塔子、法庫門新民應街道上にして、法庫門より約十一里に在り、附近に宿營し、翌二十一日馬連河、法庫門新民應街道の西方を南流する河川右岸に退却せり。此間其左岸に残留せる、數中隊の敵騎は、我兵の撃破する所となり、北方

第三編 第五章 第三期線に於ける前戦及支戦 第一節 移動性目標第四撃破の前提：本戦と 四七七  
爲るべき線面の戦況：滿洲方面全線  
に亘れる偵察戦

に潰走せり。二十一日午後二時、歩兵約一大隊、騎兵約六中隊より成る敵兵、青楊堡北方高地に向ひ、攻撃し來りしも、午後五時四十分頃、我兵之を撃退せり。二十二日午前七時半頃、敵の歩兵約一大隊、騎兵二三中隊、吉林街道、掏鹿街道より前城子に向ひ來進し、又歩騎約一中隊の敵は、同村の西方高地に進入し來りしも、共に之を撃退せり。遼河右岸の敵騎は、此日早朝より退却を始め、午後五時頃に於ては、大屯法庫門西方約七里以南に敵影なし、廿三日午前七時頃、敵の歩騎兵西鴉勾、威遠堡門北方約二里の北方高地に防禦工事を爲しつゝあるを發見し、我兵直に之を撃退せり。又此日正午頃、敵騎約四中隊、大奥屯、昌圖西北約三里附近に來襲せしも、亦之を撃退せり。又彼遼河右岸の敵騎は、北方蒙古地境に退却せり。二十五日午後二時半、我騎兵の一部は、四面城、昌圖北方約七里に在りし敵騎を東北方及北方に撃攘し、同地を占領せり。

六月に入り、昌圖及威遠堡門附近に在りては、二日午後六時四十分頃、敵騎約三十西沙河子、昌圖東方約三里半に、又午後零時三十分、約同數の敵騎南城子、威遠堡門東北約二里半に侵入せしも、共に之を撃退せり、此日午後三時半頃、我斥候は昌圖停車場

北方約三里の地點に於て、敵騎を襲ふ。三日曉、敵の歩騎兵約三百、二十里堡、昌圖北方約三里に向ひ來襲し、午前十時、我兵之を撃退せり。又此日午前九時半頃、敵騎約二十中隊、康平、鄭家屯、奉化北方約廿里街道と、太平街、康平北方約八里附近より南下し、勢を以て十子峪、康平東方約四里附近に來襲し、同地附近に在りし我砲兵の爲め、多大の損害を受け、西方及西北方に敗走せり。五日午前四時半より五時の間に於て、敵の歩兵馬家屯附近に來襲せしも、我兵之を撃退せり。又此日沙河子、昌圖東方約四里方向に前進せし我部隊は、同地附近の敵を驅逐して、同停車場及び其附近の高地を占領せり。又我騎兵の一部は、七家子、康平北方約七里及馬家屯、七家子東方約三里附近に在りし敵の騎兵を北方に驅逐して、同地を占領せり。六日英額門附近に在つては、午前十一時半頃、敵兵約百五六十、四磨子、英額門東方約二里方向に前進し來りしも、同地北方高地に於て我兵の撃攘する所となり、午後三時半頃、年魚嶺、英額門東北約三里方向に潰走せり。七日前城子及昌圖附近に在りては、凉水泉前城子東方約一里方向に前進せし我部隊は、午後三時半、同地北方附近に在りし、歩兵約一中隊、騎兵約五十より成る敵を驅逐し、同六時、茶棚庵前城子東北約一里半

第三編 第五章 第三期線に於ける前線及支線 第一節 移動性目標第四擊破の前提：本殿と 四七九  
爲るべき線面の概況：滿州方面全線  
に亘れる偵察戰

東方高地を占領せり。又午前六時半、敵騎約一中隊は四方臺(昌圖北方約四里)附近に、又午前七時半頃約五十の敵騎は、大奧屯(昌圖西北約二里半)方向に、同時に約百五十の敵騎は、十天地(大奧屯北方約一里)附近に來襲せし、我兵悉く之を撃退せり。九日を以て、二十里堡(昌圖東北約四里)四方臺、東家子(昌圖北方約四里)及興隆山(昌圖西北約五里)附近は、我兵之を占領せり。又此日午前四時我兵涼水泉北方高地より、南城子北方高地に亘る敵を驅逐して、之を占領せり。十日我騎兵は西營子遼陽窩棚南方約二里半(西平房)西營子西南約一里附近に在りて、敵の騎兵を驅逐して之を占領し、又其一部は小城子(康平北方約七里)及高家窩棚(北城子東北約一里)附近の敵を撃攘して、小葦塘(高家窩棚東北約一里)にして、遼陽窩棚を距る西約四里北方高地を占領せり。十一日英額城方面に在りては、諸兵連合の敵の一縱隊、小白銀河(英額城東北約六里)より年魚嶺を経て、英額城方向に來進せし、四楯子(英額城東北約一里半)附近に於て、我兵之を撃退し、敵は東北方に敗走せり、又昌圖方面に在りては、此日午前六時半、步兵一大隊(砲兵約二中隊)砲四門より成る敵は、東北方より二十里堡に、又同日午前四時半、砲約四門を有する敵の騎兵約六百、四方臺附近に向ひ來襲せ

しも、我兵悉く之を撃退せり。十四日午前、四方臺、八百大地(昌圖北方約四里)及海城窩棚(昌圖北方約五里)附近に向ひ、來進せし敵兵を撃退せり。十六日威遠堡門方面に在りては、午前九時、敵騎約三百、双楯子より孤榆樹方向に前進し來りしも、我兵之を撃退せり。又大小屯方面に在りては、双楯子(四面城西方三里)に在る敵の騎兵部隊を撃退し、同地を占領せり。又康平方面に在りては、我中央部隊は、午前一時四十分田家窩棚(康平東北六里半)に於て、敵の騎幕を突破し、之を急追して、午前四時より同八時三十分に亘る間に於て、遼陽窩棚南端、及其東方に亘る敵の陣地を攻撃し、同九時全く遼陽窩棚を占領せり。又右翼部隊は、途中敵騎を驅逐しつゝ、午前八時羅船口(遼陽窩棚東方約三里半)及馬家堡(遼陽窩棚東方二里)を占領し、更に遼陽窩棚北方に退却する敵騎を砲撃し、之に多大の損害を與へ、遂に全く潰亂に陥らしめたり。又左翼部隊の遼陽窩棚より西北に敗走する敵騎約千に對し、猛烈なる追撃を爲し、之に多大の損害を與へたり。捕虜の言に依れば、遼陽窩棚に在りたるものは、ミスチエノコ將軍の指揮する騎兵五千、砲二十門にして、其主力は北方に其一部は東北方及西北方に潰走せり。此戰團に於て、敵は非常の狼狽を以て、敗退したるものなり。

第三編 第五章 第三期線にける前戰及支戰 第一節 移動性目標第四擊破の前提：本戰と四八一  
爲るべき線面の戰況：滿州方面全線  
に亘れる偵察戰

其遺棄したる糧秣及被服に依り察するに、敵の給養は頗る困難の状態に在るもの如し。十九日、威遠堡門方面に在りては、午前一時半頃、敵に遭遇することなく、蓮花街を占領したる我部隊は、爾後吉林街道附近の敵を逐次撃退しつゝ、楊木林子(威遠堡門東北約八里)を占領せり。又他の一部は、同日午後三時二十分、様子嶺(威遠堡門北方約四里半)附近の敵を驅逐して、同九時四十分、石灰窩子(様子嶺北方約三里)西北高地を占領し、尋て同地北方及東北方高地に據れる敵を撃退し、之を北方に潰走せしめたり。又昌圖方面に在ては、鐵道線路附近を前進せし我部隊は、沙河子(停車場北方約一里)の高地に在りし敵の歩騎兵を撃退し、午前六時半、双磨子(昌圖東北約七里)南方高地を占領せり。又奉化街附近を前進せし我部隊は、此日午前三時半、北房盛勾(興隆泉東南約一里)附近の敵を驅逐し、猛烈なる我砲火を以て、敵を壓迫しつゝ、同八時四十分、柳條勾(昌圖北方約七里半)にして、北房盛勾の北約二里半を占領せり。廿一日、英額城方面に在ては、千餘の敵兵、灣口子溝方面より紅草甸(灣口子溝西方約一里)附近に在りし我偵察隊を壓迫しつゝ、前進し、午後四時半、向陽鎮(灣口子溝西南約四里)附近に達せし時、我兵之を迎撃し、多大の損害を與へて撃退し、直に追撃

に移れり。又威遠堡門方面に在りては、彼の楊木林子を占領せし我部隊の任務遂行後、歸來せしが、敵の歩兵約三大隊、騎兵約四中隊、野山砲十門及機關砲二門より成る敵の主力は、吉林街道東北の地區を又其一部西方の地區を南進し、二十一日午前十一時半頃より、其歩兵は、漸次茶棚庵より、李家屯(南城子東北約二里)附近に亘る高地に現はれ、其砲兵は、蓮花街東南高地に陣地を占領し、午後一時十五分、南城子北方高地に向ひ砲撃を開始せり、此附近の我兵は、交戦數時間の後、攻撃前進に移り、午後七時四十五分、全く敵を撃退して、歡喜嶺附近の高地を占領し、尙ほ追撃を續行せり。二十二日午後四時半頃より、我一部隊は、南城子西北高地を占領する敵を、西北方より攻撃せり。敵は、午後五時四十分頃より、多少動搖を起し、其一部退却を始めたも、南山(城子北方高地)の敵は、依然頑強なる抵抗を試みしを以て、午後六時十分、猛烈なる突撃を以て、同高地を占領し、尋て南山(城子北方高地)の敵と激戦を交へ、一部を大平店子(南山(城子)西北約三吉)東北方に迂回せしめ、退却せる敵に對し、追撃射撃を行はしめたり。敵は、此迂回に依り、非常の狼狽を極め、其歩騎兵は、退却に際し、赤十字旗を樹て、我射撃を免れんことを計りしも、我追撃猛烈にして、隊伍を收整す

第三編 第五章 第三期線に於ける前戦及支戦 第一節 移動性目標第四撃破の前提：本戦と 四八三  
 爲るべき線面の戦況：滿州方面全線  
 に亘れる偵察戦

ること能はず、混乱して北方に潰走せり。敵の兵力は歩騎約三千にして、砲數門を有せり。二十六日午前六時三十分、康平西北約五里、張家店附近に向ひ、約五中隊の敵は進出し來り、我兵の撃退する所となれり。二十九日興京方面より、海龍方面に派遣せられたる、我支隊は、午前九時大沙灘灣、口子溝西北約一里に於て、敵の歩騎兵約三百を驅逐し、同地北方高地を占領せり。又其一部は此前日即ち二十八日午後三間房、英額城東方約七里、南山城子北方約二里を占領し、二十九日は、尙北進中に在り。

七月一日午前八時頃より、敵騎約六百は、牝牛河遼河右岸の地區にして、康平の東北約五里方向に前進し來りしも、同地附近に在りて我兵の撃退する所と爲れり。又午前九時過より、獅々谷、牝牛河西北約三里附近に向ひ、砲約十八門を有する約一千五百の敵の騎兵、内乘馬歩兵若干あり來襲し、交戦夜に入り、翌二日拂曉に至り、我兵之を撃退す。敵の損害は頗る多大なり。六日各方面に於ける、其主なる斥候の衝突は、午前十時灣龍泡、開原より英額城に通ずる道路上にして、英額城の西北約九里附近に於て、敵騎二小隊と衝突し、之を東方に撃退せり。又三十里堡、昌圖北方約四

里にして奉化街道上に在り附近に於て、午前五時過、敵騎約五十を北方に撃退し、又同時順山堡、三十里堡の東北約一里附近に、敵の手馬を發見し、之を射撃す、又午後八時頃、敵騎約四中隊、龍王廟子、康平の西北約二里附近に現出せしも、我歩兵の前進するを見て、直ちに北方に退却せり。

八月十四日、昌圖方面に在りては、早朝敵の歩兵約一大隊、騎兵二小隊、砲八門、機關砲六門は、二十里堡、昌圖北方約三里附近の我陣地に向ひ來襲せしも、直に之を撃退せり。又同時頃、敵の歩兵約三中隊、騎兵約二中隊は、昌圖西北方約三里附近の我陣地に來襲せしも、午後二時三十分、全く之を撃退せり。又威遠堡門方面にも、少數の敵來襲せしも、悉く之を撃退せり。二十七日興京方面に在りては、午前九時、我一部隊は魚亮子、興京の東北約十三里附近に於て、敵の歩騎兵數百を撃退し、敵は西方に潰走せり。又敵の歩兵約一大隊、砲四門は、午前十時頃、南山城子、魚亮子の西北約四里に向ひ前進し來りしも、我一部隊は直に之を撃退し、六官巷、南山城子北方約三里方向に之を追撃せり。又午前十時半頃、敵の歩兵約一聯隊は、孤山子、英額城東方約三里方面より攻撃し來りしも、直に之を撃退し、一部隊をして之を追撃せしめたり。

第三編 第五章 第三期線に於ける前戦及支戦 第一節 移動性目標第四撃破の前提：本戦と、四八五  
 爲るべき線面の戦況：滿州方面全線  
 に亘れる偵察戦



又此日拘鹿方面に在りては、我一部隊は敵騎數十を撃退して、内大荒勾(拘鹿東南約八里)を占領し、又他の一部隊は、正午頃、榆樹嶺(拘鹿南方約六里)を占領し、更に碾盤河谷(拘鹿の南方約四里)に向ひ前進せり。又凉水泉水(拘鹿の西南約四里)附近に向ひ、前進せし、我一部隊は、同地附近に在りし、砲兵を有する約一大隊の敵を驅逐し、尙ほ北方に之を急追せり。

此の如く一方は米國ポーツマウスにありて八月十日媾和會議の進行中他の一面は彼我偵察の爲め頻々たる石火相見ゆるの状況なりしも、尋て九月一日に至り、休戦に關する、日露議定書に依り、同十三日を以て、休戦命令は下り、滿洲全部に戰闘は中止せられたり、日露兩軍の中間を以て、離隔地帯とし、兩軍に一切の關係を有するものは、如何なる口實を以てするに拘はらず、之に入るを許さず、雙厩子より沙河子に至る道路を以て兩軍の共用通路と定めたり。

## 第二節 支戰

### A 日本海々戰以後に於ける日本海軍の運動

露國海軍は已に全滅し海上は全く我手中に在り。七月に入り、其の活動は開始せられ、其部面は自ら三種に分れ得るが如し。第一は樺太攻略の爲め、陸軍運送船を護衛し、其陸軍と協同動作を取り、第二は沿海州の要所を砲撃し、第三は北韓軍の運動に策動するとはなり。予輩は今や、之が第一行動を記せざるべからず、北遣艦隊は、豫定の如く行動し、樺太南部作戰に協力せん爲め、四日午前九時、陸軍輸送船隊を護衛して發動す、朝來淡霧あり、時々細雨を伴ふ、翌五日屢々濃霧に襲はれ、視界を障害せられたるも、斷續して永からず。船隊の序列は、其良好を保持せり。七日午前二時、既に豫定集合地點に達したるを以て、先づ漂泊し、掃海事業の進捗に伴ひ、一隊をして輸送船隊を順次掃海面に導かしめ、他の一隊は掃海面入口に達し、汽艇端舟を卸して、以て陸軍の揚陸に助力せしめ、又豫定の地點に哨艦を派遣して警戒を爲さしめたり。是より先き、出羽中將の率ゆる艦隊は掃海及上陸援護等の任務を遂行せしが、其報告の大要に曰く、午前六時豫定の列に達するや、直に掃海を決行し、同時に驅逐隊をして、上陸地點を偵察せしめたるに、附近沿岸一の防備あるを見ず。僅かに監視兵の如きもの三名あり、又端舟の着岸良好なり。廣瀬中佐の率ゆる掃

海隊は、強潮の爲め動作の困難を感じたるも、極めて迅速に進行し、午前八時四十分には、既に上陸點を距る五海里の處に達せり。是に於て、艦隊の一部、及輸送船隊を掃海面に入らしめ、直に聯合陸戰隊を上陸せしめたるに、何等の抵抗に會せずして、目的地點を占領し、陸軍の一部も、之に續きて上陸し、陸戰隊は之に守地を譲りて歸艦せり。然るに、俄然哥爾薩港の南方高地の砲臺より、我掃海隊を砲撃し、掃海隊は之れが爲めに、一時援護の任に當れる赤城と共に、敵砲火の下に掃海を強行するの難境に陥りしも、終に海面を清掃し、目的區域の掃海を了するを得たりと。

八日午前二時、陸軍の哥爾薩港占領に策應する爲め、軍艦三隻及驅逐艦二隻を對島崎(元)エンヅマ岬附近に派遣したるも、砲火を開くに至らずして、港は我陸軍の手に歸せり。午後三時過、驅逐艦は深く千歲灣(元)ロソセイ灣内に入り、ソロウヨフカ沖合に至りし時、敵の砲兵陣地より、野砲を以て猛烈なる砲撃を開始せしを以て、直に之れに應砲し、遂に之を沈黙せしめたり。

近藤岬(元)ノトロ岬占領の目的を以て、十日東卿司令官(正路)は、陸軍兵を搭載せる、巡洋艦二隻、水雷艇四隻を率ひ、同方面に向ひ、其地點に着するや、威嚇砲撃を行ふと數

發、陸戰隊續て上陸し、同岬を占領し、日章旗を樹立せり。燈臺建設物等、皆完全なり。燈臺點火の結果良好にして、又捕虜四を得たり。

今や北遣艦隊は、樺太北部作戰に協力せん爲、豫定の如く陸軍輸送船隊を護衛して、目的地點に向ひ、出發す。連日の濃霧散し、天氣晴朗、海面靜穩なり。二十三日南々東の軟風起り、終日濃霧あり、細雨之

敵の公報に曰く七月二十三日午前八時三十分日本軍艦數隻アレキサンドロウキツチ附近艦艇海峡の南水平線上に現はれ其内二隻は北方に進み其他はグーエの沖合に在りてグーエを砲撃せり我砲弾は効力なし午前十一時巨艦數隻南方に見え正午日本水雷艇二隻アレキサンドロウキツチの北七哩アルコワ河口の沖合に止まり陸岸を砲撃せりグーエ沖の巡洋艦及水雷艇四隻は出されり(外務省着電)

に伴ひ、時々展望を缺くことありしも、船隊は常に整然たる序列を保持せり、是より先き、出羽中將の率ゆる先發隊は、沿岸を偵察し、アレキサンドロウスク附近の豫定上陸點の掃海を勵行し、其進捗に伴ひ、二十四日各嚮導艦をして、順次輸送船を掃海面に誘導し、陸戰隊を上陸せしめたるに、何等の抵抗を見ずして、揚陸上必用なる地點の占領を遂げ續きて陸軍兵の揚陸を開始し、我陸戰隊は其守地を之に譲りて歸艦せり。

アレキサンドロウスク、ニヨミ及、ムカゲ等の棧橋は、完全にして我艦隊に於て、之を

保護したり。敵は朝來、スミナを焼拂ひ、アルコワに放火したるも、アレキサンドロウスクは火災に罹るに至らず。

八月十日陸軍と協力し、グナイチャ湖南東岸に於ける、敵掃蕩の爲め、午前六時卅分裝砲艇隊は湖上より、陸軍兵は東岸湖畔より之を攻撃し、砲戦二時間の後、敵は白旗を掲げて降服せり。其數百二十三、我兵直に之を占領せり。樺太軍紀事參照、又樺太東岸に作動せしめたる驅逐艦は、八月十三日朝ナイヲロ電信局に、舍營せる殘敵を攻撃し、其全員十八名を捕虜とし、武器電信機等を鹵獲せり。

今や第二の行動を記せざるへからず、支隊はカストリ灣樺太アレキサンドロウスキ一の對岸にして北東方約六十海里に在りに入り、廿四日午後、グレスターカンブ附近に上陸す、燈臺監守員は、皆逃走して在らず、又燈臺の他端、ツポインに電話を裝置したる建物ありて、燈臺と連絡し、燈臺等あるも人影無し。燈臺の構造、宏大にして糧食倉庫に充滿す。尙深く港内に向て進み、バサルト島附近に至りしとき、アレキサンドロウスキ一(カストリ灣内に在り、對岸樺太の者と同稱なり)電信局の

敵の公報に曰く七月二十四日日本軍は黒龍江河口のカストリ灣に一大隊の兵を上陸せしめたり

位置に當り、砲四門を認む、乍ら其二門より砲火を開きして以て、直に應戦し、敵をしつ沈黙すしめ、次て市街は大火災を起し、火藥庫の如きもの爆發せり。又艦隊の一部は、八月十三日、間宮海島ラザレバ角に敵の守備兵あるを認め、砲撃を爲せし後、陸戦隊を上陸せしむ。時に海岸森林中より、突然猛烈なる敵の射撃を受け、死傷五名を出せむも、遂に之を撃退して其通信所を破壊せり。

敵の公報に曰く八月十三日敵の水雷艇數隻はラザレバを砲撃し上陸せんとして撃退せられたり

又東察加方面分遣艦隊は、八月十三日、同半島ベトロバプロフスク港内に於て、露國運送船一隻を拿捕せり、又十六日コンマンドルスキ一列島、ニコリスク港に於て、露國運送船一隻を拿捕せり、又オコツク海方面に出動せる艦隊は、十四日アヤン港に於て、舊式砲一門、小銃數挺及彈藥若干を鹵獲し、十七日オコツク港に於て

堪察加半島は十七世紀末露領に歸したるものにして現今は沿海州の一部となれり其南端ロバトカ岬と我手島の占守島とは僅に六海里を距つるのみ同半島の面積は凡そ八萬平方哩にして四岸は屈曲少なく砂汀多きも東岸は所々に港灣岬角ありて二箇の山脈並行し南北の方向に横はれり西海岸は傾斜緩にして一帶に草原多し同島には火山多くベトロバプロフスク港は勅察加知事の駐在せる同半島の首都にして港頭に露國殖民地あり其住民は約五百にして職業は毛皮の輸出及漁業なり同港の位置はアバチャ灣の東側に位する好地にして港域狹少なると十分保障せられ水深く錨碇し頗る良好なり内港は陸地に包擁せられ南北の長約半哩水深は直徑約三百碼の間、六尋乃至七尋あり内港の口は幅約百碼なるも兩側より横延せ

は、小銃五十八挺、彈藥若干を鹵獲せり。又黒龍口方面分遣艦隊は、敵か新たに黒龍江口の南方、ヅハマヲレ、ラザレバの二哨所に増兵せるを發見して、之を砲撃破壊せり。

第三の行動は北韓方面に於ける驅逐隊及軍艦千早の行動にして、此方面に作動せる上村艦隊司令長官の報告に依は、十七日我驅逐隊は、雄基灣に於て、敵兵二百より射撃を受け、直に之を砲撃沈黙せしめ、續て其附近諸處に敵の騎兵の遁逃するを認たるを以て、之を砲撃せり。素清に於ても、敵の騎兵五六騎、街道を進行しつゝありしも、我驅逐隊の海岸に接近す

る平灘の爲めに殆んど其半に減少し、其水深五尋四分三なり而して此の内港は内外兩港を分割せる卑低の長沙嘴に依りて保障せらる該沙嘴は自然の橋樑を形成し貨物の積卸等極めて安全便利にして嘴上に數戸の家屋あり外港は又好箇地にして上記の長沙嘴と港燈との間に位しスターリナコフ橋より延出せる礁脈に保障せられ水深七尋乃至八尋泥底なり右スターリナコフの橋より延出せる礁脈は殆ど外港の口を横断して南東方三鐘に達し其露端に黒白纒線燈の浮標あり

港燈はベトロバプロフスク口の東側に設置しあり不動白色にして明弧は北三五度東より北八三度東に至る其光遠は晴天の時七哩なり

此燈臺に霧鐘及霧砲あり天氣濃密の際は毎約三分に鐘を二點連鳴し或船舶よりの信號に應じて毎五分乃至十分に砲を發す

こゝに附註すへき一事は其後十一月九日我總帥より敵帥に回答したる浦港水雷沈没點これなり其答報に曰く

- 一、スクリブレフ島の東より南に至る方位にて同島を距る四分三海里乃至一海里四分の一の位置に十二箇
- 二、スクリブレフ島の南八海里四分の一の點より西方一海里四分の一の間に三十九箇
- 三、ツイゴルコ島の南六海里二分の一の點より東方一海里二

るを見て、倉皇逃走せり。千早は羅津浦

の西端ケカ角、北方高地に在る、敵の通信哨及監視兵に砲撃を試みたり。

### B 北韓方面の作戰其敵狀及戰況

海軍の援助なくして、海岸線に沿へる進軍の不可能なるとは、クラード中佐の切言する所なり。最初の敵の海軍力の、未だ最後に達せざるや、彼は實に北韓侵襲の計畫として、海路日本海沿岸より北韓に侵入するには、ガシチウイツチ、コルニコフ(羅津灣)シウウチャ、ブラクシンの諸灣、バルラダ碇泊場、オストロポウフ、シエスタコウフの兩灣、ウイチャウジ灣、及元山の九ヶ所より上陸すべし、此地點の近海は、十分な水深ありて、陸岸高峻なる附近の海水は、灣内と雖とも、結氷するとなししたり。然れども是れ海軍力なき軍の爲し得べき所にあらざるなり。今や北韓方面の我軍は、久しく機の熟するを待ちつゝありしが、今や行動を起し、北韓重要地點の最北鏡城を占領せんとす。此地點より、約廿里にして、豆滿江下流一帶の地點に達す、江の北方約十里に於けるボシエツト灣要塞、及西珥春を根據として、北韓に行動した

分の一の間に二十四箇

以上は千九百四年四月二十八日及二十九日に敷設す

四、コルサコフ島北端とアスコルド島アスコルド角との連接線上に七百十五箇を千九百五年四月十五日に敷設す

る敵は、數々此地點に掠奪を行へり。六月二十日北韓方面の我一部隊は午前十一時、全く鏡城を占領せり。同地附近に在りし砲兵を有する數千の敵兵は、輪城鏡城の北方約四里方向に退却せり、二十六日我兵進んで輪城を占領せり。情報に依れば、輪城より退却せし敵は、附近に停止し、同地點と富店鎮との間に於て、哨兵線を張り居れり。敵の前衛主力は、會寧に在るも、其數約二千に過ぎず、慶興、穩城に在る兵力は、五六千を出てざるも、此地點には數箇の防禦工事を施しありと。

七月二日拂曉、砲兵を有する敵の騎兵約四百富寧街道上、樟項、輪城、北方約二里半附近に現出せしを以て、同地附近に在り

元山より北向し又は敵の南下の脅威に備ふる爲め、我作戦は開戦當初より定まり有しならん而して、韓國東南岸に沿へる我行進の進歩に伴ひ其右側面の警備を要したり是れ此支隊中に叙すべきが如しと雖も支隊の本行動にあらざるか故に其の註記に止む其各側面警備中の敵襲は安州に之を受けたり即ち五月十日敵騎約二百我安州守備隊を襲ふ我守備隊は頑強なる抵抗を以て之に應じ確實に安州を保持し平壤方面より派遣したる増援隊一中隊は午後一時安州に着し直に守備隊を助け戰闘繼續して午後七時に至り戰闘前哨を以て夜を徹したり十一日午前六時過嘉山及蕭川より將校の率ゆる一部安州附近に現はるるに至り敵は价川及順川方面に退却せり守備兵は之を追撃す我死傷十敵の死傷は五十以上に達し捕虜下士以下二名あり捕虜の首に依れば敵はマドロフの指揮に屬する哥薩克騎兵第十五聯隊七百人にして遼陽迄鐵道輸送に依り同地より下車し日々十里以上の行程を以て楚山价川を経て安州に向ひたるものなり

一面元山方面に在りては六月三日元山より敵偵察の爲め文川方向に出てし歩兵の一隊は午後一時敵騎約二十三と文川の南方に於て衝突し其五名を斃し之を北方に擊退せり又慶興方面の我一支隊は洪原附近に於て四伯利哥薩克騎兵第九聯隊の一部を擊破し武澤馬匹を擄獲す敵は將校以下死者九を遺棄して潰走せり  
牒報に依れば一月廿四日以来端川に停止しありて露兵約三百騎砲二門は二十八日悉皆城津に退却せりと又敵は城津に著積しありし糧食を三箇所共盡く焼失したり敵軍に屬せし露國通譯の韓人に送りたる書管及露兵の談話に依れば露國は旅順を失し獨り此方面に於て例令勝利を得るとあるも無効なるを以て北方に引上るなりと

六月二十二日敵は攻勢を取り數箇の騎兵中隊を以て成れる我前哨を攻撃し我兵退却せり  
六月二十五日強大なる敵の歩砲兵より成る大隊隨攻進し約二千の歩兵は輪城より富寧に進み某隊隨に送し又茂山の南山に於て日本人を認む  
七月四日敵は海岸に沿ふて富居鎮(輪城と豆滿江との間)方向に進進せり

し我兵之と交戦し、午前七時三十分頃、多大の損害を與へて、之を北方に擊退せり。又敵の退路を遮斷する目的を以て、遠く北方に迂回せる我支隊は、同日正午頃、虛通溝、輪城北約五里半にして富寧街道上に在り、西北高地に在りし、敵の歩兵を攻撃中、樟項附近より敗走し來れる敵の騎兵を掩撃し、之を潰亂せしめたり。最初樟項に現出せし敵騎は、威力偵察の目的を以て前進し來りしものにして、虛通溝の敵歩兵は、之を掩撃せん企圖なりしも、此方面に對する、我支隊の迂回攻撃敏速なりし爲め、掩護の効なかりしのみならず、不意の掩護に依り、倉皇潰敗したるものなり。其後の情報に依れば、敗敵は慶興鏡城の兩道に依り、漸次退却し、鏡城街道の會寧に歩兵約二箇大隊、騎兵約三個中隊、砲

兵約一箇中隊を停止しありしも、尙後進して唯歩兵一箇大隊と、及少數の騎砲兵とのみを殘留し、他は武陵塔附近に退却し、又慶興街道の宮店鎮に在りし敵も、監視哨を殘し、後方に退却したりと。此時に方り(前節参照)上村艦隊は、豆滿江附近の海面及沿岸一帶の陸上偵察其他の爲め驅逐隊を先發として、目的地點に向つて根據地を發せり、此日或は濃霧に妨げらるゝ事なきやを憂へたるも、只時々稀薄なる濃氣の起たるのみにて、甚しき故障なく、十七日未明豆滿江の南方造山灣の前面に達せり。茲は浦潮を距ると遠からず、灣内水深く、豆滿江の南方唯一の險要なり、灣内には千早及驅逐艦のみを入れ、先シスロ角、浦頂附近を偵察したるに、敵の哨兵も監視兵もなきを以て、驅逐隊を灣内に入らしめ、造山灣の全部を搜索せしめたるに、只數隻の朝鮮漁舟あるのみにて、何等の疑なきを以て、千早を灣内に置き、驅逐隊は同灣口の一小灣、雄基灣に入り、陸岸に

ルーター電信七月廿日付リネウキツチ將軍報告  
 七月十七日艦隊は豆滿河口とリンアン岬の間なる韓國海岸の沖に現はれたり日本軍艦は豆滿河口を砲撃し日本水雷艇二隻はガシケウキツチ灣に入りオンギに發砲し我部隊の經營地を砲撃せんと努めオンギ灣に於ける我前哨は日本水雷艇に向て發砲せしに該水雷艇も之に應じて發砲し尋て沖合に出て去れり之と同時に水雷艇四隻コルニロフ灣に入り水兵二十名上陸しオンギより南方の我電信線に損害を加へたり又日本巡洋艦四隻はアンナ灣附近の我陣地に發砲せしが午後四時に至り日本軍艦は相率めて沖合に向へり(外務省着電)

接近したり。此時陸上の小丘にありし敵の歩騎兵約二百餘名は、我驅逐艦を見直に小銃銃を以て射撃したり、我は愈陸岸に接迫し、午前八時半最適距離に至り、始めて之を砲撃したり、敵も又之に應ぜしも我各彈能く命中し、土砂を捲き上げ、敵の人馬頭首高く空中に旂揚し、或は手足飛散の状手に取る如く、我は愈猛射し敵は漸く逃走の姿勢となりたるを以て、猶ほ砲撃し其間僅に半時間にして、敵全く其影を失し、山麓又は凹地に逃れたる者數ふるに足らず。是に於て、我が驅逐隊は此の旨を本艦隊に報じ、九時半頃迄同灣内に止まりし後引揚げ、驅逐艦と千早とは、其南方十裡餘なる羅津浦に向ひ、陸上を偵察したるに、敵の殘兵五六沿岸を通ずる、浦鹽街道上素清附近に彷徨するを見しが、我を見て直に遁逃せり。又ゲイカ角の山頂には、敵の監視哨所あるを發見し、驅逐艦及千早は之を砲撃して、全く其建物を破壊し、次で上陸隊を派遣したるも、別に敵の抵抗を受けず、道路等を偵察して歸艦し、午前一時茲を引揚げたり。上陸隊の報告によれば、此道路は浦潮に通ずる爲めに、敵が新に作りたる者の如く砲車を通ずるを得、豆滿江附近敵の兵力は、歩騎砲兵機關砲兵合せて約二萬一、二千砲數大小合せて約七十門なるが如しと云ふ。又其後の情報に

第三編 第五章 第三期線に於ける前戰及支戰 第二節 支戰 B 北韓方面の作戦 其敵狀及 四九七 戰況

依れば會寧街道を退きしものは、富寧に入り海岸線よりせしものは、富店鎮を退きたり、上村艦隊の報告に在る如く、羅津浦の西端、ゲイカ角北方高地に、敵の通信哨及監視兵を砲撃し、又素清村に於て敵騎の進行を見て之を砲撃したりとあり。此ゲイカ角の敵通信哨及監視兵は、富店鎮に退き居たる敵兵が、更に此地に退却したるを證するものなり。又其前方の素清に敵騎ありしとは、斥候兵にして、我先進部隊の情況偵察の爲め、前進せしものゝ如し。是等の狀況より判断するも、海岸線の敵は、ゲイカ角以北の各村落を経て、豆満江の左岸クラスノセリスカヤの堡岩と相聯絡するの地に在るものなり。上村艦隊の雄基灣砲撃は、正に敵の後方連絡線に不安を感せしめたるや明かなり、従て海岸線の敵は、漸次退却するものゝ如く、山地線の敵は、會寧附近に停止し、彼我斥候は相接觸し居れり。

北線方面捕虜の自白に依れば日本海海戦後、浦鹽と豆満江との海上輸送は全く杜絶し、軍需品の大部分は目下、琿春方面より舟楫にて豆満江を下し居れり、但しクラスノセリスカヤ堡岩及羅城等の要地には既に多數の蓄積せる軍需品ありたり而して、琿春吉林間にては相互聯絡を保持する爲め、特に軍用電線の架設あり、山地に在ては露兵其軍道を閉鎖し交通の便を開きたり、當時琿春城外に駐屯せし露兵は聯絡保持の哨兵本部にして、其數約一千ありしなり。

我軍二十四日を以て富寧及富居附近の敵を撃退し、素清富居東北三里強より、白沙

峯(富寧東北三里強)茂山嶺富寧北方四里強にして會寧街道上に在り)を経て、新豊山(茂山嶺の西北方約五里に亘る線を占領せり。即ち我軍は豫定の如く海岸、山地の兩道を齊頭併進したるものなり、富居にありし敵は、其斥候部隊にして、多數ならざりしも、富寧に在りしは會寧に主力を置く敵前衛の前哨部隊なりし爲、比較的多數なりしも、我軍の前進を知るや否や、些少の抵抗を試みたるのみにして、直に退却したるを以て、我軍は之を追撃し、海岸線は素清、山地街道は白沙峰、茂山嶺を経て、其西方新豊山に亘る線を占領す、此狀況より判断するときは、海岸線の敵は、我艦隊の爲め後方を砲撃され、今又前面より壓迫されれば、海岸線と會寧街道の中間に在る慶興街道の敵と遂に合同退却するならん。又會寧に在る敵の前衛主力は、已に茂山嶺及び新豊山を、我軍に占領されたれば、今後多少の抵抗を試みんも、後方鐘城、稔城方面へ漸次退却するならん。

敵は已に海岸交通線を失ふ、是に於てか其輸送聯絡、兵站の必用を十分ならしめん爲めに、従來よりも多くの兵力を要せざるべからず。是れ漸次露軍の増勢する、一種の原因にして、其の主力は今や稔城、慶興方面に在り、元來稔城附近に在るものは、

第三編 第五章 第三期線に於ける前線及支線 第二節 支線 B北線方面の作戦 其敵狀及 四九九

其軍需品の供給を主として、琿春方面より受け、慶興方面に在るものは、其兵站線をポシエット灣に置き、其軍需品は浦港より、ポシエット灣に向け海上輸送を以て、供給を受け來れり。第二及第三艦隊全滅し、日本の海上権強固となると同時に、浦港ポシエット灣間の海路輸送全く杜かり、今は浦港より陸上に、一小兵站線あるのみ、素より十分の供給を爲すに足らず、依て敵は穩城方面より、豆満江に依り、之か不足を補充し居りたり。本來慶興より、ポシエット灣方面に通ずる道路三條あり、第一は豆満江を渡り、サウヨロフカ村、フンチウスキー哨所を経て、ポシエット灣に至るもの、第二は豆満江を渡り、ハンシン村を経るもの、第三花見浦より、豆満江を渡り、クラスノエセロウの北端を経るもの、是れなり。此の第二道路は、最近距離なるを以て、敵は其の兵站本線を此道路に置き居りしか、海上輸送杜絶の爲め、其兵站線を第一道路に變更し、以て陸上との聯絡を取れり。上村艦隊雄基灣砲撃後、第三道路の如きは、花見浦附近に少數の兵を残し、多くは北方慶興線方面に退却したり。

敵の公報に曰く七月廿五日我騎歩兵はウツサリン嶺を越えて前進せしむ敵の爲めにコブンケリンに擊退せられたり敵の追撃は我砲兵之を阻止せり  
日本の歩騎砲兵ナアンホアレイより行進を開始せしむ我歩砲兵は之をコクンザ附近に反撃したり敵は約一大隊より成リムシリン嶺東方に退却せり

富寧占領後我兵團の各面に亘りて、彼我斥候の衝突殆んど間斷なく、殊に其激甚なるは、白沙棚北方の地區とす。敵は穩城鐘城會寧面に騎兵部隊を配置し、琿春司令部との通信を取らしめ、其最前線には、約五千の騎兵あり、前面の戰機熟し來りたるもの、如し。

九月一日早朝昌斗嶺會寧東方四里より五峯嶺會寧西南四里に亘る敵陣地を攻撃す、敵は歩兵約四大隊砲六門、騎兵數百にして、巧に地形を利用し、頑強なる抵抗を爲せり、此附近高地は、地形極めて峻峻にして、我攻撃困難を極めしも、日南洞(昌斗嶺南方一里)の東方高地より、昌斗嶺に向ひ、我砲兵の効力を現せるに乘じ、敵の左翼高地より猛烈なる突撃を行ひ、午前九時十分全く昌斗嶺附近の高地を占領せり。敵は狼狽を極め、北方に退却せり、我軍之を追撃す。昌斗嶺西方三吉米の高地、及び五峯嶺に在りし敵は、極めて頑強なる抵抗を爲せしも、午前十一時遂に之を擊破し、直に追撃に移り、潰走に陥らしめたり。又他の一部隊は、白峴(五峯嶺西方三里)に在りし數百の敵を擊退し、之に追撃を加ふ、輪洞方面に在りては、行々敵を驅逐して前進す。此戰鬪に於て負傷吉見大尉以下將校三名下士以下六十、敵の損害は詳かならざる



も頗る多大なるものゝ如く、戦場に遺棄せし屍體四十餘、其他鹵獲品多數なり。今や北韓軍は將に大に活動せんとす、恰も媾和條約成りて、其銳を收むるの已むを得ざるに至れり。

### ○樺太方面の作戰…戦況

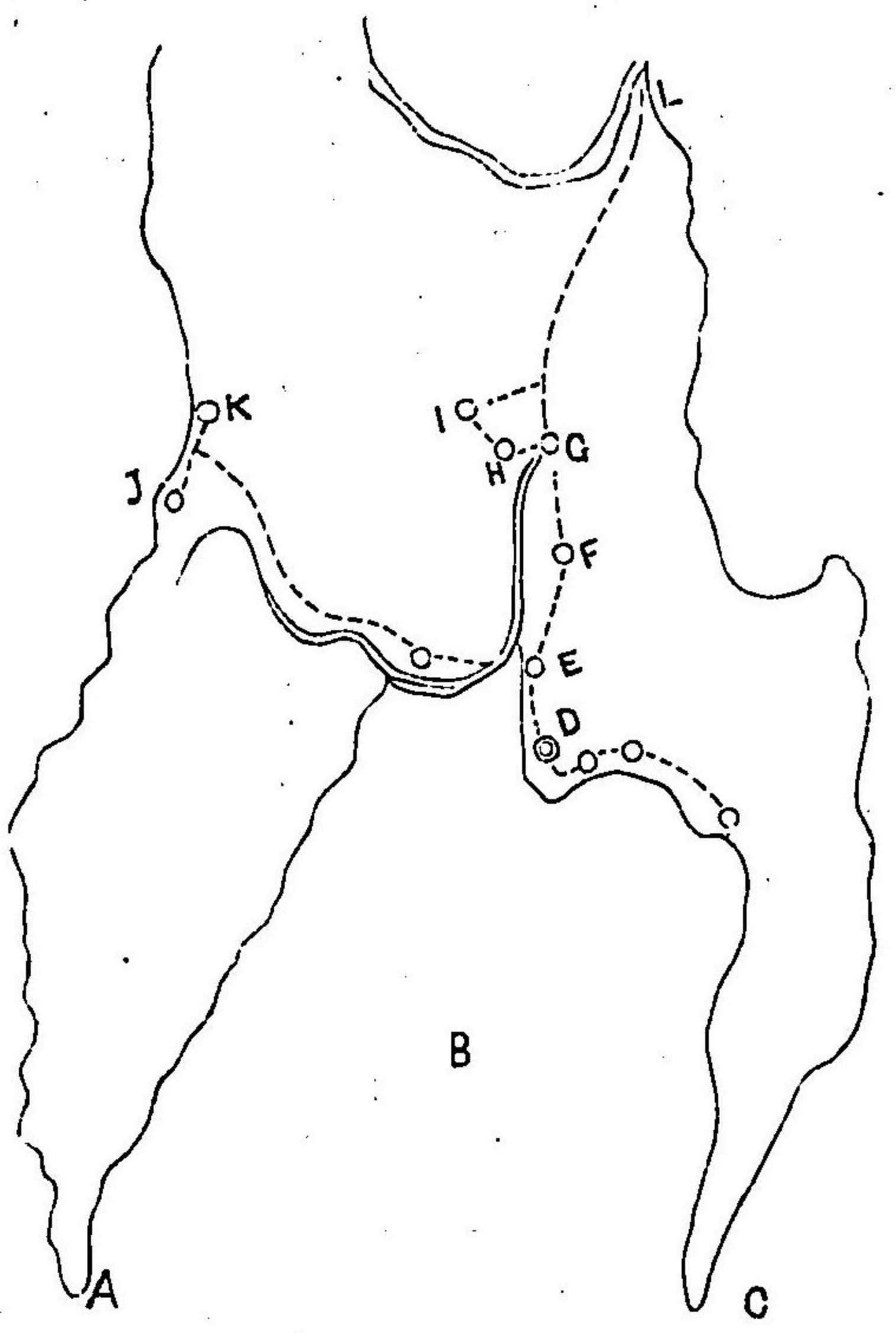
#### 其一 作戰地點の地理

今や予輩の樺太攻略を記すに先だち、少く其作戰地點の地理を説かんと欲す。是本史前編に於ては之を説かざりしを以てなり、樺太島中市と稱すべきもの三あり、即ちアレクサンドロフスク州の首都にして、又本島の首府たると共に、軍務知事の駐在地たるアレクサンドロフスク、南部の樞要地にして、コルサコフ州の首都たるコルサコフ及ツイエモフ州の首都にして、本島の中央に位するルイコフなりとす。樺太島敵兵の駐屯地は、コルサコフ、ヅウエ、アレキサンドロウ、ルイコフ、ムガチの五箇所にて、哨兵配置地はムラビヨウ、コルサコフ、マウカ、クスナイ、ナイブチ、チフメネフ、ナヤヒ、アレキサンドロフ、ヅウエ、ワンキ、其他約九箇所合計二十箇所なり。其全

員數は歩兵約七千(囚徒義勇兵を包含す)砲兵約四箇中隊、之に沈没艦ノールウキツクより上陸したる海兵、及揚陸したる大小砲合計二十五門あり。

今先づコルサコフ<sup>I</sup>に就て之を見るに、コルサコフが樺太島に於て最重要の地位を占むる所以は、(一)同島中比較的氣候の嚴酷ならざること、(二)港灣は不完全にして、決して好鰲地と稱すべからざるも、同島中他に適當の港口なき爲め、同港が港灣として比較的價値あること、(三)其位置最も日本に接近し、本島生産の最重要品たる海産物の集散地たること、(四)港の背後にヌ、ヤ河ナイブチ河の富饒なる流域を控へ、物資供給の利便あること等に由るものなり。特に千島と本島と交換前は、日本行政廳の所在地にして、南方楠溪と稱する地は明治八年まで、本邦人が占據したる所に於て、其跡一々之を算すべく、丘陵を越え、又は海岸道路によりて北すれば、即ち同港の重なる市街の所在地にして、市街の體裁を備ふ、其戸數は約二百、管廳官舎等約百人口約一千なり。本港より他への通路はボコアントマリを経て、南方アニワ灣沿岸各地に通ずる道路と、北方ヘルワヤバチ、サラウイヨフカ、ウラヂイミロフカ等を経て、東海岸なるナイブチ<sup>L</sup>に出づべき驛路あり、道路稍や整備し、車馬を通ずべし。

コルサコフより、北向して本道あり、本道に沿ふて、ソロウイヨフカあり、リストウニ  
 チヤナヤあり、更に北進して、ウラジミロフカあり、本道より左折すれば、嶮山密林地  
 點たるブリジネエあり、ダ  
 アリヂネエあり、更に一方、  
 左に西岸マウカ錨地に出  
 つ、ウラヂミロフカより、東  
 北に進みて、ナイブチ河口  
 に達す、是實に攻畧の目標  
 地點たり。今轉じて北部  
 首府たるアレキサンドロ  
 ウスキーに就て見ん、アレ  
 キサンドロウスキー府は、  
 一千八百八十一年の開設に係り、樺太島西海岸北緯五十度東經百四十二度に位し、  
 沿海州デカストリ一灣と正對の位置に在り、市街は港埠を距る、東方約十五町ヅイ



カ河右岸に沿ひ彎曲し、戸數約一千三百、人口一萬五千あり。海岸埠頭に、長さ百三  
 十間、幅十間餘の棧橋あり、又馬車鐵道を以て埠頭より市街に通す。全島軍務知事  
 駐在して、此府に在り。知事中将以下、衛戍司令官陸軍中佐一人、大中尉若干、下士卒  
 五百、砲兵約二箇中隊、豫後備下士七十三、囚徒義勇兵二千人あり。宗谷海峽より、此  
 府に至る距離約三百海里、對岸沿海州のアレキサンドロウ迄の距離約六十里なり、  
 又間宮海峽の最峽部迄、約九十海里なり。  
 アレキサンドルスキーより、右すればヅウエに出て、左すればアルコフに通じ、東す  
 ればノウオ、ミハイロフスコエ、ツエーデルニユースコエを経て、ルイコフに達し、ル  
 イコフより更に左すれば、北方の一要地點を経て、デルヘンスコエに達し、こゝに  
 第一アコフより、東進せる通路に會す。ルイコフより、右すればタウランを経て、第  
 一ハムタザに達し、こゝにノウオ、ミハイロフスコエより、ウラジミロフカを經たる  
 南走線と會す。更にヅーエよりも、又ノウオ、ミハイロフスコエに出て、こゝにアレ  
 キサンドルスキーよりするものと會し、ルイコフに通す。即ち一方ヅウエの位地  
 は、西海岸に在り、アレキサンドロウスキー西南方約二里、兵營監獄あり。他方アル

第三編 第五章 第三期線に於ける前戰及支戰 第二節 支戰 C樺太方面の作戦：戰況 其一 作戦地點の地理 五〇五

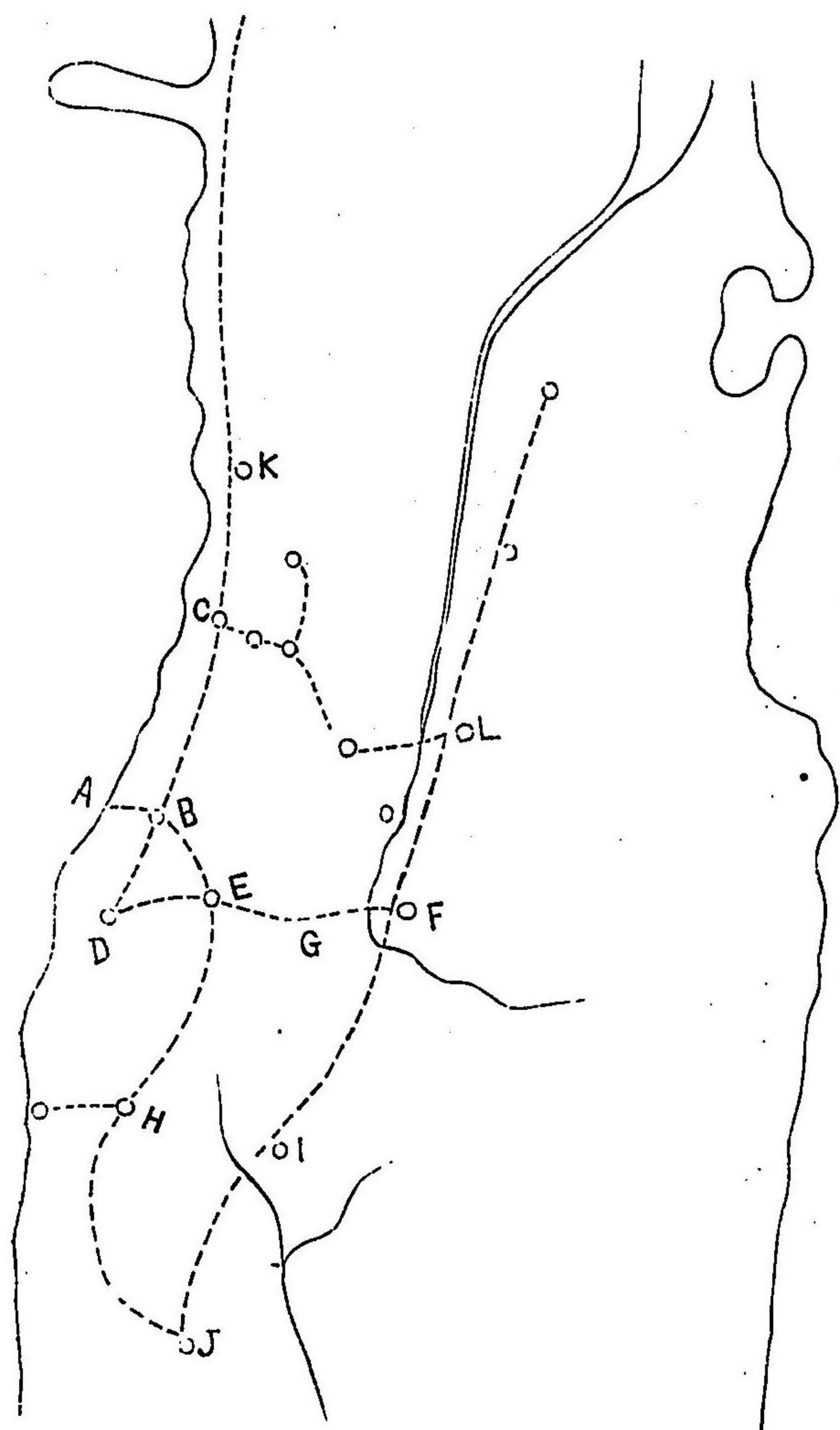


FIG. 1

コワは、アレキサンドロウスキーの北方約三里に在り、ムガチは八里餘、ニヨミはアルコワとムガチの中間に在り。共に間宮海峡沿岸に在る村落錨地なり、ムガチには敵二百餘の駐屯せるあり。ミハイロスフスコエは、アレキサンドロウスキーの南方四里餘、ツウエより一里にして、數箇の阻止堡あり。マアロツイモフ、アルムダンにも阻止堡あり。ルイコフは、アレキサンドロウスキーの東方十二里に在り、ツイミ河右岸に位置し、ツイモフスキー州の首府たり。幅員約一里半の平原中を占む。元來此市に駐屯し在りたる敵兵は、歩兵三百五十、囚徒義勇兵一千五百にして、之が衛戍司令官は、陸軍佐官ダニロフなり。開戦後、約二中隊の増援を得たり。アレキサンドロウスキーより、ルイコフに通ずる新道路(アルコワ、アルムダン村落を經過するもの)と、ノウオ、ミハイロスコエ、マアロツイモフ、村落を經過する一道路あり、新道路は馬車道にして、他の一道路は電信線に沿へる徑路なり。其道幅は廣きも、ピリヨンスカヤ山脈、其間を横斷するが爲め、傾斜多く、一方新道成りてより、此通路は殆んど廢絶す。此ピリヨンスカヤ山脈は、延亘して、ルイコフの西方に及ぶが故に、進入軍に對する好箇の防禦陣地たるの形勝なり。以上は是れ南北樞太地點の概要

第三編 第五章 第三期線に於ける前戰及支戰 第二節 支戰 C 太方面の作戦：概況 其一 作戰地點の地理 五〇七

### 其二 樺太上陸軍南部作戰

我軍七月七日、正午を以てメレヤ附近に上陸を開始し、尋て其歩騎兵は、サウイナバアチ村北方高地を占領し、同夜其將校斥候は、哥爾薩港南端に進入せり。敵は此日午後二時頃より、哥爾薩港全市を燒棄し始めたり。八日早朝大なる敵の抵抗を受ることなく、哥爾薩港を占領せり。敵はソロイヨフカ方向に退却し、同地附近の陣地に據りて、再び抵抗を試みたるも、午前十一時我兵之を撃攘し、同陣地を占領せり。敵は終に其根據地たる、ウラジミロフカ附近に向ひ退却せり。敗敵はウラジミロフカに停止するも、防禦工事を施すの状況なし、同地の倉庫に蓄積せし物資を後送しつゝあり。囚徒義勇兵の携ふる武器は、比較的新式のもの多きに居れども、之が訓練を受けたるものにあらず。土人の言に依れば、八月十日黄海に於て奔逃したる、竄着巡洋艦ノールキツクより、揚陸したる備砲は、十二珊砲六門、四珊砲四門、

我軍大占領軍の占領に歸したる同島一部の地名は左の如く變更されたり  
 新命名  
 近藤 藤 脚  
 重藏 脚  
 東伏見 脚

對馬時  
 エシヅマ 脚  
 ロソセイ 脚

速射砲八門、外に小口徑砲機關砲十數門なり。コルサコフ、ソロフイヨフカに残置したるは、大小約十二門にして、他は悉くアレキサンドロウ、ツウエに送り、途中ガウキノウラスコエに停止せり。ウラヂミロフカより退却せる敵は一時此地に停止すべきか、九日我將校斥候は、敵を追跡してリストウエニチャに進入せり。又歩兵一部隊は、ノトロ占領の目的を以て、軍艦に便乗し、哥爾薩港を出發せり、十日行々其敵を驅逐しつゝ、北進し、此夕ウラジミロフカ及ブリヂネエ附近に據れる敵を撃攘し、兩地を占領せり。十一日ダアリネエ附近の敵を壓迫し、午後四時より、同村西方密林の本陣地に據れる敵の主力に向ひ、攻撃を開始せり。敵は頗る頑強なる抵抗を試む、十二日未明、更に猛烈なる攻撃を開始し、尋て敵をマウカ方面に潰亂せしめ、茲に樺太の南部確實に我占領に歸せり。敵の損害將校以下死傷百五六十を下らざるへく、我將校以下七十なり。捕虜海軍大尉マキシムタ以下八十餘名、鹵獲品野砲四門、機關砲一門、彈藥若干、倉庫數棟にして、二十日迄に於て、各所に於て投降の俘虜合計四百六十一、即ちアレキセイフスキ、大佐以下將校十四、下士以下四百四

第三編 第五章 第三期線に於ける前戰及支戰 第二節 支戰 ○樺太方面の作戰：戰況  
 其二 樺太上陸軍南部作戰 五〇九

十七なり敵の潰走したる、マウカは樺太西海岸の一村落にして、戸數僅かに五十餘、  
 錨地としては頗る適當なり、常に漁舟の輻湊する所なり。敵は常に囚徒の逃走を  
 防かんが爲め、此地に哨兵を置ける所なり。敗敵の一部は、街道より其後方、ガウキ  
 ノウラスコエに退却したるもの、如し。

我軍の進んでマウカ方面の敵を撃攘するや、其一枝隊を以て、ナイブチを占領せり。  
 同地はコルサコフの北方約八十露里の地點に在りて、テルベニエ灣と相對し、コル  
 サコフより北部樺太に通ずる岬角なり、始めマウカ方面の敵主力のウラヂミロン  
 カに撃攘せらるゝや、其退却線を北部樺太路上に取らず、地勢峻峻なるブリジネエ、  
 及ダアリネエの方面に逃れ、大深林を利用せんとし、又日本軍の必ずや此大深林を  
 避け、街道上の前進を繼續するならんとの判断を下したり。此狀況判断は誤まり、  
 我急追を受けて、自ら潰滅を招きたり。敵は早く此深林中に道路の開鑿に従事し  
 つゝありしに、其未だ成らざるに方りて、我攻撃を受けて潰敗するに至りたり。

### 其三 樺太上陸軍北部作戦

七月二十四日午後一時、樺太軍の上陸掩護隊は、第一アルコフ附近に在りし敵を驅

逐し、ポロウインカ及第二アルコフの線を占領せり、此方面の敵は、新たにニコライ  
 フスクより派遣せられたる歩兵一大隊、義勇兵數百名、及アレキサンドロウ方面よ  
 り派遣せられたる野砲約八門より成り、東方ルイコフ方面の山地に潰走せり。是  
 より先き、驅逐艦の掩護に依り、歩兵一部隊を海上より、アレキサンドロフ棧橋に派  
 遣し、之を燒棄せんとする敵に對して、確實に之を占領し、屢々襲來せる敵を撃退し  
 て陸上より應援を待ち、同棧橋を保持するを得たり。ムガチ占領部隊は、水雷艇と  
 協力して、微弱なる敵を驅逐し、石炭約四萬噸、及輕便鐵道材料を鹵獲せり。午後三  
 時、一部隊を以て、第三アルコフを占領し、一支隊をアレキサンドロウに向ひ、前進せ  
 しむ。此支隊は、午後七時十五分、敵の抵抗を撃破して、全く同市を占領せり、敵は同市  
 東方の角面堡及東北高地に據りて、抵抗を持續し、支隊は猛烈に之を攻撃し、遂に日  
 没に達せり。二十五日未明より、アレキサンドロフ東方の敵に對し、更に攻撃を開  
 始し、之をノオミハイロウスコエに壓迫せり、此日を以て全くゾーエを占領せり。  
 此の如くアルコフ方面の敵は、東方ルイコフ方向の山地に潰走し、アレキサンドロ  
 ウスキーの方面の敵は、ノオミハロウスコエに壓迫せられ、ゾウエも已に我手中に

歸せり、即ち此三方面より、敵はルイコフ附近に退くの外なし。ルイコフは即ち南部樺太より、北部樺太に通ずる本道上の重要地點なり。此地點とアレキサンドロウスキーとの間に完全なる道路を開き、兵站倉庫を備へ、二地點を連結せり。故にアレキサンドロウスキーよりの敗敵は、此新道に依り、他の二方面の敗敵は、山地線に山りて、齊しくルイコフに入る可きなり。始め敵は其主力をアレキサンドロウスキーに置き、其支隊をアルコフ方面に置きたるに、我軍の主力は、却てアルコフ方面に向ひ、敵主力は我軍の爲め、全く其背後を扼せられ、敵の作戦は全く失敗に歸したり。七月廿二日早朝より猛烈なる急追を以て前進し、其前衛は午後三時デルベンスコエを占領し、騎兵隊はルイコフに進入せり。又ノオミハイロウスコエの敵を壓迫して、東進せる支隊は、同日午後三時ウエデルニコフスコエ附近に、陣地を占領せる、歩砲連合の敵を撃破し、直に追撃に移れり。此日午後、樺太軍左縦隊の獨立騎兵は、敵の退却に追尾し、ルイコフに進入したるも、形勢不穩なるを以て、同夜此地を撤退せり。我軍は敵の主力、未だルイコフ西方の高地を撤退せざるの時に乘じ、左縦隊を以て、速かにルイコフを占領し、一擧之を撲滅すべきを期し、二十七日午前三時、運

動を開始せり。其前衛は、獨立騎兵と共に、急進しルイコフ北端に據れる、敵を攻撃して、終に市内に突入し、茲に混亂せる市街戦を惹起し、午前八時三十分、全くルイコフを占領せり。

右縦隊(ウエデルニコフスコエ附近の敵を撃破し追撃に移りたる支隊に對せる敵の主力は、夜來マロウイモフ(ルイコフ西約二里)よりバレオ(ルイコフ南方約四里)附近に通ずる間道を南方に潰走せり。正午一支隊を以て、南方に派遣し、敵を追撃せしむ。此支隊はルイコフ南方八吉米の地點に於て、敵の歩兵約八百と衝突し、其二百餘を殲し、五百名を捕獲せり。前日來我右縦隊に對せし、敵の主力は、歩兵約六千砲四門及機關砲四門を下らず。又左縦隊に對せしものは、歩兵約二千、砲約四門なりしが如し。初め敵兵が、アルコフ、アレキサンドルスキー、ヅウエの三方面より、ルイコフに敗退するや、其主力はルイコフの方面に集中し、其西方陣地を固持し、後衛部隊は、ノオミハイロフスコエ附近に停止したりしも、其守持し難きを看取するや、我軍前進せば、更に東方ウオスクレンヤンスコエ方向に退却し、而して北方に迂回逃走せんとするの状況あり、是れ右縦隊のミハイロフスコエの敵を壓迫すると同時

に、アルコフ上陸部隊は其逃路を遮断せん爲め、東北方を壓せんとして前進したるならん。要するにルイコフ已に我手に歸し、殘敵は南方に潰亂す、アレキサンドロウスキート、ルイコフの東北方全面に亘り、已に敵影なきなり。唯ツイモフ州のネルプエチ(ルイコフ東方約三十里)に一、アレキサンドロフ州沿岸トランバフムガチの北方約十一里ツイケ(トランバフの北方約八里)ラプ(ツヘイケの北方五里餘)ウワ(ラプの北方約四里)ボコビ(ウワウワの北方五里餘)の五ヶ所に、囚徒の逃走監視の爲め、哨所あるも、一哨所の兵員僅かに下士一卒四五に過ぎるが故に、ルイコフ東北方には已に敵なしといふも可なり。

我一支隊ルイコフ南方八吉米の敵を撃破したる後、從て之を急追し、二十八日パレオ附近の堅固なる陣地に據れる敵を攻撃し、同日遂にパレオを占領せり、敵は潰亂して南方オノル方面に敗走せり、敵兵力は約千餘なり、野砲二門、彈藥車五輛、其他多數の小銃及彈藥を鹵獲せり。二十九日獨立騎兵は、其支隊と共に敵をタウラン(ルイコフ南方約十里)南方に急追す、此日敵はオノル(タウラン南方約十里)附近に停止せり。

三十日午前五時、敵の軍使、タウランに來り、軍務知事リヤブノフ中將より、我が司令官に對する書柬を齎せり。其要旨は『綑帶材料及醫藥の缺乏、並に負傷者に對する治療の不可能は、人道上の感覺に依り、予をして閣下に向ひ、戦闘の中止を申込むの已むを得ざるに至れり』と云ふに在り。依て軍司令官は『總ての軍需品及官に屬する動産不動産を、現在の儘引渡すこと、行政及軍事に關する總ての圖書類を引渡すこと、以上の回答を七月三十一日午前一時迄に、第一ハムダサオノル北方約二里に提出すべきこと、若し此時刻に回答を得ざれば、直に攻撃を實施すること』の回答を與へたり。三十一日敵の全權大佐タラセンコ、第一ハムダサニ來り、我全權小泉參謀長と會見の結果、我提出條件を、一も異議なく、軍務知事リヤブノフ以下將校約七十、下士卒約三千二百悉く投降す。依て之を捕虜とせり。八月一日午後五時、リヤブノフ中將以下幕僚五名ルイコフに護送せられ、寺院に於て、軍司令官と會見す。リヤブノフ中將の言に據れば、ナイオロ附近に將校二、兵百名を派遣しあり。此支隊にはオノルに來り、日本軍

八月一日大本營  
樺太軍司令官陸軍中將原口兼濟は七月三十日樺太全部に軍政を布く旨を達示せり

第三編 第五章 第三期線に於ける前戰及支戰 第二節 支戰 C樺太方面の作戦：戰況 其三 樺太上陸軍北部隊戰 五一五

に投降すべき旨を電報し置きたりと。八日に至り、是等は皆我軍に投降す。(附録第三號參照)敵の幹部は、皆已に投降し、其兵力の殆んど全部は、我捕虜となり、全島は茲に平定せり、今は唯諸所に潜伏せる殘敵を掃蕩するの一事を餘すのみ。是に於て八月十日、我一部隊は北遣艦隊の一部と協力し、トンナイチャ湖(哥羅薩港東方約七里)東南岸に占據せる、殘敵を掃蕩し、約百二十名を捕虜とせり。(海軍行動の部參照)又八月三十日一部隊を以て、峻山險壘を踰へ、密林を通過し、敵を西海岸より、ナイブチ河口に壓迫し、正午より激戦五時間に亘り、終に之を殲滅したり。樺太全島は已に平定す、然るに媾和條約第九條に依り、五十度以北は露國の所領となり。日本は唯其南部の割讓を受けたり。

## 第六章 戦争の終局

戦争は如何にして終局せしや、リネウキツテ將軍、其軍の状態良好なるを稱す、日本軍素より將軍の此の稱言を欣迎し、雨季正に終らば、更に大規畫の作戰に依り、第二の奉天を演ぜんとす。一面に浦鹽は已に其刀尖に向ひつゝあり。我軍吉林松花江線を奪取し、進んで哈爾濱を抜かば、敵の北亞經略の根據は、正に覆滅すべし。(結論參照)蓋し日本の實力は、陸に奉天戰之を立證し、海に日本海々戰之を證明す。滿洲に於る大勢は、已に定まれり。奉天戰後英國の同盟繼續を決し、日本海々戰後、米國大統領の勸和は、實に機宜に適したり。是を以て、予輩は戦争の終局を叙するに當り、日英同盟繼續の記事を先きにせんとす。蓋し日露戰役の戦果が孕みたる第二の現象は、日英共同の負荷たるべきを以てなり。而して日英新同盟及、日露平和條約の二者共に、東洋の平和を確保するの大主義の上に成れるに外ならず。

### 第一節 戦争終局前に於ける日英の關係及新盟約

エル、バワヘル氏は、ナインチーン、センチュリー紙上に同盟繼續擴張の必要を論じ



て曰く(ナイチン、センチュリ)一、九〇五年三月日英同盟論清國に於ける英國の孤立は、其の政策威望二つながら、漸次失墜しつゝありしなり。英國を目して、其口に唱ふる領土保全も、之が爲めに實力に訴ふるとなきものなりとし、甚だしく其事業に障害を加へたり。英國の侵略行動を監視せんが爲め、其位置を清國領海に保持し、反て我海上全局の集結力及び其攻撃力を減するにも拘はらず、香港以東に其根據地なきは、大なる缺點なるが故に其鉅費を投じて其海軍根據地を強固にし、多數の艦艦を極東に浮動せしめざるべからず。日英同盟にして繼續せば、清國に對する政策を緊縮ならしむるのみならず、此方面に浮動せる軍艦を擧げて、之を其更に必須なる方面に配置するを得べく。一朝事あるに方ては、日本の港灣を以て、其修艦地に供し、又清國領海の警備は、日本之に任すべく、是れ英國の利益として、眞に巨大なるものあり。而して英國の領土中、最も侵寇の虞あるものは印度なり。當さに其露國より受くべきの虞は、著しく増加し來れり。是れ二百年來、一貫せる彼れの希圖にして、一時其力を極東に轉じつゝありしも、其失敗の代償として、更に其力の轉回し來らんか、西比利亞鐵道は明かに其野心を表示し、其清國に對する活

動を豫告したると同じく、其印度に向へる西北二條の戰略上の鐵道も、亦前者に異ならざるの觀あり。彼れが日露戰役より受けたる失敗缺陷あるが爲め、數年間は其疲憊より起て活動を現すると能はざるべしと爲すは、謬斷なり。彼は失敗の後に、益興奮す、故に予輩は彼の敗戦を見て、安んずべからざるは、更に其度を加へざるべからず。印度境界の防備豈に等閑に附すべけんやと云ひ痛く既往の日英同盟條約中に、印度の一項を加へざるを攻撃せり。キツチネル將軍の増兵計畫も、亦實にこゝに出でざるなり、而して今や日英同盟の新條文は、嚴然として彼の侵寇の豫告に答辭を與へたり。

今再び之を英國下院議員クロード、ラウザー氏が、昨年三月二十九日下院に於ける陸軍豫算案の討議に際し、爲したる演説に見るに、(前編總論にて其の一部を引用す)『余は勸告す、日英同盟は管に繼續せしむるに止めず、進んで之を擴張し、亞細亞に於ける日英の領土、若し攻撃さるゝことあらば、英國は海軍、日本は陸軍を以て、互に相助くること、なす可しと。實に日英同盟、其兩國より享受せらるべき利益は、只に日英兩國に止まらず、凡ての平和を愛する諸國の均霑する所なり。且つ其利益は、

莫大なる利益なる可く、又英國は鉅費を使用して、大陸軍を養ふの必要なに至らん若し然らずして、英國自ら大陸軍を養ふことゝならば、我英國の納税者は、到底其負擔に堪ふる能はざらん。若し此同盟をして、英國に取り右の如き利益を與ふるものとせば、日本亦同様の利益を受け得ざるの理なし。日本は予輩と等しく、島國なりと雖も、戰爭終らば大陸の國境を有するに至らん、隨て若し海權を失はば、其勝利の結果も水泡に歸すべく、且つ平和締結後、日本は露國の三隻に對し一隻の軍艦を作り得るに過ぎざるへし、ヅバソフ提督のいふ所に依れば、露國は若し平和を恢復するとせば、是れ新に艦隊を作り、再び日本と戰はんとする目的なりと。我英國の海軍は、此脅威に對し、日本を保障するものにして、日本は我海軍の陰に隠れて、戰勝の果實を十分に收獲するを得ん。」と云へり

#### 協約前文

日本政府及び大不列顛國政府は、一千九百二年一月三十日、兩國政府間に締結せる協約 代ふるに、新約款を以てせんことを希望し、

(イ) 東亞及び印度の地域に於ける、全局の平和を確保すること、

(ロ) 清帝國の獨立、及び領土保全、並に清國に於ける列國の商工業に對する機會均等主義を確實にし、以て清國に於ける列國の共通利益を維持すること、

(ハ) 東亞及印度の地域に於ける、 盟國の領土權を保持し、並該地域に於ける兩締盟國の特殊利益を防護すること、

を目的とする、左の各條を約定せり。

第一條 日本國又は大不列顛國に於て、本協約前文に記述せる權利及び利益の中、何れか危殆に迫るものあるを認むるときは、兩國政府は相互に充分に、且隔意なく通告し、其の侵迫せられたる權利、又は利益を擁護せむか爲めに、執るべき措置を協同に考査すべし。

第二條 兩締盟國の一方が挑發することなくして、一國若は數國より攻撃を受けたるに因り、又は一國若くは數國の侵略的行動に因り、該締盟國に於て本協約前文に記述せる、其の領土權又は特殊利益を防護せむか爲、交戦するに至りたるときは、前記の攻撃又は侵略的行動が、何れの地に於て發生するを問はず、他の一方

の締盟國は、直に來りて其の同盟國に援助を與へ、協同戰團に當り、媾和も亦雙方合意の上に於て之を爲すべし。

第三條 日本國は、韓國に於て政事上、軍事上及經濟上の卓絶なる利益を有するを以て、大不列顛國は、日本國が該利益を擁護増進せむが爲、正當且必要と認むる指導監理及保護の措置を、韓國に於て執るの權利を承認す。但し該措置は、常に列國の商工業に對する、機會均等主義に反せざるを要す。

第四條 大不列顛國は、印度國境の安全に繋る、一切の事項に關し、特殊利益を有するを以て、日本國は、前記國境の附近に於て、大不列顛國が其の印度領地を擁護せむが爲、必要と認むる措置を執るの權利を承認す。

第五條 兩締盟國は、孰れも他の一方と協議を経ずして、他國と本協約前文に記述せる目的を害すべき、別約を爲さざるべきことを約定す。

第六條 現時の日露戰爭に對しては、大不列顛國は、引續き、嚴正中立を維持し、若し他の一國若は數國が日本に對し、交戰に加はるときは、大不列顛國は、來りて日本國に援助を與へ、協同戰團に當り、媾和も亦雙方合意の上に於て之を爲すべし。

第七條 兩締盟國の一方が本協約中に規定する場合に際し、他の一方に兵力的援助を與ふべき條件、及該援助の實行方法は、兩締盟國陸海軍當局者に於て協定すべく、又該當局者は、相互利害の問題に關し、相互に充分に且、隔意なく、隨時協議すべし。

第八條 本協約は、第六條の規定と抵觸せざる限り、調印の日より直に實施し、十箇年間効力を有す。右十箇年の終了に至る十二箇月前に、兩締盟國の孰れよりも本協約を廢棄するの意思を通告せざるときは、本協約は、兩締盟國の一方が廢棄の意思を表示したる、當日より一箇年の終了に至るまで引續き効力を有す。然れども、若し右終了期日に至り、同盟國の一方が現に交戰中なるときは、本同盟は、媾和の成立に至るまで當然繼續すべし。

即ち新條約は、東亞及印度の地域に於ける全局の平和を確保すべき大主義を以て同盟の目的の第一項と爲せり。舊協約の極東に於ける現狀及全局平和の維持を目的とするに比較し、目的の及ぶ地域著るしく廣さを加へたり。又新協約は、清國の獨立及領土保全並に清國に於ける列國商工業の機會均等主義を確實にするこ

とを以て、同盟の目的の第二項と爲し、舊協約の如く、韓國の獨立及領土保全に關し記する所なき所以は、日韓の關係的地位に至大の變更ありしとを認めたるが爲めなり。又新協約は、新に東亞及印度の地域に於ける日英兩國の領土權を保持し、該地域に於ける兩國の特殊利益を防護することを目的の第三項となり。同盟の目的の及ぶ地域を極東に限局せず、廣く東亞及び殊に印度を含むに至れること、是れ新協約の舊協約に比し、著るしく歩を進めたるものなり。ケンブリッジ大學國際法教授ウエストレーキー博士は、日英同盟に就き講演をなし、印度の脅かされたる場合に日本の負擔すべき任務は、亞細亞に於ける自己自身の部面に於て、露西亞を攻撃し、以て牽制を爲すにある可しといへり。

倫敦の新聞は殆んど擧つて新同盟協約に賛成の意を表せり、九月廿七日の倫敦タイムスは曰く、今回の協約は全然我國の豫望に副ひ、其基礎とする處は、前協約と同く兩締盟國に共通なる利益を互に確保せんとする、正當且鞏固なる主義に在り。此協約たるや、其性質に於て、保守且つ平和的なり、何れの國をも威嚇せず、又何等正當なる感情を害するものに非ず、全く平和の擁護を以て、其本領とするものたるは

明白なり。特に其規定する所の重大なるや、固より疑を容れずと雖も、我が多年因襲の政策に依らずして、執りたる措置中、最も智慮あり、且政治家の本分に適する者なりと云ふべしと云ひ、又其結論に於て、日本との同盟は、我國が自國の權利を擁護せんが爲め、自ら備ふる所あるの必要に對し、毫も減殺するものに非ず、我帝國の負擔を幾分にて、我肩上より他の肩に移さんとするが如きは、我國の體面を損じ、且つ危機を胚胎するものなり。此の如きは日英同盟の目的に非ず、又た如何なる同盟を以てしても、成就し得べき事に非ず、唯だ今回の協約が、日英兩國をして、今後多年の間、拔劍の必要ならしむべきは、予輩信じて疑はざる所なり。而して劍を磨き機に應じて起つ、の準備を懈らざるは、予輩が自國に對し、且つ相互に對して、懈怠すべからざる義務なりと云へり。スタンダード、デイリー、テレグラフ及びモーニングポスト等諸新聞の説く所もタイムスの論調と大同小異なり、而してデイリー、テレグラフは其論説を結ぶに左の一辭を以てせり、曰く、強國たる同盟に對する、我判明なる義務は、自ら強國たるに在りと。デイリー、メール新聞は協約の締結を領し、國民は全然之を賛成し、熱誠を以て、歡迎すべしと説けり。

然るにノウエ、ウレミヤの如きは日英同盟に關し評論して曰く日本の清國に於る商業上の利益の發達は、將來英國の是等の利益と相反すべきが故に、同盟は亞細亞に於ける相互の利益合致せるの基くものと云ふ事を得ず。單に露國に對する危惧に出でたるものなり、従つて若し中央及東部亞細亞に於ける露國の活動なき時は、日英同盟は茲に全く其の根底を失ふに至らん。願ふに日英兩國の露國に對する危惧を避けて、益其心を安んぜしむるに、従ひ同盟は益薄弱となるべし。之れを以て見れば、此際露國に採りて獨逸と結ぶは、其の利あるを見ず、露獨の關係を一層密接ならしむるは、偶々以て日英同盟の鞏固を加ふるの方便たるに過ぎるべしと云ひ、又或は激烈なる言辭を以て、新協約を譏諷し、新同盟は政治上の均勢を破壊し、亞細亞の半部を奴隸とすべき目的を以て成れりと云ひ、又路透電報の報ずる所に由れば、聖彼得堡にては、日英新條約第四條に對して驚惶の念を挟み、本條款は最も廣義の解釋を許す者と意料せりと云へり。予輩は露人より斯の如き非難の説を聞き、頗る奇異の感なき能はず、試に最近十年間の極東歴史に付て、之れを見よ、一に自家の便宜を目的として、條約文を廣義に解釋し、高手の政策を行ふて、横暴を事と

し、其勢力圏内の土地民人を奴隸の如く遇せんと爲せるものは、果して孰れの國なる乎、極東に於ける均勢を破り、中部亞細亞の現状を危迫するものは、果して孰れの國なる乎、露國人にして、若し其自國の亞細亞政策に就て、顧みる所あらば、露國諸新聞の日英同盟を非難するの言は、悉く移して之を自國の既に犯せる所の罪科を非難するに用ゐべきを知らん。然れば露國新聞の日英同盟に對し、激昂し忿恚し及驚惶するは、即ち自國の横暴なる政策を制限せられたる鬱憤に外ならずと解するものあらんも、焉ぞ之を冤罪なりと謂ふを得んや。獨逸の態度に關しても、其新聞紙中の一部は、新協約を喜ばざるもの、如く、之を稱して、攻勢的又は危迫的なりとし、獨露佛の三國同盟を締結して、日英同盟に當るべきを主張せりと言ふ。予輩は新協約の條文中、明に清國の領土保全及列國の商工業に對する機會均等を確實にし、以て清國に於ける列國の共通利益を維持せんことを約束せるに考ふれば、獨逸の清國に於ける權利の、些も此協約の爲めに、危迫せらるることなきを想はずんば、あらず、若し斯の如き公平なる目的を標榜して、極東の現状を維持せんとするものを指して、攻勢的又は危迫的なりと謂はば、或は其自ら公平の目的を好まざるを

自白するものと認めらるゝも、恐らくは分疏の道なかるべきなり、予輩は、伯林電報に由り、獨逸の政府部内に於ては、協約の公表前既に兩締盟國より通知を受けたるを以て、新同盟の發表を見て、毫も驚くことなかりしと言ふを聞き、寧ろ獨逸政府の沈着なるを稱し、一部新聞紙の同盟反抗の氣焰を吐くは、素より政府の意思に協はず、又輿論の全體を代表するものに非ざるを信ぜんと欲す。獨逸新聞の論調の頗る激昂せるが如きに對し、佛國新聞の甚だ穩和平靜なるは一奇觀と爲さざるを得ず。即ち路透社の報ずる處に由れば、曰く佛國新聞界は、日英新同盟協約に對し、贊成の意を以て之を迎へ、此れ一も英露間の惡感情を惹起すべき理由あるを見ずと言ひ、而して佛國に取ては、其極めて好干繋に在る一大國と、日本との同盟は、佛領印度支那をして益安全ならしむるものと思料せりと。蓋し昨春波羅的艦隊の、尙ほ印度洋上に出沒するに際し、佛國新聞界の一部に於て、頻に日本の印度支那に對し、野心あるを説き、大に佛人の驚惶を惹起したるを回顧せば、今や却て佛國の我に對する態度の殆んど一變せんとするものあるを認めずんばあらず。而して佛國の亞細亞に於ける、利害の干繋、寧ろ露國に劣らずして、遂に獨逸に優越するあるを思へ

ば、其日英同盟に對する公平穩當なる態度の價值一層大なるを知るべきなり。之を要するに、日英協約の目的の自衛的平和的にして、毫も他列國の既得權を危迫し、又些も商工業上、其均等の機會を妨害せんとするものに非ざるは、世界公論の認むる所、之を見て攻勢的なり危迫的なりと謂ふが如きは、誤解に出づるに非ずんば、個々自國の非望野心を表白するのみ。(三八年十月二日東京日々新聞參照)

## 第二節 米國大統領の講和勸告

### 講和談判及其結果

講和條約に就ては、予輩最も多くの紀事資料を有す、予輩亦多少の所見なきにあらざ、然れとも本史の目的は、主として戰鬪の紀述を主とするものなるが故に、性質上之を論述するの要なく、其結果の一面を知了すれば足れり。日本が歐洲列強を驚破するに足るべき寛容を以て、平和を克復したる其顛末は、我外務省の公示せる、議事録及附屬書に明かにして、其經過の概要は、同じく外務省の公示したる所に盡せり。所謂其經過大要なるものに言へるあり、曰く、海陸共に連戰連捷の功を奏し、殊に奉天日本海の二大戦を以て、勝敗の局既に決し、帝國は最も優勝なる地位に立て

り。時に米國大統領の日露兩國に對して、講和を勸告せらるゝあり、帝國政府も深く國家の利害と、人道とに顧み、可成速かに平和を恢復するを可とし、露國亦大統領の勸告に應じたるを以て、茲に兩國政府は、各其全權委員を派し、ポーツマウスに於て講和談判を開くことゝなれり。仍て帝國政府は、帝國が已むを得ずして交戦を爲すに至りたる所以の目的と、交戦の結果より生じたる事項とを考覈して、大要左の如き講和條件を校定し、即ち第一、露國は日本か韓國に於て、政治上軍事上、及經濟上卓絶なる利益を有するを承認し、且つ日本か韓國に於ける、必要と認むる、指導保護及監理の措置を取るに方り、之を阻礙又は干渉せざることを約すること。(第二、露國は一定の期限内に於て、全然滿洲より撤兵し、且同地方に於て、清國の主權を害し、又は機會均等の主義と相容れざる、何等領土上の利益、又は專屬的讓與等を拋棄すべきこと。(第三、日本は改革及善政の保障の下に、遼東租借地以外の滿洲南部を清國に還附すること。(第四、日露兩國は清國か滿洲の商工業を發達せむか爲め、執るべき一般の措置を妨礙せざるべきこと。(第五、薩哈連島を、日本に割讓すべきこと。第六、旅大租借地及之に附屬する一切の權利を日本に讓渡すべきこと。第

七、哈留賓以南の東清鐵道、及之に附屬する一切の權利を日本に讓渡すべきこと。(第八、滿洲橫貫鐵道は、露國に於て之を保持するを許すも、將來は單に商工業の目的に限り、之を使用すべきこと。(第九、露國は戦争の實費を日本に支拂ふべきこと。(第十、中立港に於ける、抑留軍艦を日本に引渡すべきこと。(第十一、露國は、其極東海軍力の制限を約すべきこと。(第十二、沿海州に於ける、漁業權を日本臣民に許與すべきこと等にして、八月十日帝國全權委員より、之を露國全權委員に交附せり。右に對し、露國全權委員は、翌々十二日を以て、回答を爲したるが、其内に於て、日本の提出條件に全然同意を表したるは、單に第四及第八のみにして、第五、第九、第十及第十一に關しては、絶對に不同意を表し、其他條項に對しては、大體に於て同意なりと云ふも、皆多少の條件を附せざるはなし。例せば、露國は韓國に於ける、我卓絶なる利益と自由行動權を認むるも、同時に露國及露國臣民は、韓國に於て絶對的に、他の諸國及諸國臣民と均等の權利を享受すること、並に我自由行動權の行使に關しては、韓國の主權を侵害せざることを條件と爲したるが如き、或は旅大租借地、及東清鐵道の讓與に付ては、豫め清國の承諾を條件として、殊に東清鐵道に關しては、當時日本

軍の占領中に屬する部分のみに限り、而も清國をして、之を買収せしむるを提議したるが如きこれなり。是に於て帝國全權委員は、露國全權委員と數回の會商を重ね、反覆討議の末、戰爭の目的に關する條件に付ては、大體に於て我提案の通り、満足なる協定を得たるも、戰爭の結果より生ずる條件中、薩哈連島割讓、軍費償還、抑留軍艦引渡及海軍力制限の四條項に付ては、露國全權委員は其先例なきこと、或は露國の威嚴に關することを理由とし、絶對に我要求を拒絶せるを以て、帝國全權委員は抑留軍艦引渡、及び海軍力制限の二條件を撤回し、其結果兩國全權委員に於て、一の妥協案を協議し、即ち日本は薩哈連島の北部を還附し、露國は之に對する報酬として一定の金額を支拂ふことの案を具し、兩國政府の訓令を請へり。然れども露國政府は、右の妥協案に應せず。結局薩哈連島の南部は、日本に割讓すると諾するも、軍費又は報酬金は、全然之れが支拂を拒絶し、尙其前に於て、兩國全權委員は、正式會議のみならず、數回の秘密會議を開き、反覆擬議を盡したるも、妥協に歸するを得ず。此上最早平和の交渉を繼續するの餘地なきに至れり。然るに叙上の如く、戰爭の目的に基く條件は、既に我希望の通り、協定せられたるに拘はらず、單に戰爭

の結果より生ずる條件の數者に付き、我希望を達せざるが爲め、談判を破裂に歸し、再び戰爭を繼續するが如きは、決して帝國の真正なる利益に非ず。將又人道平和を重する所以に非ず、故に帝國政府は、斷然軍費又は報酬金の要求を拋棄し、以て極東の平和を永遠に回復することに決し、九月五日講和條約の調印を見るに至れり。

(附錄第一號參照其條文に曰く)

第一條 日本國皇帝陛下と、全露西亞國皇帝陛下との間、及兩國並に兩國臣民の間に、將來平和及親睦あるべし。

第二條 露西亞帝國政府は、日本國が韓國に於て政事上、軍事上及經濟上の卓絶なる利益を有することを承認し、日本帝國政府が韓國に於て、必要と認むる指導、保護及監理の措置を執るに方り、之を阻礙し又は之に干渉せざることを約す。

韓國に於ける、露西亞國臣民は、他の外國の臣民又は人民と、全然同様に待遇せらるべく、之を換言すれば最惠國の臣民、又は人民と同一の地位に置かるべきものと知るべし。

兩締約國は一切誤解の原因を避けむが爲、露韓間の國境に於て、露西亞國又は韓



國の領土の安全を侵迫することあるべき、何等の軍事上措置を執らざることに同意す。

第三條 日本國及露西亞國は互に左の事を約す。

一、本條約に附屬する追加約款第一の規定に従ひ、遼東半島租借權が其の効力を及ぼす地域以外の滿洲より、全然且同時に撤兵すること。

二、前記地域を除くの外、現に日本國又は露西亞國の軍隊に於て、占領し又は其監理の下に在る、滿洲全部を擧て、全然清國專屬の行政に還附すること。

露西亞帝國政府は、清國の主權を侵害し、又は機會均等主義と相容れざる、何等の領土上利益、又は優先的若くは專屬的讓與を滿洲に於て有せざることを聲明す。

第四條 日本國及び露西亞國は、清國が滿洲の商工業を發達せしめむが爲め、列國に共通する、一般の措置を執るに方り、之を阻礙せざることを互に約す。

第五條 露西亞帝國政府は、清國政府の承諾を以て、旅順口、大連並に其の附近の領土及領水の租借權、及該租借權に關聯し、又は其の一部を組成する一切の權利、特權及讓與を日本帝國政府に移轉讓渡す。露西亞帝國政府は、又前記租借權が其

の効力を及ぼす地域に於ける、一切の公共營造物及財産を、日本政府に移轉讓渡す。

兩締約國は前記規定に係る清國政府の承諾を得べきことを互に約す。

日本帝國政府に於ては、前記地域に於ける露西亞國臣民の財産權が、完全に尊重せらるべきことを約す。

第六條 露西亞帝國政府は、長春、寬城子、旅順口間の鐵道、及其一切の支線並に同地方に於て、之に附屬する一切の權利、特權及財産、及同地方に於て、該鐵道に屬し、又は其の利益の爲に經營せらるる一切の炭坑を補償を受くることなく、且清國政府の承諾を以て、日本帝國政府に移轉讓渡すべきことを約す。

兩締約國は、前記規定に係る、清國政府の承諾を得べきことを互に約す。

第七條 日本國及露西亞國は、滿洲に於ける各自の鐵道を、全く商工業の目的に限り經營し、決して軍略の目的を以て、之を經營せざることを約す。

該制限は、遼東半島租借權が、其の効力を及ぼす地域に於ける、鐵道に適用せざるものと知るべし。

第八條 日本帝國政府及露西亞帝國政府は、交通及運輸を増進し、且之を便易ならしむるの目的を以て、滿洲に於ける其の接續鐵道業務を規定せむが爲、成るべく速かに別約を締結すべし。

第九條 露西亞帝國政府は、薩哈噠島南部、及其の附近に於ける、一切の島嶼並に該地方に於ける一切の公共造營物及財産を、完全なる主權と共に、永遠日本帝國政府に讓與す。其の讓與地域の北方境界は、北緯五十度と定む、該地域の正確なる經界線は、本條約に附屬する追加約款第二の規定に従ひ之を決定すべし。

日本國及露西亞國は、薩哈噠島又は其の附近の島嶼に於ける、各自の領地内に保壘其の他之に類する軍事上工作物を築造せざることに互に同意す、又兩國は各宗谷海峽及韃靼海峽の自由航海を妨礙することあるべき、何等の軍事上措置を執らざることを約す。

第十條 日本國に讓與せられたる、地域の住民たる、露西亞國民に付ては、其の不動産を賣却して、本國に退去するの自由を留保す、但し該露西亞國臣民に於て、讓與地域に在留せむと欲するときは、日本國の法律及管轄權に服従することを條件

として、完全に其の職業に従事し、且財産權を行使するに於て、支持保護せらるべし。日本國は政事上、又は行政上の權能を失ひたる住民に對し、前記地域に於ける居住權を撤回し、又は之を該地域より放逐すべき、充分の自由を有す。但し日本國は前記住民の財産權が、完全に尊重せらるべきことを約す。

第十一條 露西亞國は、日本海、オコーツク海、及ベーリング海に瀕する露西亞國領地の沿岸に於ける、漁業權を日本國臣民に許與せむが爲、日本國と協定をなすべきことを約す。

前項の約束は、前記方面に於て既に露西亞國、又は外國の臣民に屬する所の權利に影響を及ぼさざることに雙方同意す。

第十二條 日露通商航海條約は、戰爭の爲、廢止せられたるを以て日本帝國政府及露西亞帝國政府は、現下の戰爭以前に効力を有したる條約を基礎として、新に通商航海條約を締結するに至るまでの間、兩國通商關係の基礎として、相互に最惠國の地位に於ける待遇を與ふるの方法を採用すべきことを約す。而して輸入税及輸出税、關手續、通過税及噸税並に一方の代辨者、臣民及船舶に對する、他の

一方の領土に於ける入國の許可、及待遇は何れも前記の方法に依る。

第十三條 本條約實施の後、成るべく速かに一切の俘虜は、互に之を還附すべし。日本帝國政府、及露西亞帝國政府は各俘虜を引受くべき、一名の特別委員を任命すべし。一方の政府の收容に係る、一切の俘虜は、他の一方の政府の特別委員又は正當に其の委任を受けたる代表者に引渡し、同委員又は其の代表者に於て、之を受領すべく、而して其の引渡及受領は、其引渡國より豫め受領國の特別委員に通知すべき、便宜の人員、及引渡國に於ける便宜の出入地に於て之を行ふべし。日本國政府、及露西亞國政府は、俘虜引渡完了の後、成るべく速かに俘虜の捕獲又は投降の日より、死亡又は引渡の時に至る迄、之が保護給養の爲に、各負擔したる直接費用の計算書を互に提出すべし。同計算書交換の後、露西亞國は成るべく速かに、日本國が前記の用途に支出したる、實際の金額と、露西亞國が同様に支出したる實際の金額との差額を、日本國に拂戻すべきことを約す。

第十四條 本條約は日本國皇帝陛下、及全露西亞國皇帝陛下に於て、批准せらるべし。該批准は成るべく速かに、且如何なる場合に於ても、本條約調印の日より、五十

日以内に、東京駐劄佛蘭西國公使、及聖彼得堡駐劄亞米利加合衆國大使を経て、日本帝國政府、及露西亞帝國政府に各之を通告すべし。而して其の終りの通告の日より、本條約は全部を通じて、完全の効力を生ずべし。正式の批准交換は成るべく速かに華盛頓に於て之を行ふべし。

第十五條 本條約は英吉利文、佛蘭西文を以て各二通を作り、之に調印すべし。其の各本文は、全然符合すと雖も、其の解釋に差異ある場合には、佛蘭西文に據るべし。

講和條約第三條、及第九條の規定に従ひ、兩國全權委員は左の追加約款を締結せり。

第一 第三條に付、

日本帝國政府、及露西亞帝國政府は、同時に且講和條約の實施後、直に滿洲の地域より、各其軍隊の撤退を開始すべきことを互に約す。而して講和條約實施の日より、十八箇月の期間内に、兩國の軍隊は、遼東半島租借地以外の滿洲より、全然撤退すべし。

前面陣地を占領する兩國軍隊は、最先に撤退すべし。

兩締約國は滿洲に於ける、各自の鐵道線路を保護せむが爲、守備兵を置くの權利を留保す。該守備兵の數は、一キロメートル毎に十五名を超過することを得ず、而して日本國及び露西亞國軍司令官は、前記最大數以内に於て、實際の必要に顧み之に使用せらるべき守備兵の數を雙方の合意を以て、成るべく少數に限定すべし。

滿洲に於ける、日本國及び露西亞國軍司令官は、前記の原則に従ひ、撤兵の細目を協定し、成るべく速かに且如何なる場合に於ても、十八箇月を超へざる期間内に撤兵を實行せむが爲、雙方の合意を以て必要なる措置を執るべし。

第二 第九條に付

兩締約國に於て、各任命すべき同數の人員より成る、境界劃定委員は、本條約實施後成るべく、速かに薩哈噠島に於ける、日本國及露西亞國領地間の正確なる境界を、永久の方法を以て實地に就き劃定すべし。該委員は地形の許す限り、北緯五十度を以て境界線となすことを要す、若し何れかの地點に於て、同緯度より偏倚するの必要を認むるときは、他の地點に於ける對當の偏倚に依りて、之を填補す

べし、該委員は讓與中に包含せらるゝ附近島嶼の表、及明細書を調製するの任に當り、且讓與地域の境界を示す地圖を調製し、之に署名すべし。該委員の事業は兩締約國の承認を経ることを要す。

前記追加約款は、其の附屬する講和條約の批准と共に、批准せられたるものと看做さるべし。

講和條約已に調印を了せり是に於て日露兩全權委員は各本國政府より相當の委任を受け、講和條約の實施に至る迄を有効期限として、兩交戰國間に左の休戰條款を協定せり。

第一條 滿洲並に豆滿江方面に於ける兩國軍隊の間に、一定の距離區劃地域を定むべし。

第二條 兩交戰國の一方の海軍は、他の一方の領土若くは占領地を砲撃するとを得ず。

第三條 海上の捕獲は、休戰のために停止せらるゝ事なし。

第四條 休戰期限中、増援兵を戰地に派遣する事を得ず、其派遣の途にある者は日

本國にありては、之を奉天以北に、露西亞國にありては、之をハルビン以南に送る事を得ず。

第五條 兩國陸海軍司令官は、前數條の規定に従ひ、雙方合意の上、休戦の條件を決定すべし。

第六條 兩國政府は、本議定書を実施せんが爲め、講和條約調印後直に其司令官に命令を發すべし。

而して又海軍休戦の協定に就ては、各艦隊總指揮官より代表者として相當の委任を受け、島村海軍少將及びエッセン海軍少將は、左の如く協約せり。

交戦國の海岸に沿ひ、左の如く海上を區劃す、即ち界線は、ロヂヲノツフ角より起り、南東に三十海里を走り、北緯四十二度、東經百三十六度の地點、北緯四十六度、東經百四十度の地點、北緯四十八度、東經百四十一度の地點、北緯五十度、東經百四十一度、東經百四十一度の地點、北緯五十一度、四十八分、東經百四十一度、二十三分の地點を連接するものにして、之れより北緯五十三度、二十七分、東經百四十一度、二十七分半の地點に至る間宮海峽の最狹部は、中立地帯とし、界線は再び北緯五十三度二

十七分、東經百四十一度、二十七分半の地點に起り、北緯五十六度、東經百四十二度の地點、北緯五十六度、東經百四十八度の地點を経て、占守海峽の中央地點を過ぎ、北緯六十度、五十分の距等圈に合す。

間宮海峽の最狹部は中立地帯とす。

兩交戦國の海軍は、互に前記の界線を越ゆるを許さず。

此決議は署名の當日より實施し、休戦期間其効力を有するものとす。

又右協定以外に於て、堪察加半島の住民糧食窮乏し、今後二週間の後は海上の交通杜絶し、餓死すべきを以て之を救済するため、人道に基き、至急糧食及び日用品を搭載する運送船一隻を浦鹽よりペトロパウブスク港に送るを許されしとのエッセン少將の切願に對し、時日切迫の爲め、島村海軍少將は特に通行免狀を與へて之を承諾せり。(陸軍に就ては、陸軍第六頁参照)

尋て十月十六日を以て、日本天皇は講和條約を批准し、詔して曰く。

「朕東洋の治平を維持し、帝國の安全を保障するを以て、國交の要義と爲し、夙夜懈らす、以て皇猷を光顯する所以を念ふ、不幸客歲露國と釁端を啓くに至る亦寔に國家

自衛の必要已むを得ざるに出たり開戦以來朕が陸海の將士は内籌畫防備に勤め外進攻出戦に勞し萬艱を冒して殊功を奏す在廷の有司帝國議會と亦善く其の職を盡して以て朕が事を獎め軍國の經營内外の施設其の緩急を愆らす億兆克く儉に克く勤め以て國費の負荷に任し以て費用の供給を豊にし舉國一致大業を贊襄して帝國の威武と光榮とを四表に發揚したり是固より我が皇祖皇宗の威靈に頼ると雖抑亦文武臣僚の職務に忠に億兆庶民の奉公に勇なるの致す所ならずはあらず交戦二十閱月帝國の地歩既に固く帝國の國利既に伸ぶ朕の恒に平和の治に汲々たる豈徒に武を窮め生民をして永く鋒鏑に困ましむるを欲せむや嚮に亞米利加合衆國大統領の人道を尊び平和を重するに出て、日露兩國政府に勸告するに講和の事を以てするや朕は深く其の好意を諒とし大統領の忠言を容れ乃ち全權委員を命じて其の事に當らしむ爾來彼我全權の間數次會商を累ね我の提議する所にして始より交戦の目的たるものと東洋の治平に必要なるものは露國其の要求に應じて以て和好を欲するの誠を明にしたり朕全權委員の協定する所の條件を覽るに皆善く朕が旨に副ふ乃ち之を嘉納批准せり朕は茲に平和

と光榮とを併せ獲て上は以て祖宗の靈鑒に對へ下は以て丕績を後昆に貽す得るを喜び汝有衆と其の譽を偕にし永く列國と治平の慶に頼らむことを思ふ今や露國亦既に舊盟を尋て帝國の友邦たり即ち善鄰の誼を復して更に益々敦厚を加ふることを期せざるへからず

惟ふに世運の進歩は頃刻息まず國家内外の庶政は一日の懈なからむことを要す偃武の下益々兵備を修め戰勝の餘愈々治教を張り然して後ち始めて能く國家の光榮を無疆に保ち國家の進運を永遠に扶持すへし勝に狂れて自ら裁抑するを知らず驕怠の念從て生するか若きは深く之を戒めざるへからず汝有衆其れ善く朕か意を體し益々其の事を勤め益々其の業を勵み以て國家富強の基を固くせむことを期せよ」と。

又露帝の詔勅に曰く、

『上帝は我國の盛名ある軍隊が壯烈雄大なる敵軍と頑強に對陣し壯勇の典型を示せること一再ならざる今回の慘戦に於て我祖國に激甚なる艱苦及否運の打撃を降し給ひしが此痛ましき戰役今や終了を告げ我帝國の東部は爾今我國の友邦た

る日本帝國と平和善隣の道を保ち以て益發達を致さんとす今茲に平和の克復を宣示するに臨み朕は國民の選良と共に國家隆昌の爲に成就を期する所の鴻業に對して上帝の冥護を與へ給はんことを祈願し朕が臣民も亦朕と共に俱に之を祈願すべきを疑はざるなり」と

此の如くにして平和は克復せり。日本の目的の尊重すべきものなるとは、一切の文明國民の認むる所なり。其起て劍を手にしたる目的は正當にして、其目的は正に達せられ、其自ら期したる所以のもの、已に達せられ、眞に能く不滅の勝利を獲たるものなり。能く其の容易ならざる業を遂了せり。優劣なる敵の海軍を撃破し、海上の斷面に、其通航の自由を保持したり。人間才藝の極致に成れる、大要塞を抜くに足るべき精銳を派遣したり。露の精銳と戦ひ、之を粉砕するに堪えたる、其兵勇を集中し、之が妙用を極めたり。其給養指揮保持の諸點皆具はりたり。露軍を内地方面に撃退しつゝありたり。露國は日本軍が到底勝つ能はざるか如き軍隊を滿洲に發遣すると能はざるものなるを世界に啓證したり。殆んど氣力持續の競争たる、戦争に於て強大なる敵に對し、全然其勝利を制し得たり。外敵に對し

動かすべからざる國民の一致を表示したり。能く其戦闘地域を局限したり。歐洲強霸の極東に加ふる壓力より生ずる禍因を軽減すべき、日本の活動に關し、從來の危惧を排除したり。其勇猛果敢と謙抑遜讓の調和を以て、世界の同情を失はず勝利の華に伴ふべき、永久的平和を結實したり。是れ其爲さんと欲したる洪業にして、而かも能く其完遂したる所なり。勝者の偉蹟を稱するもの、往々敗者の碩勞を忘失するとあり、勝者の偉蹟を認むべきは勿論なりと雖とも、敗者亦其稱するに堪えたる雄點あり。其海軍は勇氣以外に認むべきものなしと雖も、其諸軍は敗れたりと雖ども、戦の爲めに未だ其名を損傷せざるなり。輸送力の大なる差隔を以て、其勝者たらんとしたるは、抑難事たりしなり。海上の危険、絶對に排除し得たる日本の位置は、明かに優良なるを得たり。然れども露軍の將校を外にし、日本の如き無比の強敵を敵とし、十八箇月に亘りて其連續せる敗戦に耐え、其半ばを失ふに及ぶも、尙ほ最後に至るまで其集結力を失はざるもの、決して得易からざるなり。其當さに爲さざるべからざる所は、餘す所なく之を爲せり、其失敗は必竟政府の腐敗に在り、此慘憺たりし敗戦史は、其自由の光明を孕み、大戦苦難のエーテルを通し

て何物も抵抗する能はざる大勢を馴致し來るべきなり。(ロンドン、タイムス軍事評論摘要)

或は曰く日本の其の赫々たる武勇と、其聲絶なる智謀とに加ふるに、其謹嚴にして、文明の規矩を堅持せる等は、其興起せる所以を明にするものなり。由て以て、東洋は世界の局面に其發言權を獲取するを得たり。其和を講ずるに方り、其非凡の寛容は、實に世界を驚倒したり。其俠義を二十世紀に行ひ、以て戦争の慘烈に終局を與へたりと。(デーリー、テレグラフ所説摘要)

### 第三節 日韓新協約及滿洲に關する日清條約の訂結

日英同盟新協約及日露講和條約に依り、日本の卓越權は韓國に確立せり。伊藤侯爵韓國に出使して、之が協約を訂結す。其條文に曰く、

日本國政府及韓國政府は、兩帝國を結合する利害共通の主義を鞏固ならしめむとを欲し、韓國富強の實を認むる時に至る迄、此目的を以て、左の條款を約定せり。

第一條 日本國政府は、在東京外務省に由り、今後韓國の外國に對する關係及び事

#### 統監府官制の主要條項

第一條 韓國京城に統監府を置く

第二條 統監府に統監を置く

統監は親任とす

統監は天皇に直隸し外交に關しては外務大臣に由り内閣總理大臣を經其の他の事務に關して内閣總理大臣を經て上奏を爲し及制可を受く

第三條 統監は韓國に於て帝國政府を代表し帝國駐劄外國代表者を經由するものを除くの外韓國に於ける外國領事館及外國人に關する事務を統轄し併せて韓國の施政事務にして外國人に關係あるものを監督す

統監は條約に基き韓國に於て帝國官憲及公署の施行すべき諸般の政務を監督し其の他從來帝國官憲に屬したる一切の監督事務を施行す

第四條 統監は韓國の安寧秩序を保持する爲必要と認むるときは韓國守備軍の司令官に對し兵力の使用を命ずることを

第五條 韓國の施政事務にして條約に基き義務の履行の爲必要なるものは統監に於て韓國政府に移牒して其の執行を求むべし但し急務を要する場合に於ては直に韓國當該地方官憲に移牒し之を執行せしめ後之を韓國政府に通報すべし

第六條 統監は帝國官吏其の他の者にして韓國政府の僱聘に

務を監理指揮すべく、日本國の外交代表者、及び領事は外國に於ける韓國の臣民及び利益を保護すべし。

第二條 日本國政府は、韓國と他國との間に現存する條約の實行を全ふするの任に當り、韓國政府は、今後日本國政府の仲介に由らずして、國際的性質を有する、何等の條約若は約束をなさざることを約す。

第三條 日本國政府は、其の代表者として韓國皇帝陛下の闕下に一名の統監(レンデント、ゼネラル)を置く。統監は専ら外交に關する事項を管理する爲め京城に駐在し、親しく韓國皇帝陛下、



に内謁するの權利を有す。日本國政

係るものを監督す

府は、又韓國の各開港場及び其の他日本國政府の必要と認むる地に、理事官(レジデント)を置くの權利を有す。理事官は統監の指揮の下に、從來在韓國日本領事に屬したる、一切の職權を執行し、並に本協約の條款を完全に實行する爲め、必要とすべき一切の事務を掌理すべし。

第四條 日本國と韓國との間に、現存する條約、及約束は、本協約の條款に抵觸せざる、總て効力を繼續するものとす。

第五條 日本國政府は、韓國皇室の安寧と、尊嚴を維持することを保證す。

此の新協約成るや、日本天皇は伊藤侯爵を以て之れか統監に任じたり。

已にして小村外務大臣全權委員として、清國に出使し、日露兩國講和條約より生ずる、共同關係の事項を協定せり。曰く

第一條 清國政府は露國か日露講和條約第五條及第六條により、日本國に對して爲したる一切の讓渡を承諾す。

第二條 日本國政府は、清露兩國間に締結せられたる、租借地並鐵道敷設に關する

原條約に照し、努めて遵行すべきことを承諾す。將來何等案件の生したる場合には、臨時清國政府と協議の上之を定むべし。

第三條 本條約は調印の日より効力を生すべく、且大日本國皇帝陛下及大清國皇帝陛下に於て之を批准せらるへし、該批准書は本條約調印の日より、二箇月以内に成るべく北京に於て之を交換すべし。

又其滿洲に關する事項を協定して曰く、

第一條 清國政府は日露軍隊撤退の後成るべく、速に外國人の居住及貿易の爲め自ら進みて滿洲に於ける左の都市を開くことを約す。

盛京省 鳳凰城 遼陽 新民屯 鐵嶺 通江子 法庫門

吉林省 長春(寬城子) 吉林 哈爾濱 寧古塔 琿春 三姓

黑龍江省 齊齊哈爾 海拉爾 愛輝 滿洲里

第二條 清國政府は滿洲に於ける日露兩國軍隊並に鐵道守備兵の成るべく、速に撤退せられむことを切望する旨を言明したるに因り、日本國政府は、清國政府の希望に應せむことを欲し、若し露國に於て、其の鐵道守備兵の撤退を承諾するか、

或は清露兩國間に別に適當の方法を協定したる時は、日本國政府も同様に照辦すべきことを承諾す。若し滿洲地方平靖に歸し、外國人の生命財産を清國自ら完全に保護し得るに至りたる時は、日本國も亦露國と同時に鐵道守備兵を撤退すべし。

第三條 日本國政府は滿洲に於て撤兵を了したる地方は、直ちに之を清國政府に通知すべく、清國政府は日露講和條約追加約款に規定せる撤兵期限内と雖、既に上記の如く撤兵完了の通知を得たる各地方には、自ら其の安寧秩序を維持する爲め、必要の軍隊を派遣することを得るものとす。日本國軍隊の未だ撤退せざる地方に於て、若し土匪の村落を擾害することある時は、清國地方官も亦相當の軍隊を派遣し、之を勦捕することを得。但し日本國軍隊駐屯地界より、二十清里以内に進入することを得ざるものとす。

第四條 日本國政府は軍事上の必要により、滿洲に於て占領、又は收用せる清國公私財産は、撤兵の際悉く清國官民に還附し、又不用に歸するものは、撤兵前と雖之を還附することを承諾す。

第五條 清國政府は滿洲に於ける日本軍戦死者の墳墓、及忠魂碑所在地を完全に保護する爲め、總て必要の處置を執るべきことを約す。

第六條 清國政府は安東縣奉天間に敷設せる軍用鐵道を、日本國政府に於て各國商工業の貨物運搬用に改め、引續き經營することを承諾す。該鐵道は改良工事完成の日より起算し、但し軍隊送還の爲め遅延すべき期間十二箇月を除き、二箇年を以て改良工事完成の期間とす。十五箇年を以て期限と爲し、即光緒四十九年に至りて止む、右期限に至らば雙方に於て他國の評價人一名を選び、該鐵道の各物件を評價せしめて、清國に賣渡すべし、其の賣渡前に在りて、清國政府の軍隊並兵器糧食を輸送する場合には、東清鐵道條約に準據して取扱ふべく、又該鐵道改良の方法に至ては、日本國の經營擔當者に於て清國より特派する委員と、切實に商議すべきものとす。該鐵道に關する事務は、東清鐵道條約に準し、清國政府より委員を派し、査察經理せしむべく、又該鐵道に由り、清國公私貨物を運搬する運賃に關しては、別に詳細なる規程を設くべきものとす。

第七條 日清兩國政府は交通及運輸を増進し、且之を便易ならしむるの目的を以

て南滿洲鐵道と清國各鐵道との接續業務を規定せむか爲め成るべく速に別約を締結すへし。

第八條 清國政府は南滿洲鐵道に要する諸般の材料に對し、各種の税金及盤金を免すへきことを承諾す。

第九條 盛京省に於て既に通商場を開設したる營口、及通商場となすべく約定しあるも未だ開かれざる安東縣、並奉天府各地方に於て、日本居留地を劃定する方は、日清兩國官吏に於て別に協議決定すへし。

第十條 清國政府は日清合同材木會社を設立し、鴨綠江右岸地方に於て、森林截伐に従事すること、其の地區の廣狹年限の長短、及會社設立の方法、並合同經營に關する一切の章程は、別に詳細なる約束を取極むへきことを承諾す。日清兩國株主の利權は均等分配を期すへし。

第十一條 滿韓國境貿易に關しては、相互に最惠國の待遇を與ふへきものとす。

第十三條 日清兩國政府は、本日調印したる條約及附屬協約の各條に記載せる、一切の事項に關し、相互に最優の待遇を與ふることを承諾す。

本協約は調印の日より効力を生ずべく

且本日調印の條約批准せられたる時は本協約も亦同時に批准せられたるものと看做すへし。

是の如く日本の當さに爲さるへからざるもの已に修了せり。而して露清談判は今や進行中に在り。

### 第四節

日本聯合全艦隊、

陸軍統帥部及各

幹部の凱旋、大

本營の復員

十月二十二日を以て東郷聯合艦隊司令長官は全艦隊を率ゐて帝都に凱旋し、作戰全局の經過を奏上し、翌二十三日神奈

第三編 第六章 戦争の終局 第四節 日本聯合全艦隊陸軍統帥部及各幹部の凱旋、大本營の復員

#### 東郷大將の訓示

二十四月の征戰已に往事と過ぎ我聯合艦隊は今や其隊務を終了して茲に解散する事となれり然れども我等海軍軍人の責務は決して之が爲に輕減せるものにあらず此役の收果を永遠に全くし尙ほ益々國運の隆昌を扶持せんには時の平戰を問はず先づ外衝に立つべき海軍が常に其武力を海洋に保全し一朝緩急に應ずるの覚悟あるを要す而して武力なるものは艦船兵器等のみにあらずして之を活用する無形の實力にあり百發百中の一砲能く百發一中の敵砲百門に對抗し得るを覺せば我軍人は主として武力を形以上に求めざるべからず近く我海軍の勝利を得たる所以も、至尊の靈徳に由る處多しと雖も抑も亦平素の練磨其因を成し果を戰役に結びたるものにして若し既往を以て將來を推すときは征戰息むと雖も安じて休憩す可らざるものあるを覺ゆ惟ふに武人の一生は連綿不斷の戰爭にして時の平戰に依り其責務に輕重あるの理無し事有ば武力を發揮し事無れば之を修養し終始一貫其本分を盡さんのみ過去一年有半彼の風濤と戦ひ寒暑に抗し屢々頑敵と對して生死の間に出入せし事固より容易の業ならずりしも觀すれば是亦長期の一大演習にして之に參加し幾多啓發するを得たる武人の幸福比するに物無く豈之を征戰の勞苦とするに足んや苟も武人にして治平に偷安せんか兵備の外觀巍然たるも宛も沙上の樓閣の如く暴風一過忽ち崩倒するに至らん洵に戒むべきなり

川灣頭我國空前の大觀艦式を舉行し、天皇親臨して之を閱す。參列の艦船は皆是れ百戰偉勳の艦艦、大は戰艦より小は水雷艇に至り、實に百六十餘隻、潜水艇も亦始めて參加す、加ふるに戰利艦の此艦列に入り、偶來朝の英國ノールツェル提督、其艦隊を率ゐて參觀す、其壯觀實に言語に絶す。尋て聯合艦隊を解き、東郷司令長官は軍令部長に轉す。司令長官の劃切なる訓示を讀み來れば、自ら其用意の精刻深透なるを見るべし。

大山總司令官は、十二月七日を以て閣下に凱旋し、其將に戰地を發せんとするや、亦痛切なる訓諭を部下に發せり。尋て

昔者神功皇后三韓を征服し給ひし以來、韓國は四百餘年間我統理の下にありしも、一たび海軍の廢頓するや、忽ち之を失ひ、又近世に入り、徳川幕府治平に狃れて兵備を懈れば、學國米船數隻の應對に苦み、露艦亦千島樺太を覬覦するも、之に抗爭する能はざるに至り、驟つて之を西史に見るに、二十九世紀の始めに當り、ナイル及びトラファルガー等に勝つたる英國海軍は、祖國を泰山の安きに置きたるのみならず、爾來後進相繼いで能く其の武力を保有し、世運の進歩に後れざりしかば、今に至る迄、永く其國利を擁護し、國權を伸張するを得たり。蓋し此の如き古來東西の股艦は、爲政の然らしむるものありしと雖も、主として武人が治に居て亂を忘れざる、と否とに基ける自然の結果ならざるは無し。我等戰後の軍人は、深く此等の事例に鑑み、既有の練磨に加ふるに、戰役の實験を以てし、更に將來の進歩を圖りて、時勢の發展に後れざるを期せざる可らず。若し夫れ常に聖諭を奉體して、孜孜奮勵し、實力の蓄を持つて、放つべき時節を待たば、庶幾くば、以て永遠に陸國の大任を全うする事を得ん。神明は唯だ平素の鍛錬に力め、戰はずして既に勝てる者に、勝利の榮冠を授けると、同時に一勝に満足して治平に安ずる者より、直に之を視ふ古人曰く、勝て兜の緒を締めよ。

明治三十八年十二月二十一日  
聯合艦隊司令長官 東郷平八郎

黒木第一軍司令官は十二月九日を以て、奥第二軍司令官は明治三十九年一月十二日を以て野津第四軍司令官は、一月十七日を以て、乃木第三軍司令官は一月二十四日を以て、川村嶋綠江軍司令官は一月二十日を以て凱旋し、直に閣下に伏し、各其の軍の戰況を奉告す。(別錄參照百萬の精銳、數千の將士、凜として振旅凱旋の途に上れり。

是より先き十二月廿日大本營の解散せらるゝや、山縣元帥が參謀總長を辭するに方り、大本營及滿洲軍の諸員に演述したる告別の辭の如き、其の意、大勝の爲めに驕怠の心を起さず、本戰役より得たる

第三編 第六章 戰爭の終局 第四節 日本聯合艦隊陸軍統帥部及各幹部の凱旋  
大本營の役員

大山司令官訓示

戰爭の目的を貫徹する爲め重責を負うて吾人の努力したりし日露戰役は、茲に終結を告げ平和は克復せられたり、回顧すれば開戦の始より年を閱すること殆ど二歳、此間我滿洲軍は能く那寒を凌ぎ、陸臺に堪へ、堅を摧き、銳を破り、百戰百勝、終に其任務を達成し得たるのみならず、本職の乏しきを以て致して、敢て大膽なきを得たるは、全く我將卒の忠誠に職由せずんば、あらず。是れ本職の敬慕感謝する所なると同時に、生命を本戰役に預したる將卒に對しては、悲痛哀悼の情を禁ざる能はず。

今や日ならずして我滿洲軍の大部は凱旋の途に就かん、とす此時に當り依然滿洲に於て守備の任に留まる者は、勿論平時の軍務に復し若しくは武裝を解きて郷里に歸る者と雖も、武功に誇らず、陣中の辛苦を忘れず、自重して健康を保ち、常に戰役間に於ける心を以て心とし、戰勝より得たる自己の名譽を保持し、將て模範を後世に貽さるべからず、又本戰役に因り吾人の經驗したる所、尠少にありざるべし、各官宜く其經驗したる事に就て探究研磨し、帝國軍進歩の資料を提供するは、本職の特に希望する所なり。

惟ふに極東に發生すべき事件は、將來益々深く列國の注視する所となるべし、此間に處して本戰役より得たる戰勝の光輝を失墜せず、更に國威を發揚し、國力を増進せんには、勢ひ帝國軍の整備と充實を必要とすべく、此に於てか吾人の任務は一層の重き

幾多の新事例を材料として、益軍事上の  
研駁に努め、將來更に偉大なる發達進歩  
を遂ぐるに在り。大山、東郷兩大將の訓  
示相待て實に老將の眞衷を伺ふに足る  
べし。

を加ふるものと云ふべし然れども尙くも常に前途の精神を以  
て誠實に邁往せば恐くは目的の過半を遂行するに難からざら  
ん將卒宜しく益々奮勵して各其職務に盡瘁すべきことを望む  
右訓示す  
明治三十八年十月廿四日  
滿洲軍總司令官侯爵 大 山 巖

### 第五節 日英兩國に於ける軍備上の影響

#### 其一 日本

同盟より生ずる共同作戦のと、素より秘中の秘たり、予輩局外者の與知すべき所に  
あらず、英國が其陸軍の擴張を計り、こゝ數年の後に、其成果の自ら明白なるものあ  
るべく、日本が戦争の結果、當然擴張せられざるべからざる陸軍の増大、海軍の補修、  
新造等、日を追ふて其歩を進むべし。而して其現下の海軍力に就ては、艦艇類別の  
改正、之を明かにす、山本海相達一八一號即ち左の如し。

#### 艦艇類別標準

#### 軍 艦

類別	等級	計畫排水量
戰艦	一 二 三 等	七千噸以上 三千五百噸未滿 三千五百噸以上
巡洋艦	一 二 三 等	七千噸以上 三千五百噸未滿 三千五百噸以上
海防艦	一 二 三 等	七千噸以上 三千五百噸未滿 三千五百噸以上
砲艦	一 二 三 等	千噸以上 千噸未滿
通報艦、水雷母艦	驅逐艦	
驅逐艦	水雷艇	
水雷艇	一 二 三 四 等	百二十噸以上 百二十噸未滿 七十噸以上 七十噸未滿

海軍諸條例改正

(十二日公布勅令)

●艦船條例中改正 現行條例第三條の艦船種別第一種軍艦第二種軍艦、水雷艇、雜役船舟を軍艦、驅逐艦、水雷艇、潜水艇、巡洋艦、病院船、工作船、雜役船舟八種に分ち現行條例第六條に追加して艦長の権限を擴張す即ち艦長は本邦に於ける島嶼等隔絶したる地方に在るとき急劇の事態あり鎮定の爲兵力を用ふる必要を認むる場合に於ては地方官と合議し便宜事に従ふことを得此場合には事後海軍大臣所屬長官に報告すべしと規定せり其他は軍艦種別を改めたる結果驅逐艦、潜水艇等の文字を加へたるのみ

●鎮守府條例中改正 現行條例第十條中「雜役船舟」を「船舟」と改む

●修理工場條例中改正 現行條例中大湊水雷團關係の各條項を削除す(同水雷團廢止の結果なり)

●要港條例中改正 現行條例第九條に追加して司令官の権限を擴張し水雷艇乗組員の變更を專行するを得ることとせり

●艦隊條例中改正 驅逐隊條例設定の結果として現行條例第二條中「必要に應じ」の下に「驅逐艦驅逐隊」の六字を加ふ

●水雷團條例中改正 大湊水雷團廢止の結果現行條例中より同水雷團の文字を除きたる外大體に於て改正を加へたる點なし

海軍大臣は本表に依り艦艇の類別並等級を定め若しくは變更したり即ち

●戰艦 富士、敷島、朝日、三笠、石見、相模、丹後、周防

●巡洋艦 (一)等 淺間、常磐、八雲、吾妻、磐手、出雲、春日、日進、阿蘇、(二)等 浪花、高千穂、嚴島、松島、橋立、笠置、千歲、津輕、宗谷、(三)等 和泉、千代田、秋津洲、須磨、明石、新高、對馬、音羽

●海防艦 (一)等 鎮遠、壹岐、(二)等 扶桑、沖島、見島、(三)等 金剛、比叡、天龍、葛城、大和、武藏、高雄

●砲艦 (一)等 筑紫、(二)等 磐城、麻耶、鳥海、赤城、宇治、隅田

●通報艦 八重山、龍田、千早

水雷母艦 豐橋

驅逐艦 東雲、叢雲、夕霧、不知火、陽炎、海雲、雷、電、曙、漣、白雲、朝潮、霞、春雨、村雨、朝霧、有明

吹雪、靨、皐月、潮、初霜、神風、彌生、子日、文月、如月、山彦、敷波、卷雲、朝風、夕暮、若葉

水雷艇 (一)等 小鷹、福龍、隼、白鷹、鶴、真鶴、千鳥、雁、蒼鷹、鴿、燕、雲雀、雉、鷲、鶴、鷗、鴻 (二)等 第

廿一號、第廿四號、第廿五號、第廿九號、第三十號、第三十一號、第三十二號、第三十三號、第三十六號、第三十七號、第三十八號、第三十九號、第四十號、第四十一號、第四十三號、第四十四號、第四十五號、第四十六號、第四十七號、第四十九號、第六十號、第六十一號、第六十二號、第六十三號、第六十四號、第六十五號、第六十六號、第六十七號、第六十八號、第六十九號、第七十一號、第七十二號、第七十三號、第七十四號、第七十五號、(三)等 第五號、第六號、第七號、第八號、第九號、第十號、第十一號、第十二號、第十三號、第十四號、第十五號、第十七號、第十八號、第十九號、第二十號、第二十六號、第二十七號、第五十號、第五十二號、第五十四號、第五十五號、第五十六號、第五十七號、第五十八號、第五十九號、(四)等 艦船に搭載せるもの 第二、第三、第四、第五、第六、第七

●潜水艇 第一、第二、第三、第四、第五、第六、第七

而して聯合艦隊の解散に次て左の如く新たに艦隊の編制せられたるを見るAは司令長官旗艦Bは司令官旗艦

第一艦隊

八雲 A 淺間 常磐 磐手 吾妻

出雲 B 音羽 千早 對馬 姉川丸

有明 吹雪 夜 彌生

第二艦隊

壹岐 A 沖島 千代田 和泉△ 新高

須磨 龍田 滿洲丸 村雨 朝汐

朝霧 白雲

南清艦隊

高千穂 B 千歲 宇治 隅田

練習艦隊

橋立 B 嚴島 松島

前記諸艦以外の各艦は何れも所屬鎮守府の豫備艦に編入されたるものと知るべし。而して一方陸軍に於て師團の増加すべきは勿論なるべし。

其二 英國

英國に於ける艦隊編制變更要目は、實に左の如し、

- 一、海峽艦隊を増勢して、戰艦十二隻とす。
- 二、舊海峽艦隊を大西洋艦隊と改稱し、ジブラルターを根據地として、司令長官之を指揮す。

- 三、海峽艦隊に屬すべき第一巡洋艦并に大西洋艦隊に屬すべき第二巡洋艦を隊を新設す。此巡洋艦隊は何れも當分裝甲巡洋艦五隻を以て編制す。

- 四、南大西洋艦隊を廢止す。

- 五、地中海艦隊は、戰艦八隻を以て編制す、又此艦隊に屬すべき第三巡洋艦隊を新設し、裝甲巡洋艦を以て編制す。

- 六、海峽艦隊諸艦の修理は、内國諸艦廠に於て、大西洋艦隊諸艦は、ジブラルター艦廠に於て、地中海艦隊諸艦は、マルタ艦廠に於て之を行ふ。

七、特務艦隊を新設して、北米、西印度海鎮司令長官之を指揮す、同長官の旗艦と、海軍生徒、水兵、若水兵の航洋練習艦五隻とを以て編制す。是れ即ち第四巡洋艦隊なり。

八、以上の諸艦隊に編入されざる航洋戦列艦を、内國軍港に配屬し、一軍港毎に少將を指揮官とし、各艦に幹部員を置き、下命後數時間にして、單獨又は艦隊を作りて、出動するの準備を有せしむ。

九、砲術練習艦の附屬艦、并に航海練習艦は、老朽艦に代ふるに新式の巡洋艦を以てす。

十、戦闘力乏しき軍艦は之を除籍す。

歐洲以外の巡洋艦團即ち歐洲以外の海洋に於て服役する諸巡洋艦は、之を區分して三個の集團と爲すべし、東部集團は支那、濠洲及び東印度、三海鎮の巡洋艦を包括すべし、戦時に於ける、此等巡洋艦の戰略的配置に關しては、支那艦隊司令長官其責任たるべし、戰略的配置とは、諸艦をして前記の諸海洋に於て發見さるべき敵の一切の艦船と最も早き時機に於て交戦せしむるが如くすること是なり。喜望峯艦

は、東部集團及在地中海諸巡洋艦又は東部集團及西部集團間の連鎖となるべし、西部集團は、北米及び西印度海鎮司令長官の令下にある諸巡洋艦を以て編成し、而して戦時に於ては該司令長官は召集されたる諸巡洋艦を以て援隊とすべし、現時北米及び西印度海鎮司令長官の令下にある巡洋艦は、旗艦たる一等防護巡洋艦一隻及び二等并に三等巡洋艦若干隻とす、海軍本部委員は該海鎮より諸艦中の劣弱なるものを除籍し、而して更に新設特務艦隊の諸艦を該海鎮に加ふることに決せり、該特務艦隊は海軍本部員に於て新たに編成することに議決せる所のものにして、其指揮權は該海鎮司令長官に付與せらるべし。其陸軍に於ても、印度防備の一點よりするも、當然増加せらるべし。



## 第七章 結論

曠古の大戦は終れり、世界は此戦役より何ものを學び得たるや、彼我兩國は何等の教訓を發見したるや、政略、戰略、戰術の三者は、齊しく明確なる審判を経たり、日英新同盟及日露平和條約は、之れが判決主文なり、聊か茲に理由を論明し、以て本編を結ばんと欲す。

## 第一節 日英同盟より生ずる戰略面を論ず

予輩は先づ、日英新同盟に於ける戰略面の觀察を下さんとす。(爾後評論所載ア、イ、ケ、ホ、一部を抄出す)日英同盟の戰略上の地位完全なるは、兩國の幸福なり、英國艦隊は西洋の海權を制し、日本艦隊は東洋の海權を制す、日露開戦當時に於て、露國は我が二國同盟と同様な状態に在り、即ち當時露國は支那海に於て數字上日本の艦隊に匹敵すべき海軍を有すると同時に、又西洋に於ても相當の艦隊を有したり、これ一見、日英兩艦隊の位置と相似たれども、然も内容に於ては大に異なる處あり、露國は東西兩洋に於て何れも優勢なる能はず、又其兩者の勢力を一處に集合するの便宜

を缺きたり、故に若し佛國が露國艦隊に與へたる好意なく、タンデール、デブリーチ、マダガスカル及安南の各處に於て假泊するの便を缺きたりしならんには、西洋方面の一艦だも、戰場に進むを得ざりしならん、露國は其帝國の一極點に於て攻撃せられ、之に對して豫備艦隊の勢力を加ふる能はざりしなり、然れども日英兩艦隊の位置は全然露國の東西艦隊の如きものならず、日本が其海軍力に於て東洋に卓越せるは英國の海軍力が西洋に超群せると等し、且つ列國の東洋艦隊は現時一の戰團艦を有するものなし、獨逸は只一隻裝甲巡洋艦、二隻の保護巡洋艦と小軍艦の數隻を有し、佛國は三隻の大形巡洋艦と小巡洋艦の一艦隊を有し、以太利は一隻の大形巡洋艦と二隻の小巡洋艦を有するに過ぎず、英國は其戰團艦を撤退せしめたるに關らず、東洋に於ける海軍力は猶ほ遙かに他の列國の海軍力に超越せり、海軍當局者の云ふ處によれば、支那海、東印度及び濠洲艦隊は一朝有事の時に當りては直に支那海艦隊の司令旗の下に集合することを得べく、隨て此等の艦隊は迅速に東洋方面の敵艦隊と砲火を交ふるを得べき計畫となり居れりと。

英國の優勢なる艦隊に加ふるに日本の有力なる艦隊を以てす、如何なる聯盟を以

て之に對するも、到底其勢力を凌ぐ能はざるなり、歐洲に在る列國艦隊は英國の承認なくして東洋に進航する能はず、英國は歐洲大陸より太平洋に達する迄の總ての港灣を其手中のものとし、海軍の根據地は恰も常山の蛇の如く西より東に連れり、北海と英國海峽はサー、ウキルソン提督海峽艦隊を率ひて之を守り、其艦隊は十二隻の戦闘艦を有し其補助として快速力を有する強勢の装甲巡洋艦六隻より成れる巡洋艦あり、ドゥバーを以て根據地と爲さば北海より來るべき如何なる艦隊をも防遏するを得べし。

而して更に陸上面に注意せざるへからず陸上面の注意は所謂露國よりする侵略の動脈線に着眼せざるへからず、

中央亞細亞の天然的障礙を打破したる鐵道は實に再昨年即千九百四年を以て全部成功したり。歐露より阿富汗に赴くには二大道あり。其一はコーカサスを経裏海を渡り、後裏海州を横ざりてメルヅに達する者、其二はモスコよりオーレンブルグに出てタシケンド、サマルカンド等を経てメルヅに到る者なり。第一線即裏海經山線はモスコより鐵路南走してコーカサス州のバク、港に出て、同港

り裏海を渡りて東岸のクラスノウオドスク港に於て、後裏海鐵道即ち通常中央亞細亞鐵道と稱せる鐵路に乗り換へ、東南走してメルヅ驛に達す。モスコより裏海の西岸バク、港に至る約千五百哩、假に毎時二十哩を走れば七十餘時にして達すべし、裏海海上二百哩に滿たず、十八時間にして渡航すべし、クラスノウオドスク港よりメルヅに至る迄五百五十六哩は三十時間内外にして達すべし、則ちモスコよりメルヅ驛に至る全距離は裏海に於ける積換時間を算入するも七日内外にして到着するを得ん。後裏海鐵道は彼のトルコマン征討と同時に、千八百八十年を以て起工し、アンネンコフ將軍の精力を盡して建設する處なり、此線路がメルヅ驛に達したるは八十六年七月にして、更に東北走してブハラ、サマルカンドを経てタシケンドに達せしは九十六年に在り。第二線即タシケンド經由線は其距離に於て裏海經山線よりも長しと雖、全線鐵道に由り乗換の不便なきが故に軍隊輸送の用として寧ろ前者に優る。本線の中タシケンドよりメルヅに至る迄五百九十五哩は上記後裏海線の一部にして、夙に開通せるものに屬し、タシケンドよりオーレンブルグに至る千五百五十哩の新線は、即ち新設に屬し、此の新線の起工

は千九百一十一年十月にして、當時の豫定によれば千九百五年一月一日を以て開通する筈なりしが、果して其の前年中に全部の工事を竣り年末既に運轉を開始したりオーレンブルグよりサマラ驛に至る既成線三百六十哩あり、サマラは中亞線と西伯利線の分岐點に位す、即ち右すれば葱嶺々西亞細亞の中心に向ひ、左すれば一路直通太平洋岸に到らん。サマラよりモスコイに至る七百三十八哩、無論舊線なり、合算してモスコイよりメルヴ驛に達する二千七百四十五哩、毎時廿哩を駛れば費す所百三十餘時、十五哩とするも亦百五十時間に過ぎず、即ち一週間を出てずして露軍メルヴに集中せん。

即裏海を經由してメルヴに達するも、タシケンドを經由してメルヴに達するも、共に費す所は、七日内外を出てずして、露國の大軍、阿富汗境上を壓して、集中するを得べし。而してメルヴより、阿富汗領に至る、ムルガブ河に沿へる百九十哩の軍用鐵道は、更に概説するの必要あり。メルヴよりクシユキンスキイに至る線路是なり。メルヴは露領後裏海州の南部に在る小都會にして、中央亞細亞より阿富汗に入るの關門に當れり。故に露國より印度方面乃至阿刺比亞海方面に出づるには、必然

此地を經過せざるべからず。されば露國は後裏海鐵道が未だタシケンドに達せざるに先ち、早くもメルヴ、クシユキンスキイ間の鐵道敷設を企て、千八百九十八年十二月を以て、百九十哩の全線を完成したるなり。元來裏海以東一帶の地方は、廣漠なる沙漠地にして、荒蕪の原野、遠く數千里に亘るも、各所にオーシンスキイありて、土地肥え人畜播殖す、キジル、アルワツト、アスハバツド、メルヴ等、皆沙漠中のオーシンスキイ中に位する市邑にして、メルヴはメルヴ、オーシンスキイの中にあり。此オーシンスキイは、ムルガブ河の下流によりて造られたる沃土なり、人口四五千に過ぎざる小邑なるも、上代成吉思汗帖木兒等の諸豪傑が、南亞細亞に出づるの路を取りたる所にして、地位の樞要今も尙ほ昨の如く、中央亞細亞に於ける、最も著名なる地なり。クシユキンスキイは、實際阿富汗領に屬するも、露人は恣まゝに驛站を設け、露西亞流の名を命じたるものなり。

ムルガブ河は、阿富汗より發する大河にして、メルヴ附近に於て、後裏海州の沙漠中に消失す。ムルガブ鐵道は、河の西部に沿ひて、敷設せられ、阿富汗境上のクシユキンスキイに達する軍事専用の秘密鐵道なり。全長百九十哩、其終點クシユキンス

キーより、阿富汗西北部の重鎮、ヘラット府に至る、距離八十哩なり。中央亞細亞の鐵道は、本來軍事上の目的を以て、建築せられたりと雖も、之と同時に露領中亞開發に資するものにして、此鐵道敷設以來中亞全地方の産業著しく進歩し、將來の發展度るべからざるものあり。然るに、ムルガブ線に至りては、之れと趣を異にし、其終點は露國の版圖外なる阿富汗領にして、露人は本線によりて阿國と中亞との交通を便にし、相互の産業を助長せんとするが如き、經濟的思想を以て、之れを築設したるものに非らざるは、勿論、一朝事ある時、中亞の軍隊を阿國境上に送り、一舉直にヘラットを襲撃せんと期するもの、本線の唯一目的とす。故に本線は軍事に専用するの外、絶て公衆の用に供せざるのみならず、外國人に對しては、如何なる場合、如何なる事情あるも、之れに便乗することをも許可せざるなり。本線完通以來、鐵道材料及び軍用材料は、續々南方に輸送せられ、終點クシユキンスキー驛には、諸種の土工を施し、必需材料を積んで山をなすの状況なり。本戰役以來、露國は東方に忙殺せられて、復た南方を顧みるの暇なかりしが、故に、同方面の經營一時其力を減したるか如きも、未だ此等に關して確實なる報道に接せず。尤も戰爭中、及び日英同盟

發表の前後、中亞の露兵動も、すれば、阿富汗境上を脅かすの擬勢を取れりとの報道ありしは、一再に止まらず、東方は東方として、南方經營は、依然着々として、歩武を進め居るやも、未だ知るべからず。此鐵道は、戰爭前の頃までは、一週唯二回を限り、列車の運轉をなすに過ぎず、其速力も亦一時間十哩なり。

露領中亞と、印度及び阿富汗とは、パミール高原とヒンヅークーシユ山との大障壁あり。(勿論、此山脈以北にも、阿領土耳其斯坦あり、行軍の困難殆ど絶望的と云ふも、過言にあらず、然るに西方に至りては、山脈の支脈稍小にして、ムルガブ河によりて、クーシユクに通じ、更に西方なる阿富汗と波斯の境上に於て、テゼント河の水脈を以て、亦ヘラットに通ずる行路を開けり。初め露國が南下の軍道を選むに方りて、やテゼント水脈も、亦候補地たりしが、遂にムルガブ水脈を選定したるものにして、是より後、露國南下の大軍は、必然メルグを経山し、直南ヘラットを望みて突出するの形勢にあり。

此侵略行徑に對して、日本は日英協約に照し、如何なる保護に任じ得べきや、予輩之を明言するの位置にあらず、然れども、獨逸アルテン中將の論斷、其誤謬は之を默